

山形村

高齢者福祉計画・

第8期介護保険事業計画・

成年後見制度利用促進基本計画

令和3年3月

長野県 山形村



目 次



第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の背景	1
2. 法的位置づけについて	2
3. 他計画との整合性	2
4. 計画の期間	2
5. 計画の策定体制	3
(1) 策定委員会	3
(2) 住民参加の事項	3
6. 計画見直しにおける基本的な考え方について	4
(1) 2025年・2040年を見据えたサービス基盤・人的基盤の整備	4
(2) 地域共生社会の実現	4
(3) 介護予防・健康づくり施策の充実・推進	4
(4) 有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化	4
(5) 認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進	5
(6) 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化	5
(7) 災害や感染症対策に係る体制整備	5
第2章 高齢者を取り巻く現状と将来推計	6
1. 高齢者の現状と今後の見込み	6
(1) 人口構成	6
(2) 人口の推移	7
(3) 人口推計	8
(4) 高齢者世帯の推移	9
(5) 一人暮らし世帯数の推移	9
2. 要支援・要介護認定者の現状と今後の見込み	10
(1) 要支援・要介護認定者の推移	10
(2) 松本圏域における介護度別調整済認定率及び調整済認定率の経年比較	11
(3) 要支援・要介護認定者に占める認知症高齢者数の推移	12
(4) 要支援・要介護認定者推計	13
3. 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査について（抜粋）	14
(1) リスク保有者の内訳	15
(2) 日常生活における介護・介助の状況	17
(3) 会・グループへの参加状況	18
(4) 社会参加活動や仕事	18
(5) 幸福度	19
4. 在宅介護実態調査について（抜粋）	20
(1) 介護の頻度	20

(2) 主な介護者が行っている介護.....	21
(3) 施設の検討状況.....	22
(4) 幸福度.....	23
第3章 計画の基本的な考え方.....	24
1. 計画の基本理念.....	24
2. 計画の基本目標.....	24
3. 日常生活圏域の設定.....	24
4. 地域共生社会の実現.....	25
5. 施策体系図.....	26
6. 第7期計画の目標指標達成状況及び第8期計画の目標指標.....	29
(1) 第7期計画における達成状況.....	29
(2) 第8期計画における目標指標.....	30
第4章 施策の展開.....	31
基本目標Ⅰ. 明るく活力に満ちた高齢社会を目指した支援体制の確立.....	31
1 高齢者の生きがいつくり・社会参加の支援.....	31
(1) 社会参加の場づくり.....	31
(2) 高齢者の就労支援.....	32
基本目標Ⅱ. 健康でいきいきとした生活を送る支援体制の確立.....	33
1 一般介護予防事業の提供体制.....	33
(1) 介護予防把握事業.....	33
(2) 介護予防普及啓発事業.....	34
(3) 地域介護予防活動支援事業.....	37
(4) 一般介護予防事業評価事業.....	37
(5) 地域リハビリテーション活動支援事業.....	38
2 介護予防・生活支援サービスの提供.....	39
(1) 訪問型サービス.....	39
(2) 通所型サービス.....	40
3 自立した日常生活への支援.....	42
(1) 自立を支援する生活支援サービスの提供.....	42
(2) 高齢者の生活環境の整備.....	44
(3) 居宅における介護者への支援.....	45
4. 災害や感染症対策に係る体制整備.....	47
基本目標Ⅲ. 地域包括ケアシステムの深化・推進.....	48
1 地域全体で支える体制の整備.....	48
(1) 地域包括支援センターの運営.....	49
(2) 体制強化に向けた自己評価と村評価の実施.....	51
2 在宅医療・介護連携の推進.....	52
3 認知症施策の推進.....	54

(1) 認知症初期集中支援チームの運営・活用の推進	54
(2) 認知症地域支援推進員の活動の推進	55
(3) 認知症ケアパスの作成・普及	55
(4) オレンジカフェの開催	56
(5) 認知症サポーターの養成と活用	56
(6) チームオレンジコーディネーターの配置【新規】	57
4 介護予防・生活支援サービスの体制整備	58
(1) 生活支援事業の基盤整備	59
5 地域ケア会議の推進	60
(1) 地域ケア個別会議の運営	60
(2) 多職種協働によるネットワークの構築や資源開発（地域ケア推進会議）	61
6 高齢者の居住安定に係る施策との連携	62
(1) 有料老人ホーム及びサービス付き高齢者住宅に係る県との連携強化	62
(2) 養護老人ホーム等の入所措置	63
(3) 低廉な家賃の住まいの活用	63
基本目標Ⅳ. 2025 年・2040 年を見据えた介護保険事業の持続可能な運営	64
1 地域ニーズに対応した介護給付サービスの提供	64
(1) 居宅サービス（介護予防サービス含む）の提供	64
(2) 地域密着型サービス（介護予防サービス含む）の提供	78
(3) 施設サービスの提供	82
2 介護保険事業の円滑な運営	86
(1) 第 1 号被保険者に対する情報提供	86
(2) 住民に対する介護保険制度の周知	86
(3) 介護給付サービス内容・質の確保	86
(4) 介護給付適正化に向けた取組	87
(5) 介護保険料・費用等の軽減措置	90
(6) 人材の育成・確保支援策	90
第 5 章 介護保険給付費の見込みと介護保険料の算出	91
1 地域ニーズに対応した介護給付サービスの提供	91
(1) 推計方法の手順	91
(2) 介護サービス給付費の見込み	92
(3) 標準給付費	94
(4) 地域支援事業費	94
2 介護保険料の設定	95
(1) 介護保険の財源内訳	95
(2) 介護保険料の段階設定	95
(3) 介護保険料の所得段階区分	95
(4) 第 1 号被保険者数と所得段階別被保険者数	96
(5) 調整交付金及び準備基金等	96

(6) 介護保険料基準月額の算定.....	96
(7) 第1号被保険者保険料(第8期)の設定.....	97
第6章 介護サービスの基盤整備.....	98
1 介護施設の基盤整備と方策.....	98
第7章 計画の推進に向けて.....	99
1 PDCAサイクルの活用.....	99
2 点検・評価等と公表に向けた取組.....	99
3 住民への周知及び啓発.....	99
第8章 成年後見制度の利用促進.....	100
(成年後見制度利用促進基本計画).....	100
1 成年後見制度利用促進計画とは.....	100
2 成年後見制度の種類.....	100
3 成年後見制度が必要となる背景.....	101
4 現状と課題.....	101
5 施策の方向性.....	101
(1) 地域ネットワークの構築.....	101
(2) 成年後見制度利用支援事業の実施.....	102
6 達成目標と主な取組の見込み.....	103
資料編.....	104

第 1 章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景

我が国の総人口は、令和2（2020）年3月1日現在で1億2,596万2千人（総務省統計局）と前年同月に比べ約28万7千人減少している一方で、介護保険制度が施行された平成12年に約900万人だった後期高齢者（75歳以上の高齢者）は、現在は約1,848万人となっており、いわゆる団塊の世代（1947～1949年生まれ）が後期高齢者となる令和7（2025）年には2,000万人を突破することが見込まれています。

本村においては、令和2（2020）年10月1日現在の推計値で総人口8,269人、高齢化率は29.1%となっています。（出典：長野県情報政策課「毎月人口異動調査」）総人口は人口減少傾向にあるものの65歳以上の高齢者が増加傾向にあり、令和7（2025）年には高齢化率は29.9%、令和22（2040）年には35.5%と予測されています。

こうした状況の中、高齢者が必要な支援を受けながら、安心して暮らし続けることのできる地域社会を形成していくことは、すべての地方自治体における大きな課題となっています。高齢者が、介護が必要となった場合にも、地域で安心して生活できるような環境を整備するために、必要な介護サービスを総合的に提供し、社会全体で介護体制を支える仕組みとして、平成12年に介護保険制度が創設されました。制度の創設以降、高齢化のさらなる進展や社会状況の変化を背景に、これまで度重なる制度改正が行われてきました。中でも平成23年の制度改正以降は、団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年を見据え、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の構築という方向性が示され、医療と介護の連携の強化、介護人材の確保、認知症対策の推進、介護保険サービスの見直しや費用負担の公平化等が図られてきました。

介護保険の保険者である市町村においては、このような制度改正を踏まえ、3年を1期とする介護保険事業計画の策定が義務づけられ、計画の見直しを行いながら介護保険事業を推進してきました。本村においても、介護保険給付の円滑な実施を図るため、これまで7期にわたる介護保険事業計画を、高齢者福祉計画と一体的に策定し、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けられる地域社会の実現に取り組んできました。

このたびの計画策定においても、国における制度改正に対応するとともに、本村の高齢者の現状と課題を踏まえ、本村が目指すべき高齢者福祉の基本的な方針と具体的に取り組むべき施策を明らかにし、介護保険事業を安定的かつ充実したものとすることを目的として、「山形村高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」（以下、本計画という。）を策定します。

2. 法的位置づけについて

この計画は、介護保険の利用の有無にかかわらず、高齢者福祉に関する施策全般を定める高齢者福祉計画と、介護保険事業についてそのサービス見込量などを定める介護保険事業計画を一体的に策定するものです。

高齢者福祉計画は、基本的な政策目標を設定するとともに、その実現のために取り組むべき施策全般を盛り込んでおり、老人福祉法第20条の8の規定による老人福祉計画と位置付けられます。

介護保険事業計画は、要支援・要介護者の人数、介護保険の給付対象となるサービスの利用意向等を勘案し、介護保険の給付対象となるサービスの種類ごとの量の見込み等を定めるなど、介護保険事業運営の基礎となる事業計画です。介護保険法第117条に規定された計画で今回が第8期となります。

山形村成年後見制度利用促進基本計画は、平成28年5月に成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、平成29年3月に国が策定した基本計画を勘案して基本的な計画を定めるよう努めることとされており、法第14条に規定された計画となります。

3. 他計画との整合性

本計画は、山形村のむらづくりの指針となる「山形村総合計画」を最上位計画に位置づけ、福祉分野における関係計画と整合性を図りながら策定しました。

また、その他、村の関連する保健・福祉分野をはじめとする諸計画、国の指針、長野県高齢者プラン（第8期老人福祉計画・介護保険事業支援計画）、第2期信州保健医療総合計画との整合性を確保しました。

4. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3か年とします。

本計画は、いわゆる団塊の世代が後期高齢者に到達する令和7（2025）年の高齢者のあるべき姿と、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年を見据えた計画とし、中長期的なサービス・給付・保険料の水準も推計し、中長期的な視野に立った施策の展開を図ります。

5. 計画の策定体制

(1) 策定委員会

本計画は、本村の特性を踏まえ、総合計画の基本理念を反映させる必要から、保健・医療・福祉関係者、被保険者等の参加を得て策定委員会を設置しました。また、その他の関係者や住民の意見も配慮し、できる限り反映させるよう努めました。

(2) 住民参加の事項

介護保険法においては、介護保険事業計画により介護サービスの水準が明らかにされ、それが保険料に反映されることから、本計画の策定、変更にあたっては、被保険者の意見を反映させるための措置を講じることが義務づけられています。このため、本事業計画策定委員会の委員構成に際し、被保険者である地域住民の代表としての参加に配慮するとともに、高齢者実態調査の実施、地域住民の意見の反映に努めました。

また、医療機関、行政等の専門的な意見を聴取し、住民が真に求める、住民に必要な計画策定に努めました。

① アンケート調査の実施(令和 2 年 11 月 7 日から令和 2 年 12 月 13 日まで)

計画の策定にあたっては、65 歳以上の要介護認定を受けていない方を対象に、要介護状態になるリスクの発生状況及び各種リスクに影響を与える日常生活の状況を把握し、地域の抱える課題を特定することを目的に「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」を実施しました。

また、在宅で介護をしている家庭を対象に、「高齢者等の適切な在宅生活の継続」と「家族等介護者の就労継続」の実現に向けた介護サービスの在り方を検討することを目的に「在宅介護実態調査」を実施し、計画策定の基礎資料としました。

どちらの調査ともに令和 2 年 11 月 7 日から令和 2 年 12 月 13 日までのおよそ 1 か月間郵送にて実施をしました。詳細は 14 ページから 23 ページをご覧ください。

② パブリックコメントの実施

令和 2 年 12 月 21 日から令和 3 年 1 月 17 日までの期間に計画書案をホームページへ掲載、いちいの里窓口での閲覧を実施し、村民からの意見を募りました。

6. 計画見直しにおける基本的な考え方について

(1) 2025 年・2040 年を見据えたサービス基盤・人的基盤の整備

いわゆる団塊世代が 75 歳以上となる 2025（令和 7）年、更にはいわゆる団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる 2040（令和 22）年の高齢化の状況及び介護需要を予測し、第 8 期計画で具体的な取組内容や目標を計画に位置付けることが必要となっています。

なお、サービスの基盤整備を検討する際には介護離職ゼロの実現に向けたサービス基盤整備、地域医療構想との整合性を図る必要があります。

(2) 地域共生社会の実現

「地域共生社会」とは、社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。

この理念や考え方を踏まえた包括的な支援体制の整備や具体的な取組が重要となります。

(3) 介護予防・健康づくり施策の充実・推進

可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、介護予防・健康づくりの取組を強化して健康寿命の延伸を図ることが求められています。

その際、一般介護予防事業の推進に関して「PDCA サイクルに沿った推進にあたってデータの活用を進めることやそのための環境整備」、「専門職の関与」、「他の事業との連携」を行うこと、総合事業の対象者や単価の弾力化を踏まえて計画を作成すること、保険者機能強化推進交付金等を活用した施策の充実・推進、在宅医療・介護連携の推進における看取りや認知症への対応強化等を図ること、要介護（支援）者に対するリハビリテーションの目標設定等が重要となります。

※PDCA：Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）の頭文字をとったもの。

(4) 有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化

高齢者が住み慣れた地域において暮らし続けるための取組として、「自宅」と「介護施設」の中間に位置するような住宅も増えており、また、生活面で困難を抱える高齢者が多いことから、住まいと生活支援を一体的に提供する取組も進められているところです。

こうした状況を踏まえ、有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅の質を確保するとともに、適切にサービス基盤整備を進めるため、都道府県が住宅型有料老人ホームの届出に関する情報を市町村へ通知することとする規定が盛り込まれました。こうした取組の実施により都道府県・市町村間の情報連携を強化することが必要となります。

また、有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅の整備状況も踏まえながら第8期計画の策定を行い、サービス基盤整備を適切に進めていくことが必要です。

(5) 認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進

「認知症施策推進大綱」を踏まえ、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進していく必要があります。

具体的な施策として①普及啓発・本人発信支援、②予防、③医療・ケア・介護サービス・介護者への支援、④認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援、⑤研究開発・産業促進・国際展開の5つの柱に基づいて施策が推進されています。

運動不足の改善、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等が、認知症の発症を遅らせることができる可能性が示唆されていることを踏まえ、予防に関するエビデンス（証拠）の収集・普及とともに、通いの場における活動の推進など、正しい知識と理解に基づいた予防を含めた認知症への「備え」としての取組が求められています。

(6) 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

現状の介護人材不足に加え、2025（令和7）年以降は現役世代（担い手）の減少が顕著となり、地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保が大きな課題となります。

このため、第8期計画に介護人材の確保について取組方針等を記載し、計画的に進めるとともに、都道府県と市町村とが連携しながら進めることが必要です。

さらに総合事業等の担い手を確保する取組や、介護現場の業務改善や文書量削減、ロボット・ICTの活用の推進等による業務の効率化の取組を強化することが重要となっています。

(7) 災害や感染症対策に係る体制整備

近年の災害発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、災害や感染症対策に係る体制整備が急務となっています。

ウィルスの感染拡大防止策の周知啓発、代替サービスの確保に向け、施設職員への研修を充実させるとともに、マスクやガウンなどの防護具や消毒液の備蓄や調達、輸送体制の整備が必要となっています。

また、災害に備え、避難訓練の実施や食料、生活必需品の備蓄、災害の種類別に避難にかかる時間や経路の確認が求められています。

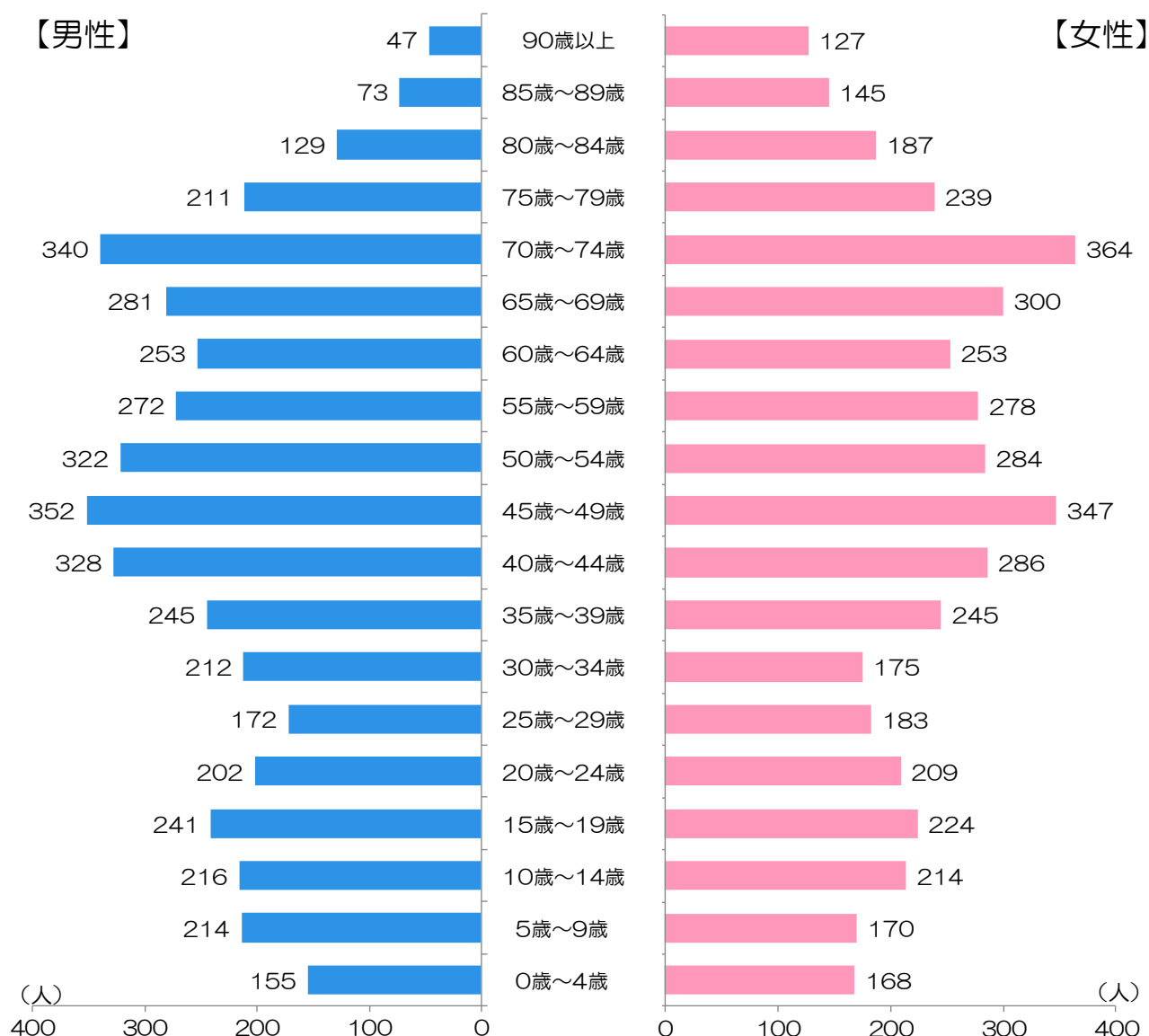
第 2 章 高齢者を取り巻く現状と将来推計

1. 高齢者の現状と今後の見込み

(1) 人口構成

令和2年10月1日の総人口（8,663人）の5歳毎分布をみると、男性では45～49歳、70～74歳、40～44歳の順、女性では70～74歳、45歳～49歳、65～69歳の順で多くなっています。（令和2年10月1日現在 住民基本台帳に基づく実績値）

総人口	男性	女性
8,663人	4,265人（49.2%）	4,398人（50.8%）



(2) 人口の推移

本村の総人口は、平成 27 年度（2015 年度）の 8,395 人から 68 人減少し、令和 2 年（2020 年）10 月 1 日現在で 8,327 人となっています。

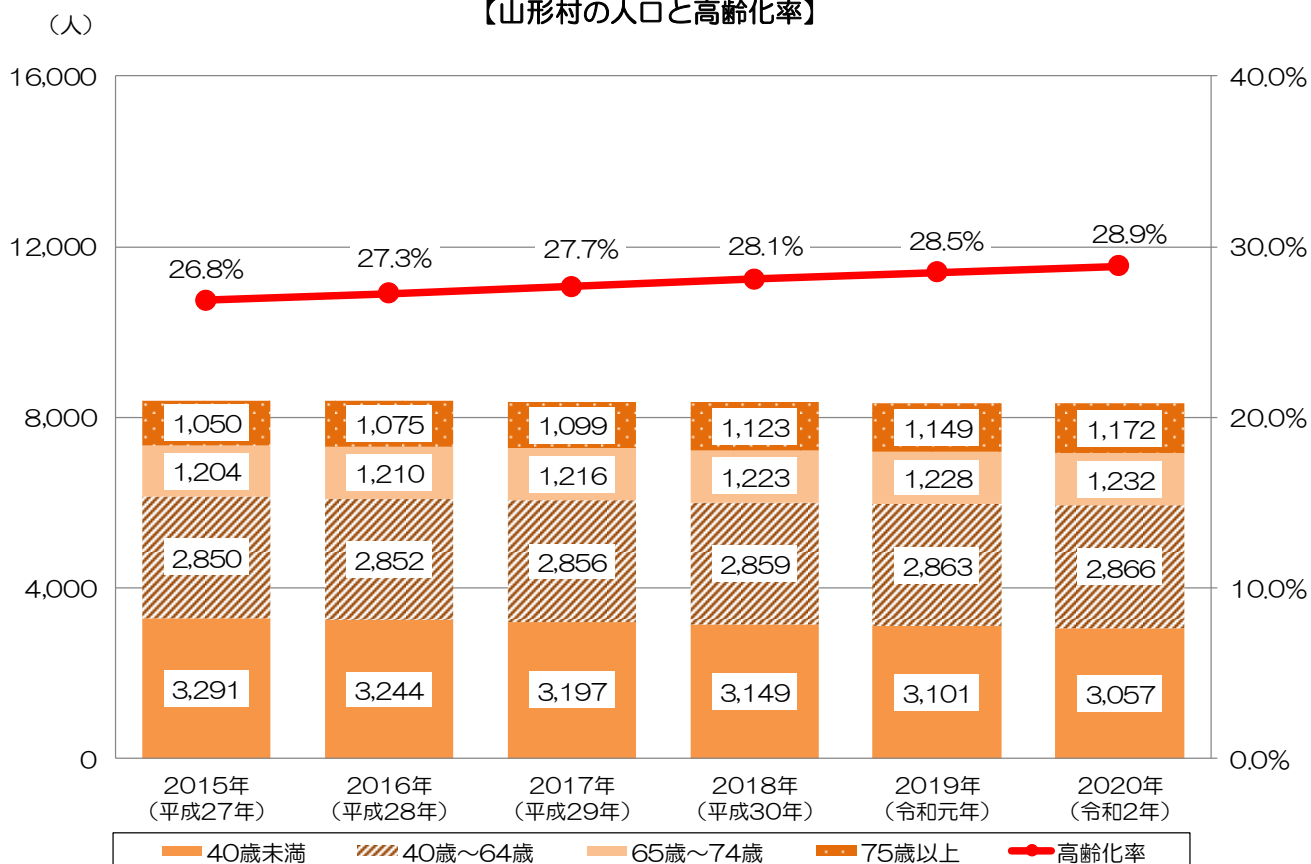
高齢化率は 2.1%上昇し、28.9%となっています。

（注：平成 27 年について国勢調査による。平成 28 年から令和 2 年については国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」を基にした推計値）

（単位：人）

	2015年 (平成27年)	2016年 (平成28年)	2017年 (平成29年)	2018年 (平成30年)	2019年 (令和元年)	2020年 (令和2年)
総人口	8,395	8,381	8,368	8,354	8,341	8,327
40歳未満	3,291	3,244	3,197	3,149	3,101	3,057
40歳～64歳	2,850	2,852	2,856	2,859	2,863	2,866
65歳以上	2,254	2,285	2,315	2,346	2,377	2,404
前期高齢者	1,204	1,210	1,216	1,223	1,228	1,232
65歳～69歳	719	686	653	621	587	553
70歳～74歳	485	524	563	602	641	679
後期高齢者	1,050	1,075	1,099	1,123	1,149	1,172
75歳～79歳	349	369	388	409	428	447
80歳以上	701	706	711	714	721	725
高齢化率	26.8%	27.3%	27.7%	28.1%	28.5%	28.9%
後期高齢化率	12.5%	12.8%	13.1%	13.4%	13.8%	14.1%

【山形村の人口と高齢化率】



(3) 人口推計

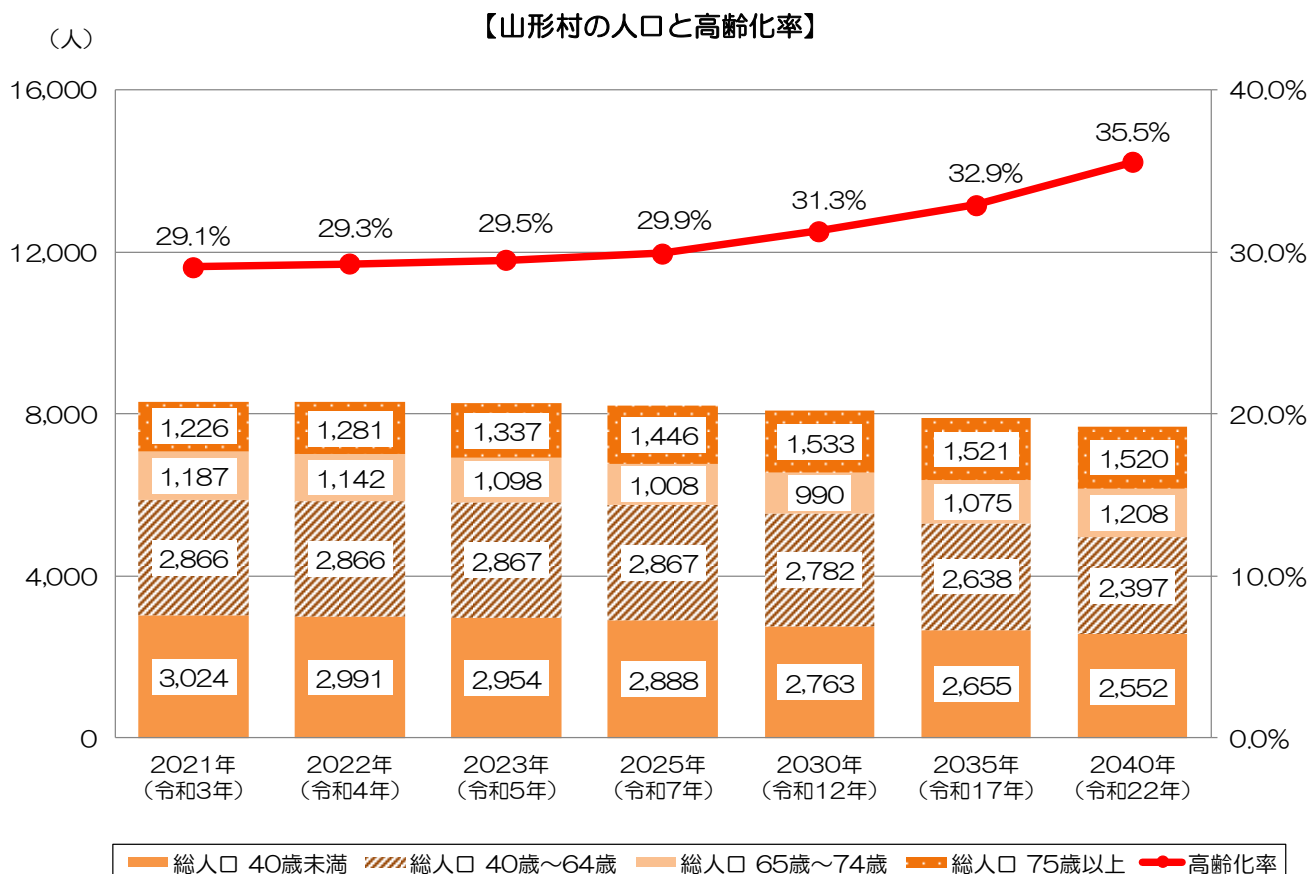
今後の人口の推移を把握するため、これまでの実績値をもとに、国の見える化システムにおいて推計を行いました。

(出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」平成30年推計)

推計結果では、団塊の世代が全て75歳に到達する2025年には高齢化率29.9%となり、団塊ジュニア世代が65歳に到達する2040年には、35.5%になると予測されています。

(単位：人)

	2021年 (令和3年)	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)	2025年 (令和7年)	2030年 (令和12年)	2035年 (令和17年)	2040年 (令和22年)
総人口	8,303	8,280	8,256	8,209	8,068	7,889	7,677
40歳未満	3,024	2,991	2,954	2,888	2,763	2,655	2,552
40歳～64歳	2,866	2,866	2,867	2,867	2,782	2,638	2,397
65歳以上	2,413	2,423	2,435	2,454	2,523	2,596	2,728
前期高齢者	1,187	1,142	1,098	1,008	990	1,075	1,208
65歳～69歳	539	526	512	485	531	570	667
70歳～74歳	648	616	586	523	459	505	541
後期高齢者	1,226	1,281	1,337	1,446	1,533	1,521	1,520
75歳～79歳	483	518	555	626	484	426	469
80歳以上	743	763	782	820	1,049	1,095	1,051
高齢化率	29.1%	29.3%	29.5%	29.9%	31.3%	32.9%	35.5%
後期高齢化率	14.8%	15.5%	16.2%	17.6%	19.0%	19.3%	19.8%



(4) 高齢者世帯の推移

総世帯数は、2000（平成12）年の2,127世帯から、2015（平成27）年には2,720世帯と増加しています。その中で、高齢者世帯の総世帯に占める割合は2000（平成12）年の46.5%から、2005（平成17）年は44.9%と減少したものの、2015（平成27）年では51.7%と、高齢者世帯が約半数を占めています。また、「一人暮らし世帯」や「夫婦のみ世帯」も年々増加しています。

（単位：世帯）

区 分	2000年 （平成12年）	2005年 （平成17年）	2010年 （平成22年）	2015年 （平成27年）
総世帯数	2,127	2,385	2,616	2,720
高齢者世帯数	990	1,072	1,213	1,407
一人暮らし世帯数	70	91	125	193
夫婦のみ世帯数	134	173	171	314
その他の世帯数	786	808	917	900
高齢者世帯比率（%）	46.5	44.9	46.4	51.7

資料：国勢調査

(5) 一人暮らし世帯数の推移

一人暮らし世帯数は2000（平成12）年の70世帯から、2015（平成27）年には193世帯と増加しています。また、男女別にみると、女性の一人暮らしが多く、全体の7割弱を占めています。

（単位：世帯）

区 分	2000年 （平成12年）	2005年 （平成17年）	2010年 （平成22年）	2015年 （平成27年）
男 性	25	32	39	65
女 性	45	59	86	128
総 数	70	91	125	193

資料：国勢調査

2. 要支援・要介護認定者の現状と今後の見込み

(1) 要支援・要介護認定者の推移

本村の要介護等認定者数は、平成 27 年度（2015 年度）の 342 人から 8 人増加し、令和 2 年（2020 年）で 350 人となっています。重度認定者（要介護 4、要介護 5）が減少し、要支援 2 及び要介護 3 が増加しています。

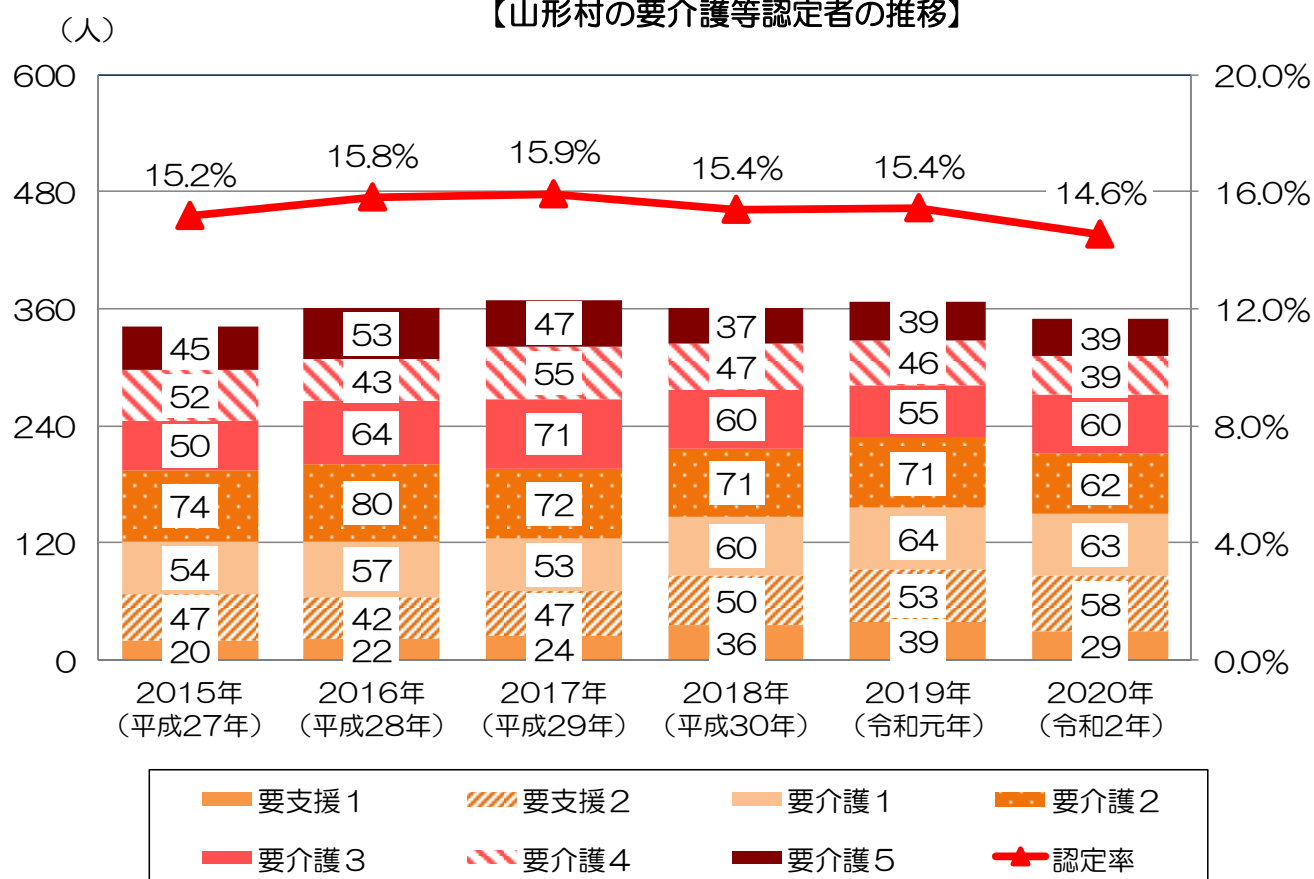
（出典）厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和元年度・2 年度「介護保険事業状況報告」月報）

認定率は、増減を繰り返しており、令和 2 年（2020 年）で 14.6%となっています。

（単位：人）

	2015年 (平成27年)	2016年 (平成28年)	2017年 (平成29年)	2018年 (平成30年)	2019年 (令和元年)	2020年 (令和2年)
要支援 1	20	22	24	36	39	29
要支援 2	47	42	47	50	53	58
要介護 1	54	57	53	60	64	63
要介護 2	74	80	72	71	71	62
要介護 3	50	64	71	60	55	60
要介護 4	52	43	55	47	46	39
要介護 5	45	53	47	37	39	39
合計	342	361	369	361	367	350
認定率	15.2%	15.8%	15.9%	15.4%	15.4%	14.6%

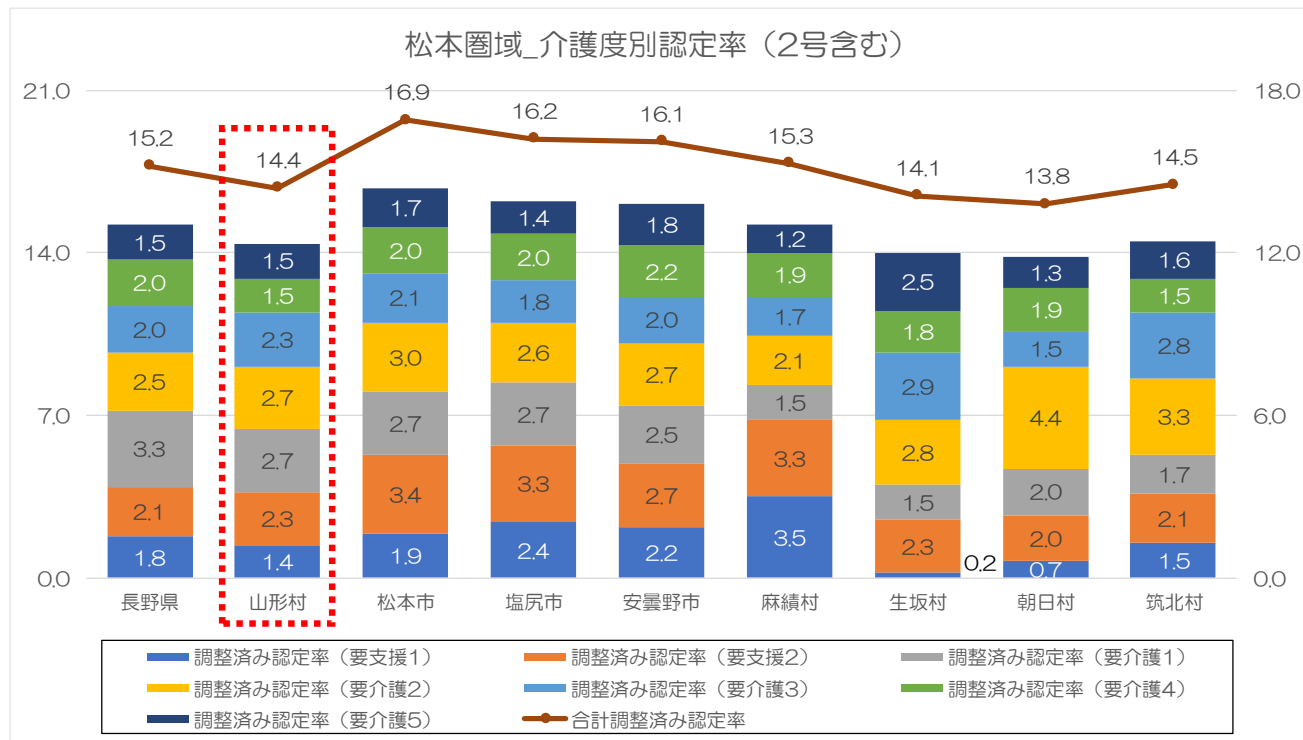
【山形村の要介護等認定者の推移】



(2) 松本圏域における介護度別調整済認定率及び調整済認定率の経年比較

松本圏域における介護度別調整済認定率をみると、本村は8保険者中3番目に低い14.4%となっており、長野県平均を0.8ポイント下回っています。

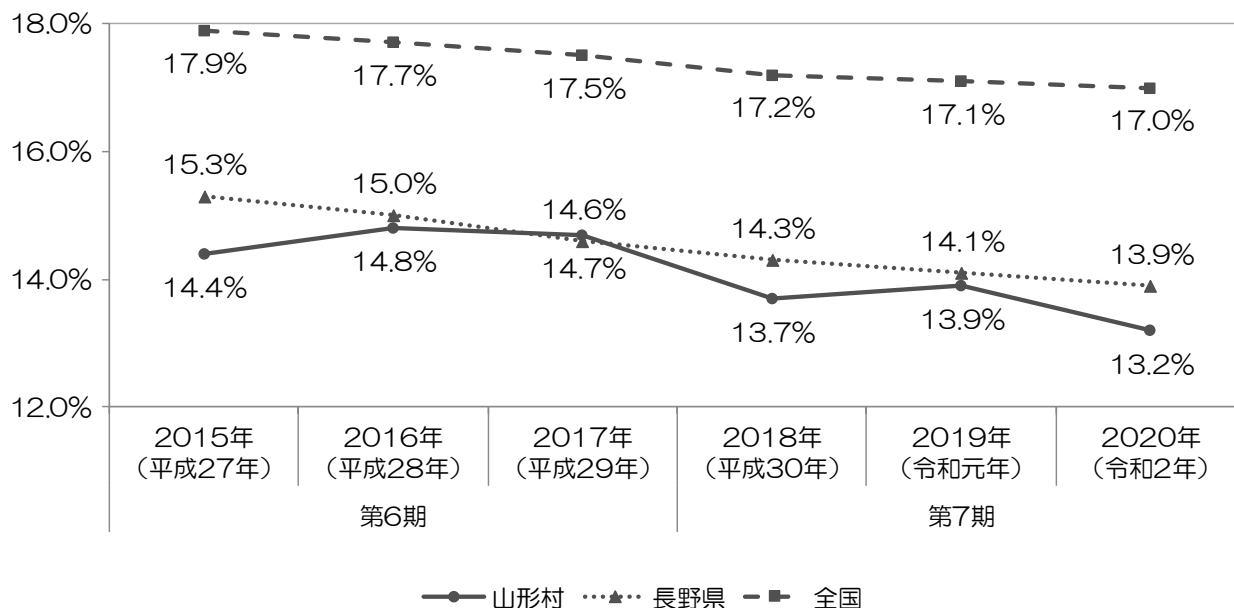
また、調整済認定率については、全国、長野県平均を下回っています。



（時点）令和元年(2019年)

（出典）厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和元年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）および総務省「住民基本台帳人口・世帯数」

調整済認定率の経年比較（国・県）



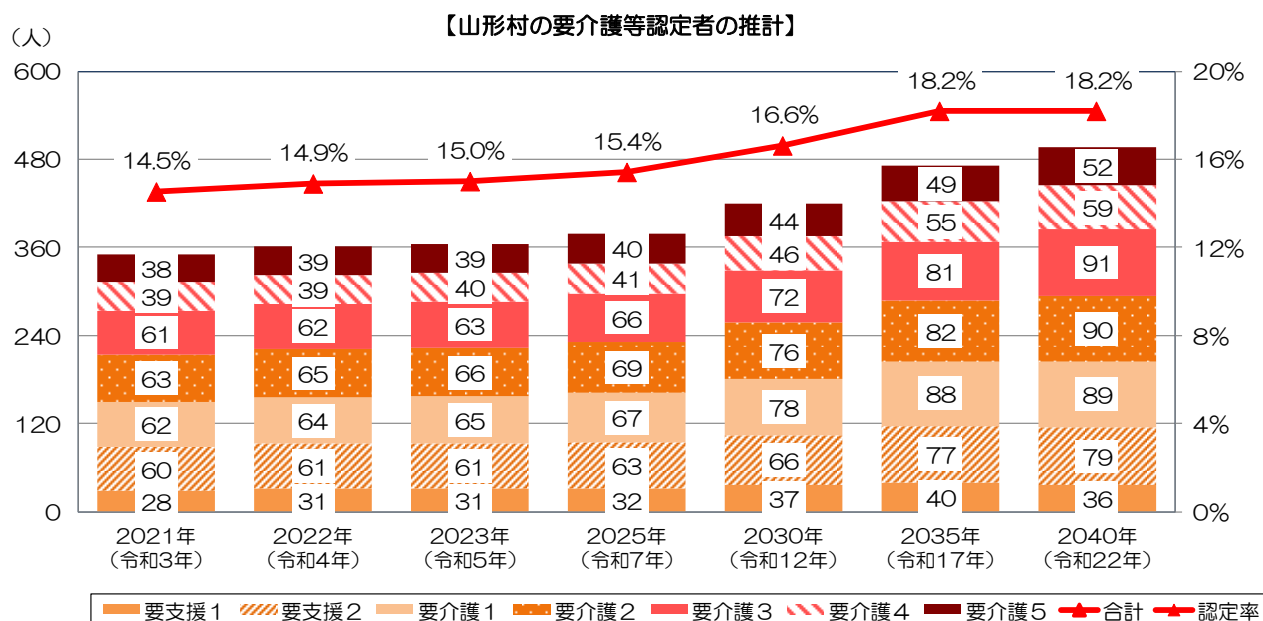
(4) 要支援・要介護認定者推計

人口推計結果と第7期計画期間における認定率を基に、今後の要支援・要介護認定者の推計を行いました。（地域包括ケア「見える化システム」により推計実施）

高齢者の増加に伴い、今後も引き続き、認定者数の増加が見込まれます。

（単位：人）

	2021年 (令和3年)	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)	2025年 (令和7年)	2030年 (令和12年)	2035年 (令和17年)	2040年 (令和22年)
要支援1	28	31	31	32	37	40	36
要支援2	60	61	61	63	66	77	79
要介護1	62	64	65	67	78	88	89
要介護2	63	65	66	69	76	82	90
要介護3	61	62	63	66	72	81	91
要介護4	39	39	40	41	46	55	59
要介護5	38	39	39	40	44	49	52
合計	351	361	365	378	419	472	496
認定率	14.5%	14.9%	15.0%	15.4%	16.6%	18.2%	18.2%



3. 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査について（抜粋）

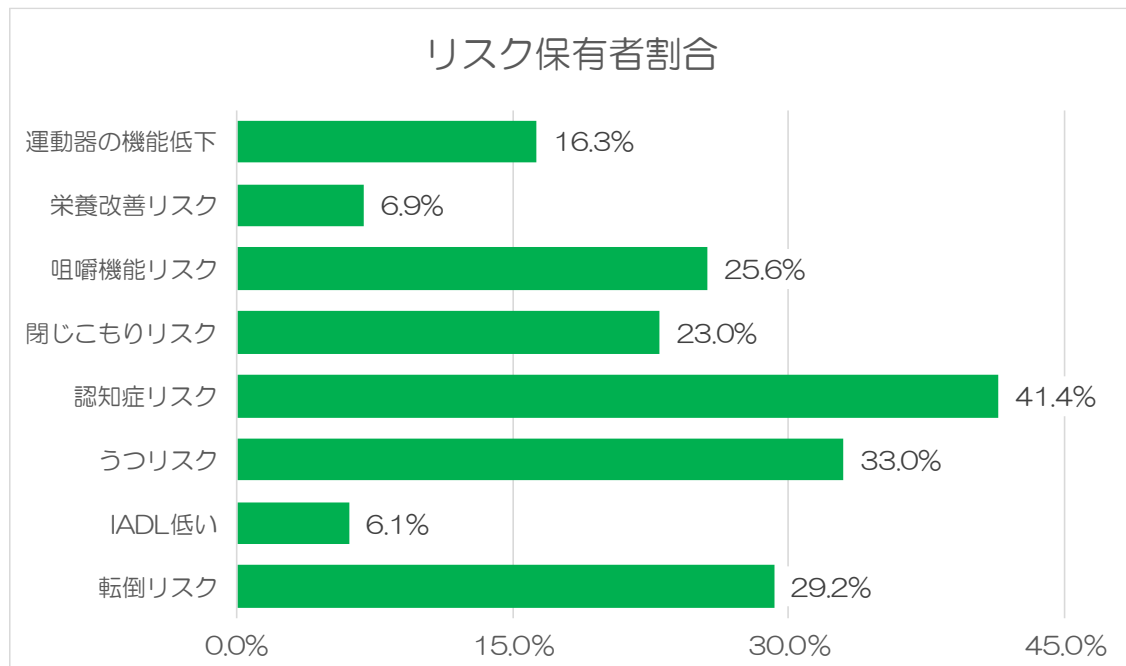
介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護だけではなく医療や予防、生活支援、住まいを包括的に提供する地域包括ケアシステム構築が重要な政策課題となっています。行政が中心となり、地域の実情に応じて住民等の多様な主体が参画した多様なサービスを充実することで地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指すものです。

以上のことから、目指すべき地域包括ケアシステム構築のあり方に向けた基礎資料を得るため、本調査を実施しました。

	内容				
調査対象者	令和元年10月1日現在、山形村に居住する65歳以上で要介護認定を受けていない方				
回収状況	調査票配布数		有効回答数		有効回答率
	300件（2,019人中）		276件		92.0%
有効回収数の内訳	男性		女性		無回答
	前期高齢者	後期高齢者	前期高齢者	後期高齢者	
	62件	63件	75件	67件	9件

(1) リスク保有者の内訳

各リスク保有者割合をみると、「認知症リスク」「うつリスク」が3割を超えています。



リスクに「該当」と判定する基準は、以下のとおりです。

リスク	設問	回答
運動機能低下 (3問以上該当)	階段を手すりや壁をつたわずに昇っているか	できない
	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっているか	できない
	15 分位続けて歩いているか	できない
	過去 1 年間に転んだことがあるか	何度もある 1 度ある
	転倒に対する不安が大きいのか	とても不安 やや不安
栄養改善	BMI：体重（kg）÷{身長（m）×身長（m）}	18.5 未満
咀嚼機能	半年前に比べて固いものが食べにくくなったか	はい
閉じこもり	週に 1 回以上は外出しているか	ほとんどしない 週 1 回する
認知機能低下	物忘れが多いと感じるか	はい
うつ	この 1 か月間、気分が沈んだり、ゆううつな気持ちになったりすることがあったか	はい
	この 1 か月間、どうしても物事に対して興味がわかない、あるいは心から楽しめない感じがよくあったか	はい

IADL※は、以下の各項目に当てはまる場合を 1 点として、3 点以下を該当と判定します。

リスク	設問	回答	配点
IADL	バスや電車（鉄道）、自家用車を使って 1 人で外出しているか	できるし、している できるが、していない	1 点
	自分で食品・日用品の買物をしているか	できるし、している できるが、していない	1 点
	自分で食事の用意をしているか	できるし、している できるが、していない	1 点
	自分で請求書の支払をしているか	できるし、している できるが、していない	1 点
	自分で預貯金のおし入れをしているか	できるし、している できるが、していない	1 点

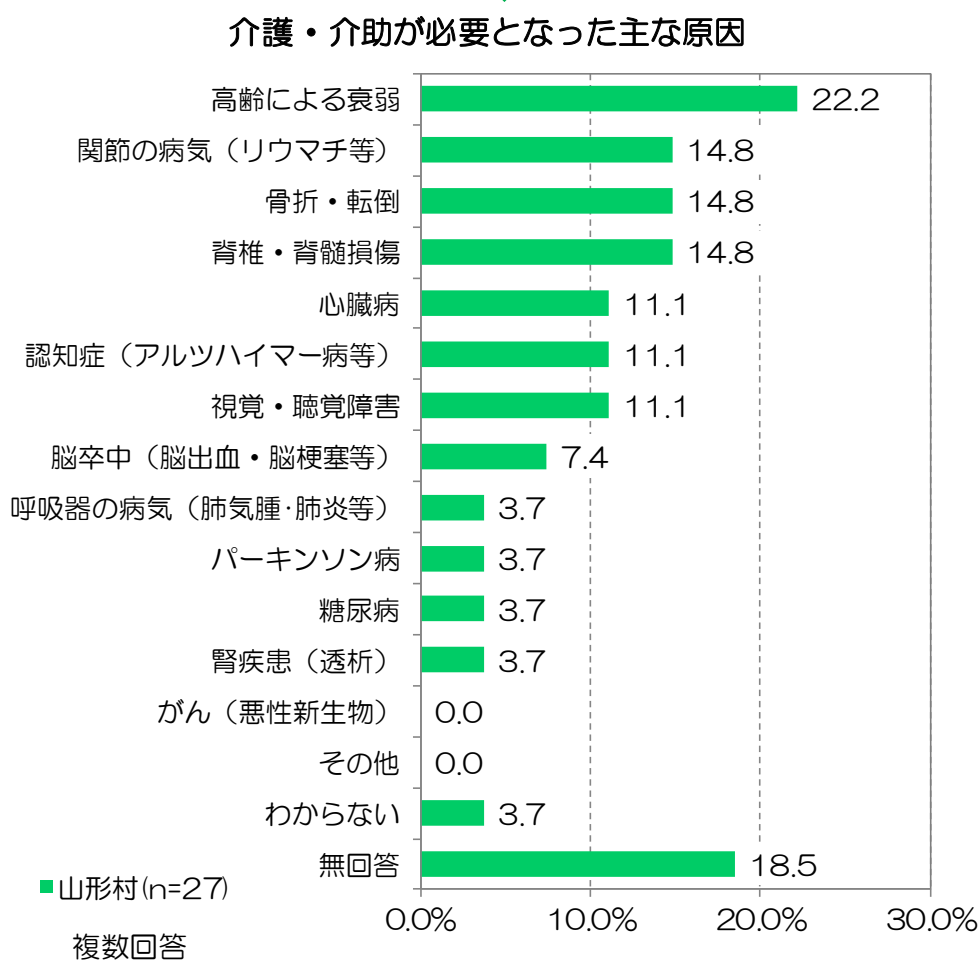
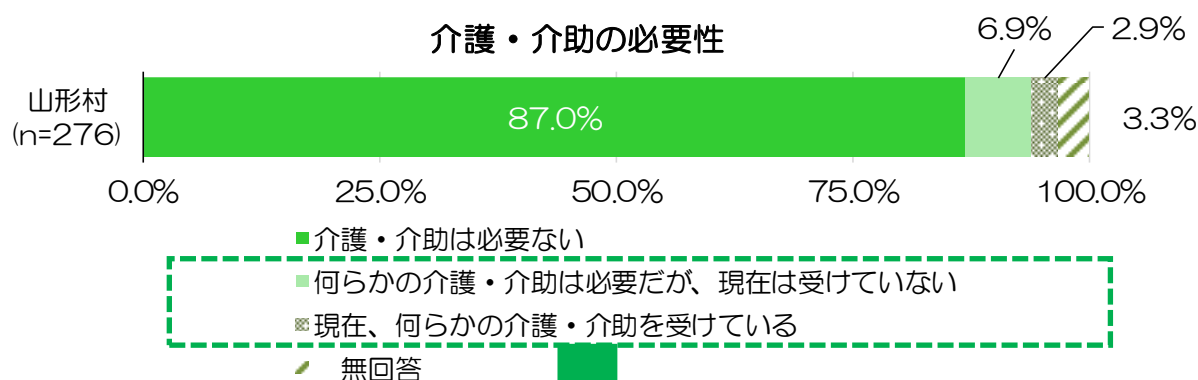
※ IADL とは手段的日常生活動作（instrumental activity of daily living）の略で、買い物、調理、洗濯、電話、薬の管理、財産管理、外出等の日常生活上の複雑な動作がどの程度可能かを示す指標です。

リスク	設問	回答
転倒	過去 1 年間に転んだことがあるか	何度もある 1 度ある

(2) 日常生活における介護・介助の状況

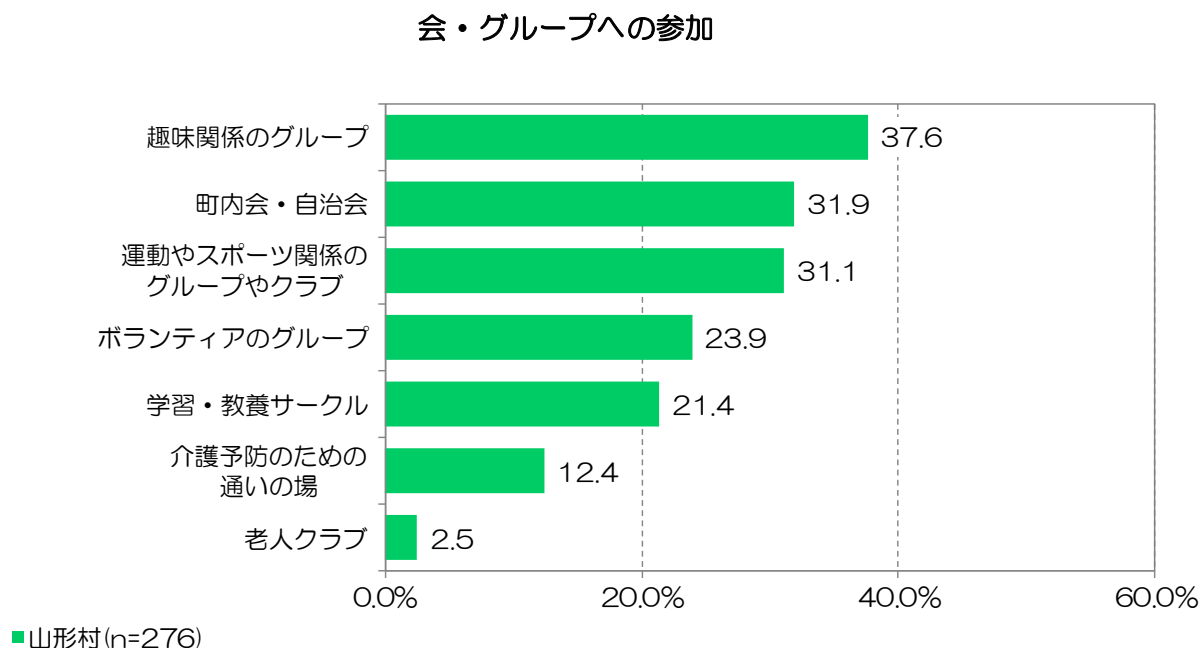
普段の生活で介護・介助が必要かをみると、「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」、「現在、何らかの介護を受けている」をあわせると9.8%となっています。

介護・介助が必要になった主な原因をみると、「高齢による衰弱」(22.2%)が最も多く、次いで「関節の病気(リウマチ等)」「骨折・転倒」「脊椎・脊髄損傷」(各14.8%)等となっています。



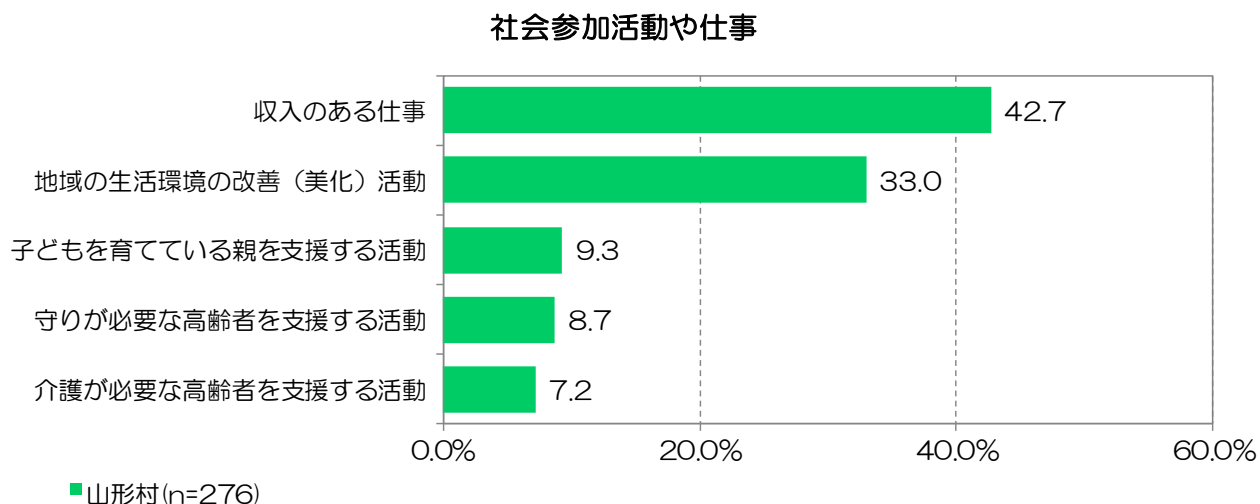
(3) 会・グループへの参加状況

会・グループ等への参加状況をみると、最も”参加頻度が高い”（「参加していない」・「無回答」を除く）ものは、「趣味関係のグループ」（37.6%）、次いで「町内会・自治会」（31.9%）、「運動やスポーツ関係のグループやクラブ」（31.1%）の順となっています。



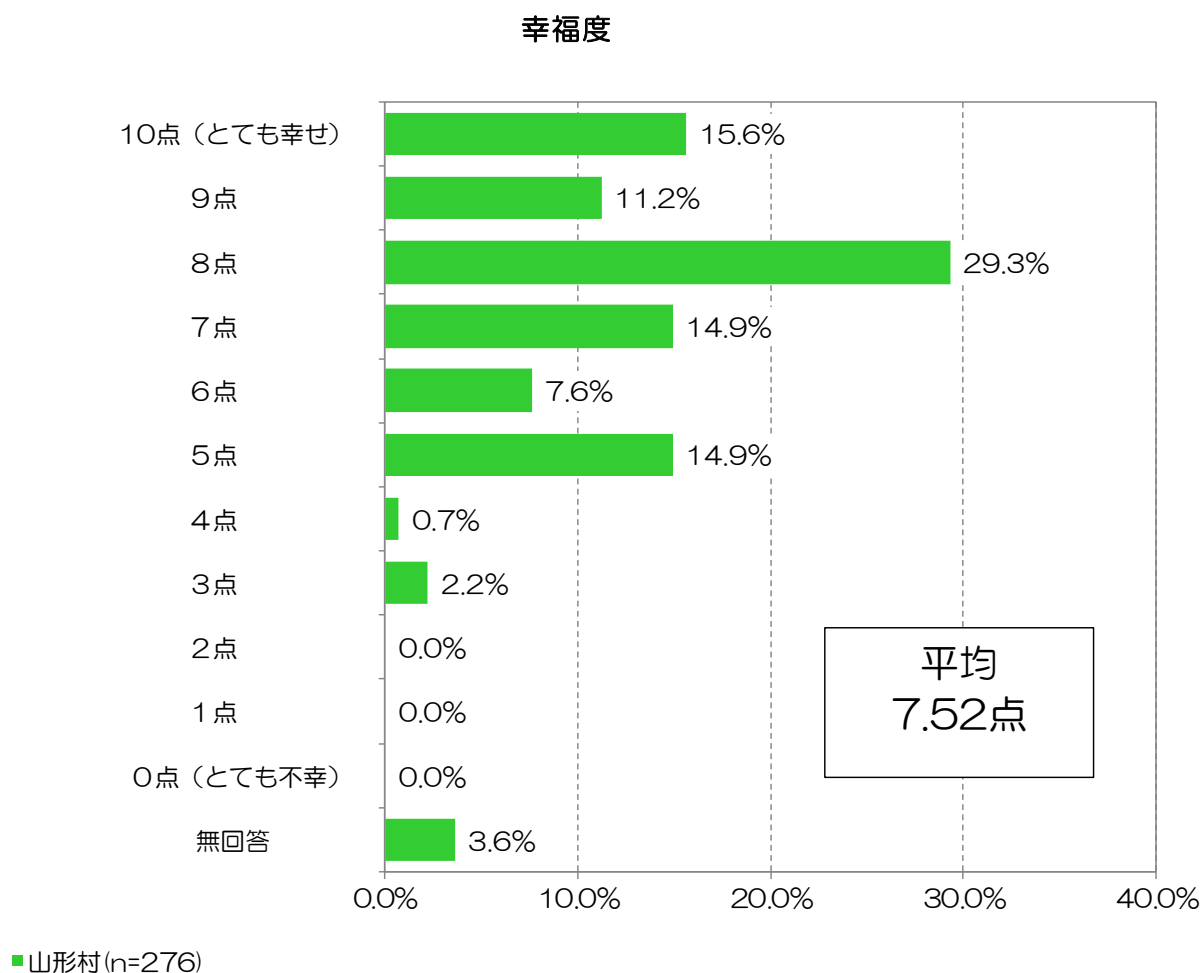
(4) 社会参加活動や仕事

社会参加活動や仕事への参加状況をみると、最も”参加頻度が高い”（「参加していない」・「無回答」を除く）ものは、「収入のある仕事」（42.7%）、次いで「地域の生活環境の改善（美化）活動」（33.0%）、「子どもを育てている親を支援する活動」（9.3%）の順となっています。



(5) 幸福度

現在の幸福度について0点を「とても不幸」、10点を「とても幸せ」として尋ねたところ、「8点」(29.3%) が最も多く、次いで「10点」(15.6%)、「7点」「5点」(14.9%) の順となっており、全体平均7.52点となっています。



4. 在宅介護実態調査について（抜粋）

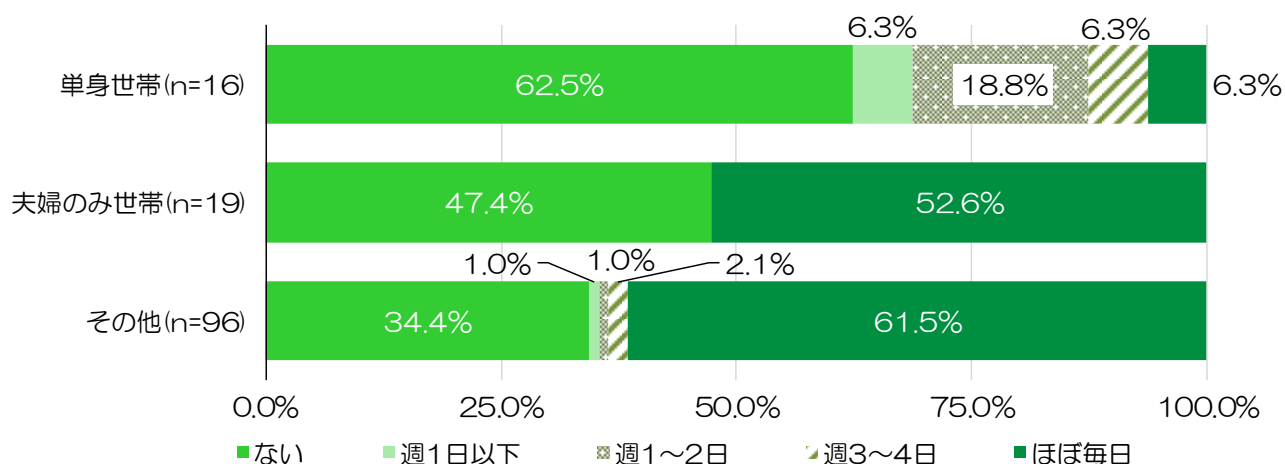
	内容
調査対象	令和元年10月1日現在、山形村に居住する65歳以上で要介護認定を受けている者の内、施設等入所者を除く全員
回収状況	有効回答数：153件／配布数：223件 有効回答率：68.6%

（1）介護の頻度

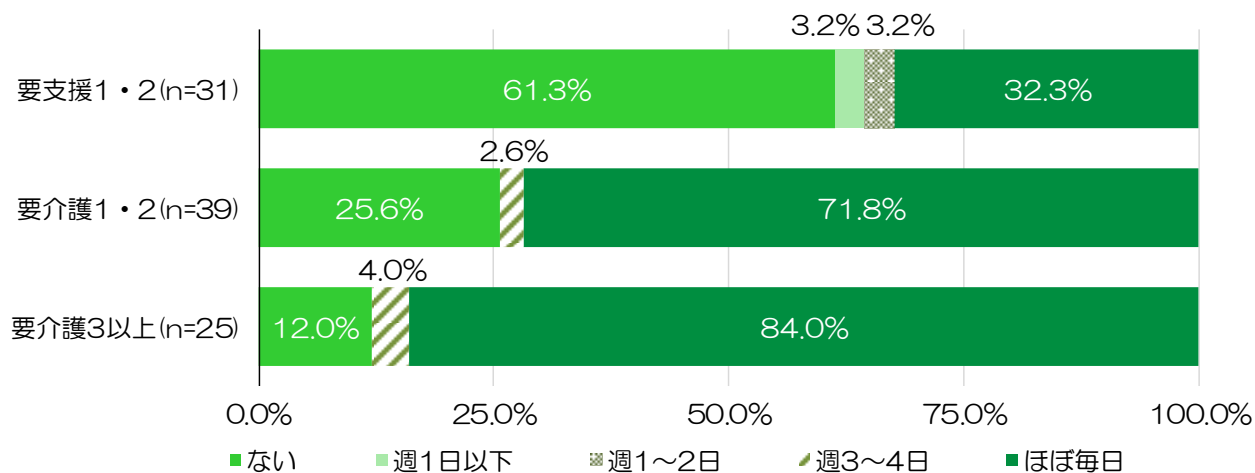
主な介護者が行っている介護の頻度は夫婦のみ世帯及びその他では「ほぼ毎日」が5割を超えています。

要介護度別にみると、介護度が上がるにつれ「ほぼ毎日」の割合が高くなっており、要介護3以上では8割を超えています。

世帯類型別の介護の頻度



介護度別の介護の頻度



(2) 主な介護者が行っている介護

主な介護者が行っている介護は、「その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）」が84.5%で最も多く、次いで「食事の準備（調理等）」79.8%、「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」75.0%と身体的介護より生活的介護の割合が高くなっています。

主な介護者が行っている介護

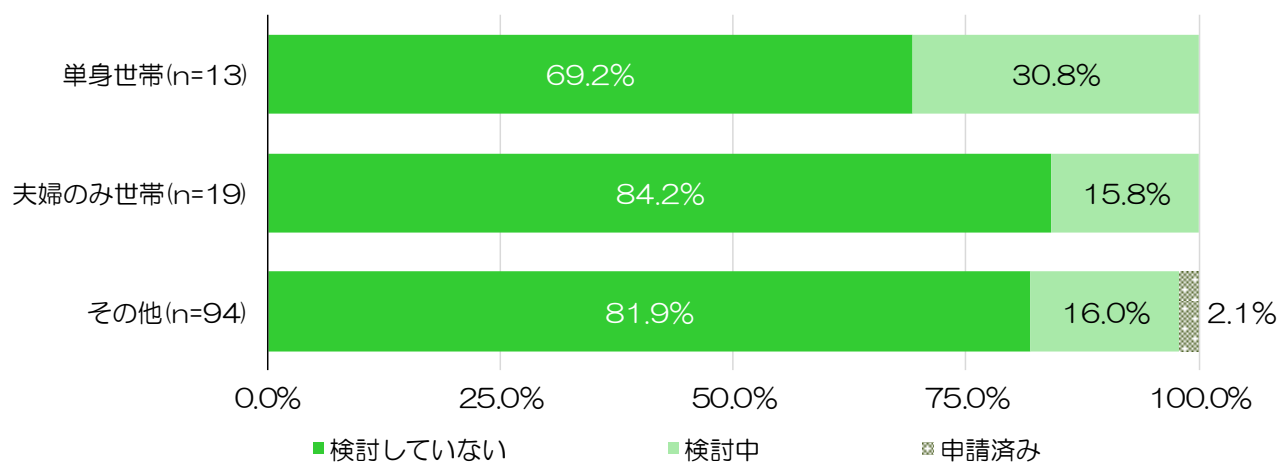


(3) 施設の検討状況

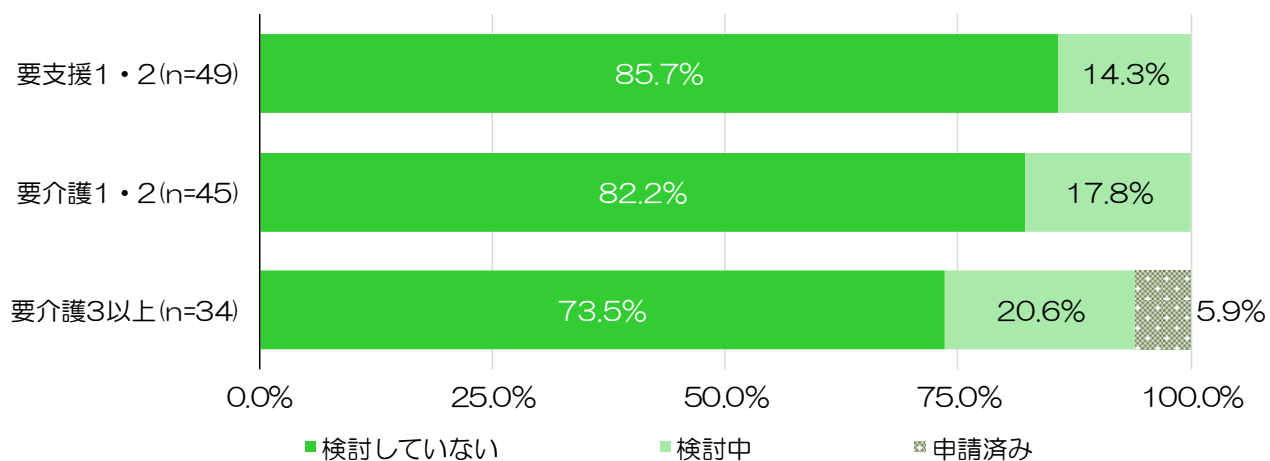
施設の入所等検討状況を世帯類型別にみると、「検討中」または「申請済み」と回答した“検討している人”は単身世帯で30.8%と最も多くなっています。

要介護度別にみると、“検討している人”は介護度が上がるにつれ多くなっています。

世帯類型別の施設の検討状況

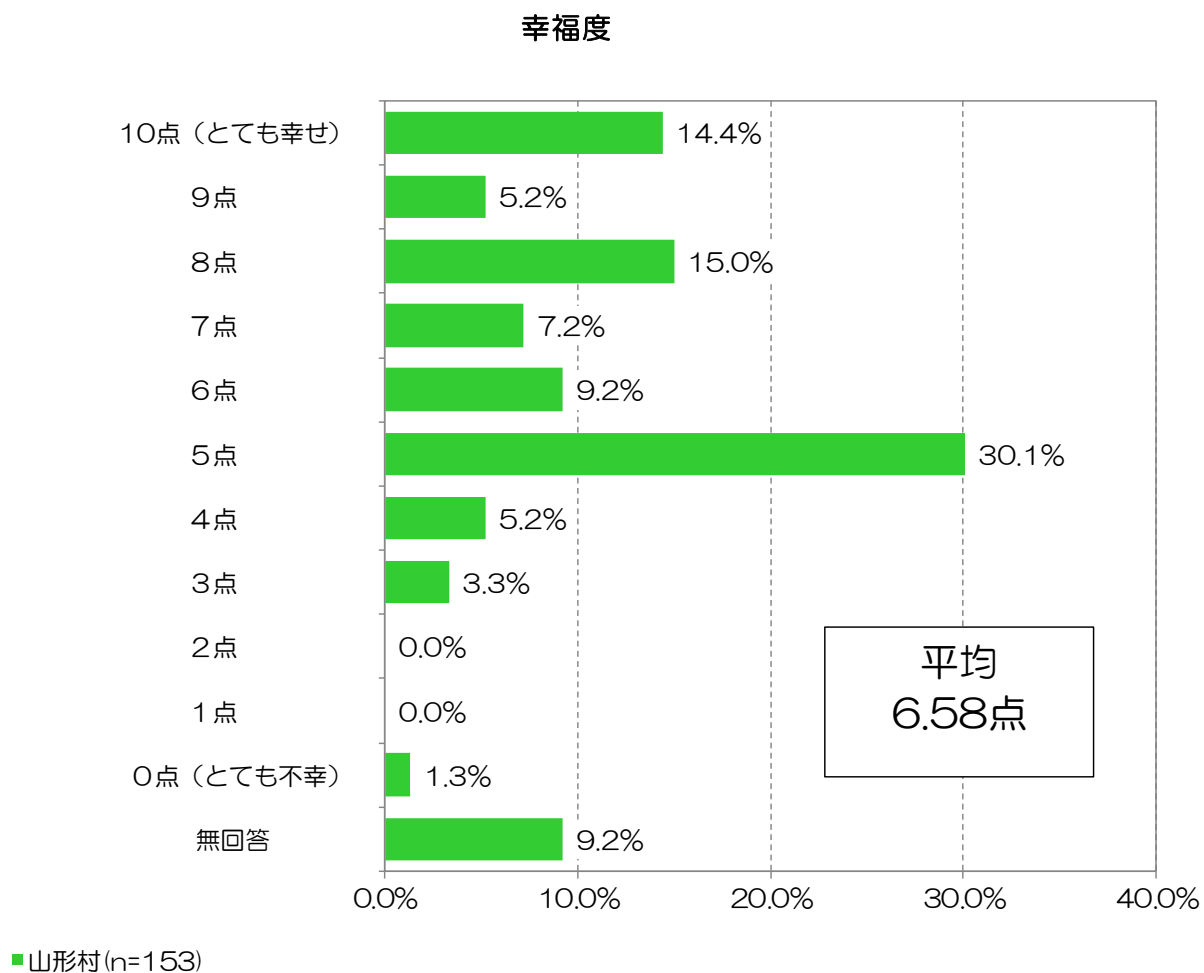


介護度別の施設の検討状況



(4) 幸福度

現在の幸福度について0点を「とても不幸」、10点を「とても幸せ」として尋ねたところ、「5点」(30.1%)が最も多く、次いで「8点」(15.0%)、「10点」(14.4%)の順となっており、全体平均6.58点となっています。



第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

本計画は、住み慣れた地域で保健・福祉・介護のサービス基盤が整備されるとともに、地域住民が相互に連携しながら、切れ目なく必要なサービスを提供し、高齢者が健やかに安心して生活できる村をイメージして次の理念を定めます。

**基
本
理
念**

**いつまでも 地域で いきいきと
暮らせる村**

2. 計画の基本目標

計画の基本理念を実現するために、以下のような4つの基本目標を定め、2025年・2040年を見据えて様々な施策を展開していきます。

基本目標Ⅰ. 明るく活力に満ちた高齢社会を目指した支援体制の確立

基本目標Ⅱ. 健康でいきいきとした生活を送る支援体制の確立

基本目標Ⅲ. 地域包括ケアシステムの深化・推進

基本目標Ⅳ. 2025年・2040年を見据えた介護保険事業の持続可能な運営

3. 日常生活圏域の設定

本計画では、地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、介護保険施設等の整備の状況を総合的に勘案して、山形村一円を1つの日常生活圏域として設定しました。

4. 地域共生社会の実現

高齢化の状況及びそれに伴う介護需要は、地域の多様な要素によって今後異なってくることが想定されるため、それぞれの地域が目指すべき方向性を明確にし、地域の特性を活かした地域包括ケアシステムを深化・推進していくことが求められています。

保健師等のサロン活動への支援による活動の活性化によって住民同士の地域でのつながりを強化することで住民自らが我が事と捉え、また、村内団体・企業との見守りネットワークを構築することによって認知症になっても地域で安心して生活できる環境と、医療と介護が随時連携できる体制を整えることにより、山形村がまるごと支えあうことで、高齢者のだれもがいつまでも地域でいきいきと暮らすことができる村を目指します。



資料：地域共生社会推進検討会（令和元年 12 月 26 日）

5. 施策体系図

基本目標Ⅰ

明るく活力に満ちた高齢社会を目指した支援体制の確立

高齢者の生きがいがづくり・社会参加の支援

- ★社会参加の場づくり
- ★高齢者の就労支援

基本目標Ⅱ

健康でいきいきとした生活を送る支援体制の確立

一般介護予防事業の提供体制

- ★介護予防把握事業
- ★介護予防普及啓発事業
- ★地域介護予防活動支援事業
- ★一般介護予防事業評価事業
- ★地域リハビリテーション活動支援事業

介護予防・生活支援サービスの提供

- ★訪問型サービス
- ★通所型サービス

自立した日常生活への支援

- ★自立を支援する生活支援サービスの提供
- ★高齢者の生活環境の整備
- ★居宅における介護者への支援

災害や感染症対策に係る体制整備

基本目標Ⅲ

地域包括ケアシステムの深化・推進

地域全体で支える体制の整備

- ★地域包括支援センターの運営
- ★体制強化に向けた自己評価と村評価の実施

在宅医療・介護連携の推進

認知症施策の推進

- ★認知症初期集中支援チームの運営・活用の推進
- ★認知症地域支援推進員の活動の推進
- ★認知症ケアパスの作成・普及
- ★オレンジカフェの開催
- ★認知症サポーターの養成と活用
- ★チームオレンジコーディネーターの配置【新規】

介護予防・生活支援サービスの体制整備

- ★生活支援事業の基盤整備

地域ケア会議の推進

- ★地域ケア会議の運営と課題検討
- ★多職種協働によるネットワークの構築や資源開発
(地域ケア推進会議)

高齢者の居住安定に係る施策との連携

- ★養護老人ホーム等の入所措置
- ★低廉な家賃の住まいの活用
- ★有料老人ホーム及びサービス付き高齢者住宅に係る県との連携強化

基本目標Ⅳ

2025年・2040年を見据えた介護保険事業の持続可能な運営

地域ニーズに対応した介護給付サービスの提供

- ★居宅サービス（介護予防サービス含む）の提供
- ★地域密着型サービス（介護予防サービス含む）の提供
- ★施設サービスの提供

介護保険事業の円滑な運営

- ★制度の周知と被保険者に対するサービス情報提供策
- ★介護給付サービス内容・質の確保
- ★介護給付適正化に向けた取組
- ★介護保険料・費用等の軽減措置
- ★人材の育成・確保支援策

6. 第 7 期計画の目標指標達成状況及び第 8 期計画の目標指標

(1) 第 7 期計画における達成状況

第7期計画では、地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防、要介護状態等の軽減・悪化防止及び介護給付等に要する費用の適正化に関し、村が取り組むべき施策及びそれに掲げる目標数値を設定し、その達成状況は以下の通りとなっています。

基本目標Ⅰ 明るく活力に満ちた高齢社会を目指した支援体制の確立

目標指標	目標 2020(令和2)年度	実績 2020(令和2)年度
高齢者祝賀事業(敬老会)参加者数	150人	未実施

基本目標Ⅱ 健康でいきいきとした生活を送る支援体制の確立

目標指標	目標 2020(令和2)年度	実績 2020(令和2)年度
介護予防・日常生活支援総合事業実施事業所数	通所事業所 5事業所	通所事業所 1事業所
	訪問事業所 3事業所	訪問事業所 2事業所
一般介護予防事業参加者数	延べ 500人	延べ 400人
巡回型健康講座(きましょ講座)参加者数	延べ 75人	未実施

基本目標Ⅲ 地域包括ケアシステムの深化・推進

目標指標	目標 2020(令和2)年度	実績 2020(令和2)年度
地域包括支援センター総合相談件数	200件	150件
認知症サポーター養成数(累計)	450人	500人
通いの場等支援団体数	3団体	0団体

基本目標Ⅳ 2025(令和2)年を見据えた介護保険事業の持続可能な運営

目標指標	目標 2020(令和2)年度	実績 2020(令和2)年度
ケアプランの点検数	4事業所	2事業所
ケアプランチェック数	11件	8件
認定調査状況チェック件数	50件	200件

(2) 第 8 期計画における目標指標

基 本 理 念

いつまでも 地域で いきいきと 暮らせる村

目標指標	現状 2020(令和 2)年度	目標 2023(令和 5)年度
在宅介護実態調査幸福度	平均6.58	平均7.00
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査幸福度	平均7.52	平均7.70

自立支援、介護予防・重度化防止

目標指標	現状 2020(令和 2)年度	目標 2023(令和 5)年度
新規認定者数	60人	70人
新規認定者平均年齢	80.4歳	82歳

基本目標Ⅰ 明るく活力に満ちた高齢社会を目指した支援体制の確立

目標指標	現状 2020(令和 2)年度	目標 2023(令和 5)年度末
巡回型介護予防講座(きましょ講座)開催回数	7回	20回
通所型サービス C 利用者数	2人	10人

基本目標Ⅱ 健康でいきいきとした生活を送る支援体制の確立

目標指標	現状 2020(令和 2)年度	目標 2023(令和 5)年度
一般介護予防事業参加実人数	80人	200人

基本目標Ⅲ 地域包括ケアシステムの深化・推進

目標指標	現状 2020(令和 2)年度	目標 2023(令和 5)年度
地域ケア会議開催回数	2回	5回
認知症サポーター養成数(累計)	500人	700人

基本目標Ⅳ 2025 年・2040 年を見据えた介護保険事業の持続可能な運営

目標指標	現状 2020(令和 2)年度	目標 2023(令和 5)年度
ケアプラン点検	村内全事業所の 全介護支援専門員	村内全事業所の 全介護支援専門員
住宅改修立ち合い	全件	全件

第4章 施策の展開

基本目標Ⅰ. 明るく活力に満ちた高齢社会を目指した支援体制の確立

Ⅰ 高齢者の生きがいづくり・社会参加の支援

高齢者が実りある豊かな生活を営むためには、心身ともに健康でなければなりません。また地域の中で親しい仲間とともに社会貢献等の活動をすることによって、さらに充実感のある生活となります。

高齢者はまちづくりの大切な資源であることから、元気な高齢者の社会参加を通じて安心できる地域社会を構築していきます。

(Ⅰ) 社会参加の場づくり



いちい暮らしネットワーク

事業内容	高齢者が安心して地域で暮らせる環境を整備する為、山形村社会福祉協議会と連携の上、村内企業と協力体制協定を締結し、見守り体制の構築を図ります。
今後の方向性	見守り協定締結企業と定期的に情報交換のための会議を開催します。

	実績値			目標値		
	2018年度	2019年度	2020年度 (見込み)	2021年度	2022年度	2023年度
いちい暮らしネットワーク 会議開催回数	—	—	—	1	1	1

巡回型介護予防講座（きましょ講座）によるサロン、サークル支援【新規】



高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

事業内容	地域課題である高血圧症に焦点を当て、サロンや趣味サークルに保健師の他、管理栄養士、認知症地域支援推進員、健康運動指導士等が出向き、健康、栄養、調理実習（試食程度）、認知症の啓発、体操等の講義を「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業」として行い、サロンやサークル活動の支援を行います。
現状と課題	栄養部門のみの実施となっていました。
今後の方向性	様々なサロンやサークルに出向き、地域課題である高血圧症に対し、栄養講座だけではなく様々な観点から講義を行っていきます。

	実績値			目標値		
	2018年度	2019年度	2020年度 (見込み)	2021年度	2022年度	2023年度
きましょ講座開催回数	10	7	未実施	10	15	20

(2) 高齢者の就労支援

① シルバー人材センター等への活動支援

事業内容	長い年月に培われた高齢者の豊富な経験や知識は、植木の手入れ、大工仕事、公園整備、清掃等幅広い分野で技術を発揮しています。 こうした地域社会への貢献と収入は、高齢者にとって満足感や生きがいにつながると考えられることから、シルバー人材センター等の活動支援を行い、活性化を図っています。
------	---

	実績値			目標値		
	2018年度	2019年度	2020年度 (見込み)	2021年度	2022年度	2023年度
シルバー人材センター登録者数	79	81	84	85	90	95

基本目標Ⅱ. 健康でいきいきとした生活を送る支援体制の確立

Ⅰ 一般介護予防事業の提供体制

一般介護予防事業の推進にあたっては、リハビリテーションの理念を踏まえて、「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスよく働きかけることが必要となります。高齢者が、年齢や心身の状況等によって分け隔てられることなく参加することができる住民運営の通いの場が、人と人とのつながりを通じて充実していくような地域づくりを推進します。

一般介護予防事業の推進に関し、教室の前後にチェックリスト等を行うことで、その効果を検証し、今後の事業内容を検討することでPDCAサイクル沿った推進を図り、保健師や管理栄養士等の専門職も事業の企画、実施に関与します。また、認知症地域支援推進員と連携を図り、認知症施策を中心とした他の事業との連携を推進します。

(Ⅰ) 介護予防把握事業

事業内容	収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する方を把握し、介護予防活動につなげています。
現状と課題	民生委員等からの情報提供をもとに把握しているが、KDB 等のデータをもとに把握できていません。
今後の方向性	情報提供のほかに、KDB 等のデータから対象者を把握し、閉じこもり等の何らかの支援を要すると把握した高齢者に対し、積極的にアプローチし地域サロンや各種教室に参加を促していきます。

	実績値			目標値		
	2018年度	2019年度	2020年度 (見込み)	2021年度	2022年度	2023年度
一般介護予防事業 参加実人数	131	163	80	180	190	200

※ KDB…国保データベースの略。「特定健診・特定保健指導」「医療（後期高齢者医療を含む）」「介護保険」等の情報を活用し、保険者の効率的かつ効果的な保健事業の実施をサポートすることを目的として構築されたシステム。

(2) 介護予防普及啓発事業

① 膝腰元気教室

事業内容	膝と腰をいたわり、元気を取り戻すことを目的とした体操を理学療法士、健康運動指導士の指導により実施しています。
現状と課題	参加者が固定化されつつあるため、新規参加者の募集方法を検討する必要があります。
今後の方向性	引き続き、継続して実施していきます。また、参加者の状態に合わせて、開催回数の増を検討します。

	実績値			目標値		
	2018年度	2019年度	2020年度 (見込み)	2021年度	2022年度	2023年度
開催回数	18	18	18	18	18	18
延べ参加者数	258	265	240	260	260	260

② 歯科講座 健口講座

事業内容	口腔機能向上を目的とした口腔ケアについて、歯科衛生士による講座を実施しています。
現状と課題	さまざまな教室と組み合わせながら実施しています。
今後の方向性	引き続き、継続して実施していきます。

	実績値			目標値		
	2018年度	2019年度	2020年度 (見込み)	2021年度	2022年度	2023年度
開催回数	2	2	2	2	2	2
延べ参加者数	19	17	17	30	30	30

③ プラチナクッキング

事業内容	管理栄養士による講義と調理実習で、豊かな高齢期をつくる「食」について学びます。調理実習後は、参加者全員で会食します。
現状と課題	参加者が固定化しています
今後の方向性	参加者が固定化し、新規参加者も見込めないことから、公民館活動やきましょ講座等、代替活動へ移行し 2020 年度をもって廃止とします。

	実績値			目標値		
	2018 年度	2019 年度	2020 年度 (見込み)	2021 年度	2022 年度	2023 年度
開催回数	5	4	未実施	廃止		
延べ参加者数	54	36	0			

④ 体験!山形村健康体操

事業内容	中年期の方から高齢期の方まで、気軽に参加できる運動の場として、DVDを見ながらゆっくり山形村健康体操を行っています。
現状と課題	参加者が固定化されつつあるため、新規参加者の募集方法を検討する必要があります。
今後の方向性	引き続き、継続して実施していきます。

	実績値			目標値		
	2018 年度	2019 年度	2020 年度 (見込み)	2021 年度	2022 年度	2023 年度
実施回数	21	21	10	21	21	21
延べ参加者数	65	110	60	160	160	160

⑤ うた声喫茶

事業内容	カラオケで好きな歌を自由に歌い、心身の健康を保ちます。
現状と課題	参加希望者が多い人気の事業となっており、事業の拡充を検討する必要があります。
今後の方向性	希望者が参加できるよう、開催回数の増加を検討していきます。

	実績値			目標値		
	2018 年度	2019 年度	2020 年度 (見込み)	2021 年度	2022 年度	2023 年度
開催回数	44	32	36	70	70	70
延べ参加者数	442	519	290	850	850	850

⑥ 手仕事カフェ

事業内容	好きな手仕事をしながら集った仲間と話をすることで、心身の健康を保ちます。
現状と課題	新規参加者の増やし方が課題となっています。
今後の方向性	生活支援コーディネーターと連携し、引き続き継続して実施していきます。

	実績値			目標値		
	2018 年度	2019 年度	2020 年度 (見込み)	2021 年度	2022 年度	2023 年度
開催回数	11	21	17	24	24	24
延べ参加者数	67	224	180	250	250	250

⑦ レクカフェ

事業内容	レクリエーションを楽しみ、心身の健康を増進します。
現状と課題	参加者が減少しています。
今後の方向性	事業参加者が少なく、他の教室へ代替可能なため廃止します。

	実績値			目標値		
	2018 年度	2019 年度	2020 年度 (見込み)	2021 年度	2022 年度	2023 年度
開催回数	8	0	未実施	廃止		
延べ参加者数	67	0				

(3) 地域介護予防活動支援事業

事業内容	住民主体の介護予防活動の育成・支援を行っています。
現状と課題	現在、住民主体の通いの場はありません。
今後の方向性	住民主体の通いの場創設に向けて準備を進めていきます。

	実績値			目標値		
	2018 年度	2019 年度	2020 年度 (見込み)	2021 年度	2022 年度	2023 年度
住民主体の通いの場 (箇所)	0	0	0	0	1	2

(4) 一般介護予防事業評価事業

事業内容	介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等の検証を行い、一般介護予防事業の事業評価を行っています。
現状と課題	PDCA サイクルを意識して実施しています。
今後の方向性	引き続き、継続して実施していきます。

(5) 地域リハビリテーション活動支援事業

事業内容	介護予防の取組を機能強化するため、通所、訪問、地域ケア会議、住民主体の通いの場等へのリハビリ専門職等による支援を行っていきます。
現状と課題	現在、実施していません。
今後の方向性	住民主体の通いの場へのリハビリ専門職の派遣を検討してきます。

	実績値			目標値		
	2018 年度	2019 年度	2020 年度 (見込み)	2021 年度	2022 年度	2023 年度
リハビリ専門職派遣回数	0	0	0	0	2	4

2 介護予防・生活支援サービスの提供

サービス事業の提供は、直接実施や委託だけではなく、指定事業者によるサービス提供や、NPO等住民主体の支援実施者に対する補助（助成）といった様々な提供体制を整備していきます。

また、サービス事業の実施にあたっては、事業の適切かつ効率的な実施の観点から、サービスの種類ごとに支援等を提供する事業者等が遵守すべき基準やサービス単価、利用者負担（利用料）を定めていきます。

（1）訪問型サービス

① 訪問介護（現行の訪問介護相当）

事業内容	訪問介護事業者の訪問介護員が居宅に訪問し、入浴・排泄等の身体介護や掃除・洗濯等の生活援助を行うサービスです。
現状と課題	実施事業所の確保が課題となっています。
今後の方向性	引き続き、継続して実施していきます。

	実績値			計画値		
	2018年度	2019年度	2020年度 (見込み)	2021年度	2022年度	2023年度
利用者数	5	6	6	9	9	10

② 訪問型サービスA

事業内容	訪問介護事業者等の事業者による、身体介護を含まない生活援助を中心としたサービスです。
現状と課題	利用者がわずかなため、積極的な利用が望まれます。
今後の方向性	引き続き、継続して実施していきます。

	実績値			目標値		
	2018年度	2019年度	2020年度 (見込み)	2021年度	2022年度	2023年度
利用者数	3	3	4	9	9	10

(2) 通所型サービス

① 通所介護（現行の通所介護相当）

事業内容	通所介護事業者による、生活機能の向上のための機能訓練等を行うサービスです。
現状と課題	実施事業所の確保が課題となっています。
今後の方向性	引き続き、継続して実施していきます。

	実績値			目標値		
	2018 年度	2019 年度	2020 年度 (見込み)	2021 年度	2022 年度	2023 年度
利用者数	30	33	35	37	38	40

② 通所型サービスA

事業内容	通所介護事業者等の事業者による、生活行為向上のためのサービスです。
現状と課題	実施事業所の確保が課題となっています。
今後の方向性	引き続き、継続して実施し、対象者の状態により、通所型サービス C の利用へ繋げていきます。

	実績値			目標値		
	2018 年度	2019 年度	2020 年度 (見込み)	2021 年度	2022 年度	2023 年度
利用者数	2	2	2	3	3	3

③ 通所型サービスC

事業内容	生活機能の低下がみられる方に対して、専門職が3ヶ月の短期間で集中的に運動器の機能向上や栄養改善等のプログラムを行うサービスです。
現状と課題	利用者が少なく、また、実施事業所も少ないことが課題となっています。
今後の方向性	通所型サービス C の利用実績を増やし、地域ケア個別会議を経て、利用前の生活に近づけるように支援します。

	実績値			目標値		
	2018 年度	2019 年度	2020 年度 (見込み)	2021 年度	2022 年度	2023 年度
利用者数	2	1	2	4	6	10

3 自立した日常生活への支援

多くの高齢者が、身体機能が低下してもできる限り住み慣れた在宅での生活を希望しています。介護保険事業でも、在宅での生活支援に重点を置きサービスの充実を図っていますが、高齢者の生活環境の変化に伴い、ニーズも多様化しています。高齢者の様々な要望に応えるために、介護保険適用外のサービスとして生活支援を行います。

高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細やかな支援を実施するため、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施し、統括保健師によるデータ分析をもとに、地域を担当する保健師等を中心に、高齢者に対する個別的支援（ハイリスクアプローチ）と通いの場等への積極的な関与（ポピュレーションアプローチ）を実施します。

（1）自立を支援する生活支援サービスの提供

① 福祉バス運行事業

事業内容	村内に居住するおおむね 65 歳以上で交通手段をもたない方を対象に、公共施設や医療機関等への交通手段として、村内を循環する福祉バスを運行しています。
現状と課題	住民への周知が足りず、利用者が少なくなっています。
今後の方向性	引き続き、継続して実施します。

	実績値			目標値		
	2018 年度	2019 年度	2020 年度 (見込み)	2021 年度	2022 年度	2023 年度
利用者数	9,897	10,336	10,500	11,000	11,500	12,000

② 食の自立支援事業（配食サービス事業）

事業内容	食事の調理が困難な一人暮らし及び夫婦のみの高齢者世帯を対象に、支援が必要な方に対し、定期的に訪問して栄養バランスの取れた食事の提供と安否の確認もあわせて行います。
現状と課題	安否確認を含めて実施しており、充実しています。
今後の方向性	引き続き継続して実施し、家庭の事情から高齢期に適した食事の確保が困難な高齢者等への対応や、サービスの提供方法についても検討を行います。

	実績値			目標値		
	2018年度	2019年度	2020年度 (見込み)	2021年度	2022年度	2023年度
配食数	1,286	573	800	800	800	800

③ 生きがい活動支援通所事業

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

事業内容	今まで実施してきた当事業を高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に係る事業として、内容を再検討し、統括保健師の企画・調整により、地域を担当する保健師が高齢者に対し、個別的支援及び当事業を通いの場として開催します。
今後の方向性	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に係る事業として、健診から介護予防までを一体的に支援する事業として実施していきます。

	実績値			目標値		
	2018年度	2019年度	2020年度 (見込み)	2021年度	2022年度	2023年度
開催回数	48	48	48	48	48	48
実利用者数	13	15	16	15	15	15

(2) 高齢者の生活環境の整備

① 緊急通報体制等整備事業

事業内容	一人暮らし及び夫婦のみの高齢者世帯に対して、日常生活で関わりのある方たちによる見守り体制や緊急の通報装置の設置を行い、在宅生活での緊急時の不安の解消を図っています。
現状と課題	高齢者の状況により通報装置の種類を選べるようにしています。
今後の方向性	引き続き、継続して実施していきます。

	実績値			目標値		
	2018 年度	2019 年度	2020 年度 (見込み)	2021 年度	2022 年度	2023 年度
通報装置設置数	5	4	4	4	4	4

② 高齢者にやさしい住宅改良促進事業

事業内容	高齢者の心身の特性に応じ、玄関等出入り口の段差解消、トイレや浴室への手すり設置などの住居環境を改善し、日常生活をできる限り自力で行えるよう支援することにより、高齢者福祉の向上並びに家族介護者の負担軽減を図っています。
今後の方向性	引き続き、継続して実施していきます。

	実績値			目標値		
	2018 年度	2019 年度	2020 年度 (見込み)	2021 年度	2022 年度	2023 年度
住宅改修実施数	1	1	1	1	1	1

(3) 居宅における介護者への支援

① 家族介護者慰労金支援事業

事業内容	在宅において6ヶ月以上の期間、重度の要介護者の介護を行った家族に対して、慰労金を支給しています。
現状と課題	在宅生活の継続に向けて、家族を支援しています。
今後の方向性	引き続き、継続して実施していきます。

	実績値			目標値		
	2018 年度	2019 年度	2020 年度 (見込み)	2021 年度	2022 年度	2023 年度
対象世帯数	69	48	48	60	60	60
支給金総額(千円)	2,820	2,220	1,920	2,500	2,500	2,500

② 介護用品の支給事業

事業内容	要介護4または5に相当する在宅の高齢者で、住民税非課税世帯に属する方を介護している家族に対して、介護用品(紙おむつ、尿取りパッド、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプーなど)を限度額の範囲内で支給しています。
現状と課題	在宅生活の継続に向けて、家族を支援しています。
今後の方向性	引き続き、継続して実施していきます。

	実績値			目標値		
	2018 年度	2019 年度	2020 年度 (見込み)	2021 年度	2022 年度	2023 年度
対象世帯数	0	2	2	2	2	2

③ 可燃ごみ袋支給事業

事業内容	要介護認定者の方でおむつを使用している方にごみ袋を支給しています。
現状と課題	在宅生活の継続に向けて、家族を支援しています。
今後の方向性	引き続き、継続して実施していきます。

	実績値			目標値		
	2018 年度	2019 年度	2020 年度 (見込み)	2021 年度	2022 年度	2023 年度
配布件数	70	57	55	60	60	60

④ 徘徊探知機購入補助事業

事業内容	徘徊行動のある高齢者の事故防止のため、徘徊探知機購入に対する補助をしています。
現状と課題	利用者少なく、周知方法に工夫が必要です。
今後の方向性	引き続き、継続して実施していきます。

	実績値			目標値		
	2018 年度	2019 年度	2020 年度 (見込み)	2021 年度	2022 年度	2023 年度
徘徊探知機購入者数	0	0	0	1	1	1

⑤徘徊高齢者 QR コード活用見守り事業

事業内容	徘徊高齢者が行方不明となり発見されたときに、QR コードを活用することで、早期に身元を特定し、親族等に連絡する体制を整えることで家族介護の支援及び負担軽減を図るとともに、地域で安心して暮らし続けることができる地域づくりを推進します。
現状と課題	ケアマネジャー等を通じて周知を図ります。
今後の方向性	引き続き、継続して実施していきます。

	実績値			目標値		
	2018 年度	2019 年度	2020 年度 (見込み)	2021 年度	2022 年度	2023 年度
QR コード利用登録者数	-	0	1	2	3	4

4. 災害や感染症対策に係る体制整備

近年の災害発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、災害を想定した避難訓練を事業所と連携して行い、また、感染症対策として、マスク等の衛生資材の備蓄を進めます。

	実績値			目標値		
	2018 年度	2019 年度	2020 年度 (見込み)	2021 年度	2022 年度	2023 年度
事業所と連携した 避難訓練実施回数	1	1	1	1	1	1

基本目標Ⅲ. 地域包括ケアシステムの深化・推進

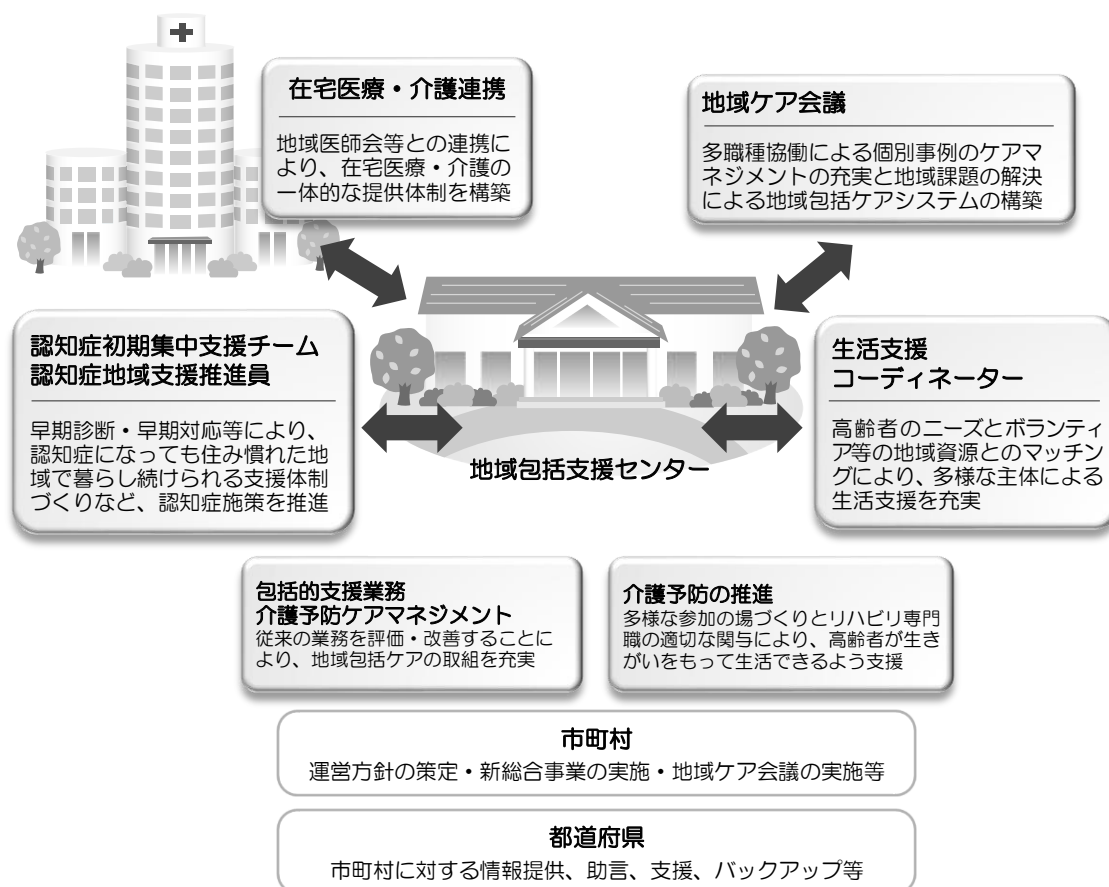
Ⅰ 地域全体で支える体制の整備

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくためには、地域包括ケアを支える中核機関である地域包括支援センターの体制を強化することが求められます。具体的には、現状と課題を適切に把握するとともに、業務量に応じた適切な人員配置、センター間や担当課との業務の役割分担の明確化と連携強化、PDCA の充実による効果的な運営の継続、という観点から複合的に機能強化を図ります。

また、継続的に安定した事業実施につなげるため、センターは自らその実施する事業の質の評価を行うことによって事業の質の向上に努めるとともに、運営協議会と連携しながら定期的な点検を行い、運営に対して適切に評価を行います。

今後は、認知症施策、在宅医療・介護の連携に係る施策、生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進等との連携が重要であることから、これらの事業を効果的に推進するため、担当課とセンターとの連携体制をさらに深めます。

【地域包括支援センターの機能強化】



(1) 地域包括支援センターの運営

① 総合相談

事業内容	地域包括支援センターは、高齢者の相談を総合的に受け止めるとともに、どのようなサービスを利用してよいかわからない高齢者に対して、医療、介護、福祉サービスをはじめとする適切な支援につなげるワンストップサービスの拠点としての役割を担っています。 必要に応じて訪問相談も行いながら、公的サービス以外に高齢者が必要とする互助と共助に関する様々なサービスについて、ネットワークを通じて検討しています。
現状と課題	専門職が相談に対応しています。
今後の方向性	引き続き、継続して実施していきます。

	実績値			目標値		
	2018年度	2019年度	2020年度 (見込み)	2021年度	2022年度	2023年度
総合相談件数	232	192	200	200	200	200

② 介護予防ケアマネジメント

事業内容	介護予防事業が、自立支援につながり要介護度の悪化を予防し、効果的に提供されるよう、適切なマネジメントを行っています。
現状と課題	適切なケアマネジメントを実施します。
今後の方向性	引き続き、継続して実施していきます。

③ 包括的・継続的ケアマネジメント

事業内容	高齢者に対して包括的かつ継続的なサービスが提供されるよう、地域の主治医や、介護支援専門員、関係機関など多様な社会資源の協働と連携の体制づくりや、個々の介護支援専門員に対する支援等を行っています。
現状と課題	事業所連絡会等を通じて、関係機関など多様な社会資源の協働と連携を図ります。
今後の方向性	引き続き、継続して実施していきます。

	実績値			目標値		
	2018年度	2019年度	2020年度 (見込み)	2021年度	2022年度	2023年度
事業所連絡会開催回数	4	4	1	4	4	4

④ 権利擁護・虐待防止の取組の推進

ア. 成年後見制度利用促進

事業内容	自分らしく尊厳のある暮らしが継続できるように、成年後見制度に関する相談から活用まで総合的な支援を行うとともに、成年後見人の担い手として成年後見支援センターによる市民後見人等への育成支援を行っています。(第8章成年後見制度利用促進基本計画 参照)
現状と課題	地域包括支援センターが高齢者の成年後見制度に関する相談窓口となり、制度説明や申立て支援等の相談に対応しています
今後の方向性	引き続き、継続して実施していきます。

	実績値			目標値		
	2018年度	2019年度	2020年度 (見込み)	2021年度	2022年度	2023年度
成年後見制度に関する相談件数	5	2	3	5	5	5
村長申立て件数	2	2	1	2	2	2

イ. 虐待防止のネットワーク強化

事業内容	「山形村高齢者及び障害者虐待防止ネットワーク運営会議」の充実や啓発活動により、関係機関等の意識向上に努め、養護者による虐待、養介護施設従事者による虐待の防止、早期発見・連携協力体制を構築し、支援のための連携を図っています。
現状と課題	地域包括支援センターが相談窓口となり、対応しています。
今後の方向性	引き続き、継続して実施していきます。

	実績値			目標値		
	2018年度	2019年度	2020年度 (見込み)	2021年度	2022年度	2023年度
高齢者及び障害者虐待防止ネットワーク運営会議開催回数	1	1	1	1	1	1

(2) 体制強化に向けた自己評価と村評価の実施

事業内容	地域包括支援センターが継続的に安定して事業を実施できるよう、実施事業の評価を自ら行い、事業の質の向上に努めています。 加えて、本村及び地域包括支援センターは運営協議会と連携しながら、定期的な点検を行い、地域包括支援センターの運営に対して適切な評価を行っています。
現状と課題	運営協議会において実施しています。
今後の方向性	引き続き、継続して実施していきます。

	実績値			目標値		
	2018年度	2019年度	2020年度 (見込み)	2021年度	2022年度	2023年度
地域包括支援センター運営協議会開催回数	1	1	1	1	1	1

2 在宅医療・介護連携の推進

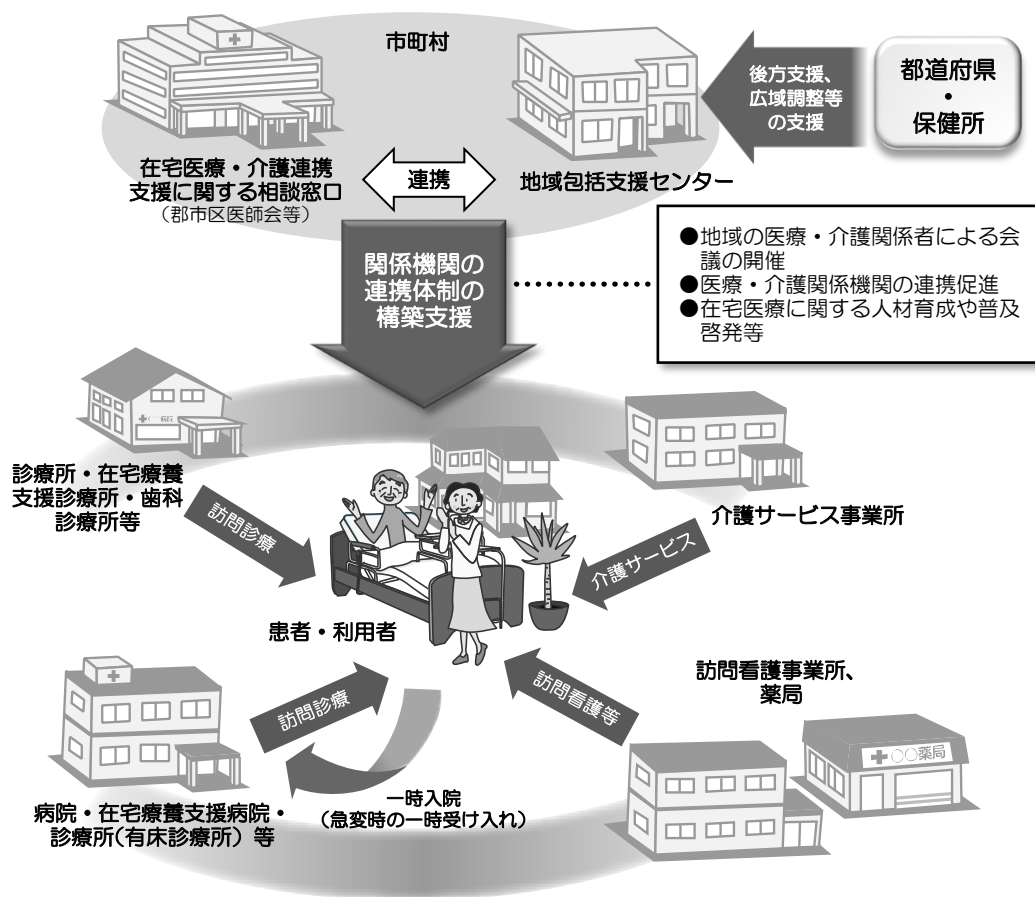
本村が主体となって推進している在宅医療・介護連携では、医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ高齢者を地域で支えていくために、医療計画に基づく医療機能の分化と併行して、各日常生活圏域で求められる在宅医療・介護連携のための体制の充実を図ります。

村内医療機関と連携を図り在宅での看取り体制を整えます。また、医療関係者と介護関係者が一堂に会す研修会を開催することによって認知症等に対し共通の認識が得られるように努め、対応強化を図ります。さらに、地域包括支援センターと村内医療機関とが定期的に情報共有することによって、在宅医療と介護サービスが円滑に連携できるように努めます。

事業内容	① 地域の医療・介護資源の把握 ② 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討 ③ 切れ目ない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進 ④ 医療・介護関係者の情報共有の支援 ⑤ 在宅医療・介護連携に関する相談支援 ⑥ 医療・介護関係者の研修 ⑦ 地域住民への普及啓発 ⑧ 在宅医療・介護連携に関する関係市町村との連携
現状と課題	村内医療機関と積極的な情報連携を図っています。
今後の方向性	引き続き、継続して実施していきます。

	実績値			目標値		
	2018年度	2019年度	2020年度 (見込み)	2021年度	2022年度	2023年度
医療・介護に対する研修実施数	1	1	1	1	1	1
カンファレンス実施医療機関数	1	1	3	4	4	4

【在宅医療・介護連携の推進】



3 認知症施策の推進

認知症施策推進大綱に沿って、認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すため、5つの柱に基づき事業を実施します。

普及啓発として、認知症サポーターの養成を引き続き行うとともに、小学生への認知症の理解を深めるために、学校でサポーター養成講座を実施します。また、認知症ケアパスの充実を図ります。

予防として、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業と連携し、様々なサロンやサークル等の団体に対し、認知症地域支援推進員協力のもと、認知症予防に資する可能性のある活動の推進を図ります。

医療・ケア・介護サービス・介護者への支援として、認知症初期集中支援チームを活用し、早期発見・早期対応に向けた支援体制の充実を図ります。

認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人の支援・社会参加支援として、認知症カフェの実施と実施場所の拡大、チームオレンジコーディネーターを設置し、支援の仕組みを整えます。

(1) 認知症初期集中支援チームの運営・活用の推進

事業内容	専門医や保健師などの専門職を構成員として、認知症が疑われる方や認知症の方及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的に支援できるよう2016(平成28)年10月に支援チームを設置しています。
現状と課題	事例検討を実施しています。
今後の方向性	今後は、対象者が出現したときにスムーズに対応ができるように日頃から関係機関との連携を図ります。

	実績値			目標値		
	2018年度	2019年度	2020年度 (見込み)	2021年度	2022年度	2023年度
認知症初期集中支援チーム 開催回数	3	3	1	3	3	3

(2) 認知症地域支援推進員の活動の推進

事業内容	認知症の方やその家族を医療機関や各サービスへつなげられるように、支援する人材の確保・育成に努め、認知症地域支援推進員が相談窓口となり病院や施設との連携を図っています。
現状と課題	認知症総合支援事業の中心として活動しています。
今後の方向性	引き続き、継続して実施していきます。

	実績値			目標値		
	2018 年度	2019 年度	2020 年度 (見込み)	2021 年度	2022 年度	2023 年度
認知症地域支援 推進員数	1	1	1	1	1	1

(3) 認知症ケアパスの作成・普及

事業内容	認知症の状態に応じた適切なサービス提供の流れを示し、早期からの適切な診断や対応、認知症についての正しい知識と理解に基づいた、支援方法を「塩筑認知症対策委員会」で協議の上、作成しました。
現状と課題	随時内容の検討を行っています。
今後の方向性	今後は、作成した認知症ケアパスの有効利用に努めます。

(4) オレンジカフェの開催

事業内容	認知症に関心のある方などが集うカフェスタイルの集いの場です。
現状と課題	いちいの里 1 か所での開催となっています。
今後の方向性	開催箇所を増やし、認知症に関わるいろいろな方が参加できる機会を増やします。

	実績値			目標値		
	2018 年度	2019 年度	2020 年度 (見込み)	2021 年度	2022 年度	2023 年度
開催数	12	12	10	24	36	48
開催箇所数	1	1	1	2	3	4
延べ参加者数	156	193	140	240	360	480

(5) 認知症サポーターの養成と活用

事業内容	介護予防のための啓発と正しい知識の普及を図り、認知症高齢者に対する地域の見守り支援の輪を広げるため、講演会の開催や認知症サポーターの養成を行っています。また、小学生の認知症の理解を深めるために、小学校でサポーター養成講座を実施します。
現状と課題	さまざまな団体に実施しています。
今後の方向性	実施する団体を増やし、さらに、小学生の認知症の理解を深めるために小学校でサポーター養成講座を実施します。

	実績値			目標値		
	2018 年度	2019 年度	2020 年度 (見込み)	2021 年度	2022 年度	2023 年度
認知症サポーター 養成数(累計)	456	464	500	550	620	700
講座実施グループ数	4	1	2	5	6	7

(6) チームオレンジコーディネーターの配置【新規】

事業内容	認知症の人ができる限り地域の良い環境で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組み「チームオレンジ」を整備し、その運営を支援する「チームオレンジコーディネーター」を配置します。
今後の方向性	チームオレンジの整備を図ります。

	実績値			目標値		
	2018 年度	2019 年度	2020 年度 (見込み)	2021 年度	2022 年度	2023 年度
チームオレンジ数	－	－	－	0	1	2

4 介護予防・生活支援サービスの体制整備

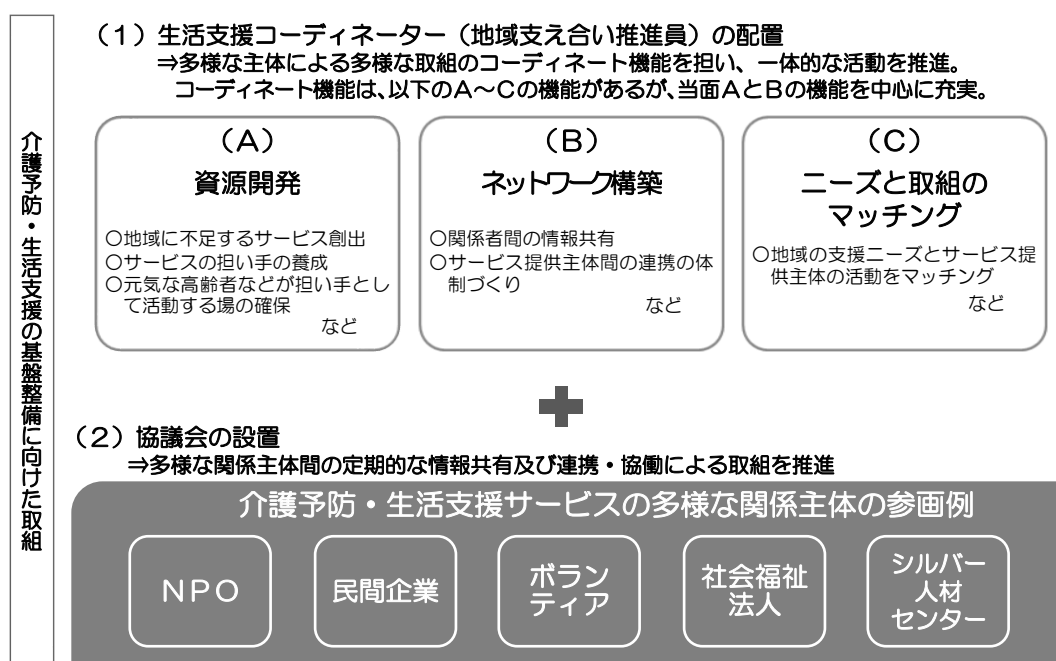
一人暮らし及び夫婦のみの高齢者世帯、認知症の方の増加に対応し、地域サロンの開催、見守り・安否確認、外出支援、買い物・調理・掃除等の家事支援など日常生活上の支援を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で安心して在宅生活を続けていくためには多様な生活支援・介護予防サービスの整備が必要です。

生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）や協議会による地域のニーズや資源の把握、関係者のネットワーク化、担い手の養成、資源の創出等を通じ、本村が中心となってNPO・民間企業・協同組合・ボランティア・社会福祉法人等の生活支援・介護予防サービスを担う事業主体を支援し、協働体制の充実・強化を図ります。

村内企業・団体と見守り協定を締結し、いちいくらしネットワークによる見守り体制や情報提供体制の構築を進め、生活支援体制の整備を図ります。

また、総合事業等の担い手確保に関する取組としてボランティアポイント制度等について検討します。

【介護予防・生活支援の体制整備におけるコーディネーター・協議会の役割】



(1) 生活支援事業の基盤整備

① 協議会の運営

事業内容	本村が主体となり、民間企業、ボランティア、社会福祉法人等の生活支援サービスを担う関係機関の定期的な情報共有や連携、協働による取組を推進しています。
現状と課題	会議を開催し、地域課題の解決に努めています。
今後の方向性	引き続き、継続して実施していきます。

	実績値			目標値		
	2018年度	2019年度	2020年度 (見込み)	2021年度	2022年度	2023年度
協議体開催数	2	3	1	1	1	1

② 生活支援コーディネーターの運営

事業内容	地域住民のニーズに合わせて、地域資源立場で活動します。また、多様な主体による取組のコーディネートやボランティア等の人材育成をしています。
現状と課題	地域に出向いて日々活動しています。
今後の方向性	第2層生活支援コーディネーターの配置も検討しつつ、引き続き、継続して実施していきます。

	実績値			目標値		
	2018年度	2019年度	2020年度 (見込み)	2021年度	2022年度	2023年度
生活支援コーディネーター 配置数	1	1	1	1	1	1

5 地域ケア会議の推進

本村では地域包括ケアシステムの構築を進めるにあたり、民生児童委員や自治会等の地域の支援者・団体や専門的視点を持つ多職種を交え、①個別課題の解決、②地域包括支援ネットワークの構築、③地域課題の発見、④地域づくり、資源開発、⑤政策の形成という5つの機能を持つ地域ケア会議を活用し、高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備を同時に推進します。

(1) 地域ケア個別会議の運営

事業内容	地域包括支援センターを中心として、医療、介護等の多職種が協働して高齢者の個別課題の解決を図るとともに、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高めるための、「地域ケア個別会議を実施します。 個別事例の検討を通じて、適切なサービスにつながっていない高齢者個人の生活課題に対して単に既存サービスを提供するだけでなく、その課題の背景にある要因を探ります。 自立支援につながる個人と環境の改善に働きかけられるケアマネジメントを地域で活動する介護支援専門員が推進できるよう支援します。
現状と課題	実施回数が少ないため、開催回数を増やします。
今後の方向性	引き続き、継続して実施していきます。

	実績値			目標値		
	2018年度	2019年度	2020年度 (見込み)	2021年度	2022年度	2023年度
地域ケア個別会議開催回数	2	2	2	5	5	5

(2) 多職種協働によるネットワークの構築や資源開発（地域ケア推進会議）

事業内容	地域ケア会議で個別事例の検討において行う課題分析やケアマネジメント支援の積み重ねを通じて、地域に共通する課題や有効な支援策を明らかにするとともに、地域に不足する資源の開発や有効な支援策などを検討しています。
現状と課題	施策につなげるために検討を重ねます。
今後の方向性	課題分析や支援の積み重ねを通じて地域に共通する課題や有効な支援策を明らかにし、課題の発生や重度化予防に取り組むとともに多職種協働によるネットワークの構築や資源開発等に取り組み、さらなる個別支援の充実につなげていきます。 さらに、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）や協議会が把握している高齢者の生活支援等のニーズや、被保険者のサービス利用に関する意向等を把握し、日常生活圏域ごとに被保険者の心身の状況、その置かれている環境その他の事情など、要介護者等の実態に関する調査の結果と照らし合わせながら具体的な施策につなげていきます。

	実績値			目標値		
	2018 年度	2019 年度	2020 年度 (見込み)	2021 年度	2022 年度	2023 年度
地域ケア推進会議開催回数	1	1	0	1	1	1

6 高齢者の居住安定に係る施策との連携

住まいは地域包括ケアシステムの基礎となるものであるため、地域においてそれぞれの生活ニーズに合った住まいが提供されたうえで、生活支援サービスを利用しながら個人の尊厳が確保された生活が実現されることが、保健・医療・介護等のサービス提供の前提となります。

そのため、持家や賃貸住宅の住宅改修支援に加え、生活指導・相談、安否確認、一時的な家事援助、緊急時対応等のサービスを提供するシルバーハウジング・プロジェクトや、高齢者自立支援ハウス、その他の高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームに関する供給目標等を必要に応じて県と連携を図りながら定めます。

また、住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の整備について、随時、県と連携を図り、整備を検討します。整備にあたっては、現在の状況を勘案し、必要以上とならないように努めます。

(1) 有料老人ホーム及びサービス付き高齢者住宅に係る県との連携強化

事業内容	住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の整備について、随時、県と連携を図り、整備を検討します。整備にあたっては、現在の状況を勘案し、必要以上とならないように努めます。
現状と課題	随時、連携を図っています。
今後の方向性	引き続き、継続して検討していきます。

	実績値			目標値		
	2018年度	2019年度	2020年度 (見込み)	2021年度	2022年度	2023年度
サービス付き高齢者住宅数	1	1	1	2	2	2
特定施設入居者生活介護の指定を受けていないサービス付き高齢者住宅の入居定員 総数	12	12	12	12	12	12
住宅型有料老人ホーム 住宅数	0	0	0	0	0	0
特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム入居定員 総数	0	0	0	0	0	0

(2) 養護老人ホーム等の入所措置

事業内容	原則 65 歳以上で、身体上もしくは精神上の理由及び経済的な理由により、在宅での生活を継続することが困難な高齢者に対し、養護老人ホーム等に入所措置を行っています。 措置にあたっては、入所判定委員会を開き、対象者の状況を詳しく審査したうえで決定しています。
今後の方向性	引き続き、継続して実施していきます。

	実績値			目標値		
	2018 年度	2019 年度	2020 年度 (見込み)	2021 年度	2022 年度	2023 年度
入所措置者数	3	3	3	—	—	—

(3) 低廉な家賃の住まいの活用

事業内容	適切な入居支援と入居後の生活支援の体制を整備し、低廉な家賃の住まいを活用した高齢者の居住の確保について検討していきます。
今後の方向性	引き続き、継続して検討していきます。

基本目標Ⅳ. 2025 年・2040 年を見据えた介護保険事業の持続可能な運営

Ⅰ 地域ニーズに対応した介護給付サービスの提供

高齢者の増加による認定者・受給者の増加に加え、制度の普及によるサービスの拡充は介護給付費の増大につながり、その結果増額する介護保険料とサービス利用料により被保険者への負担は今後ますます大きくなります。

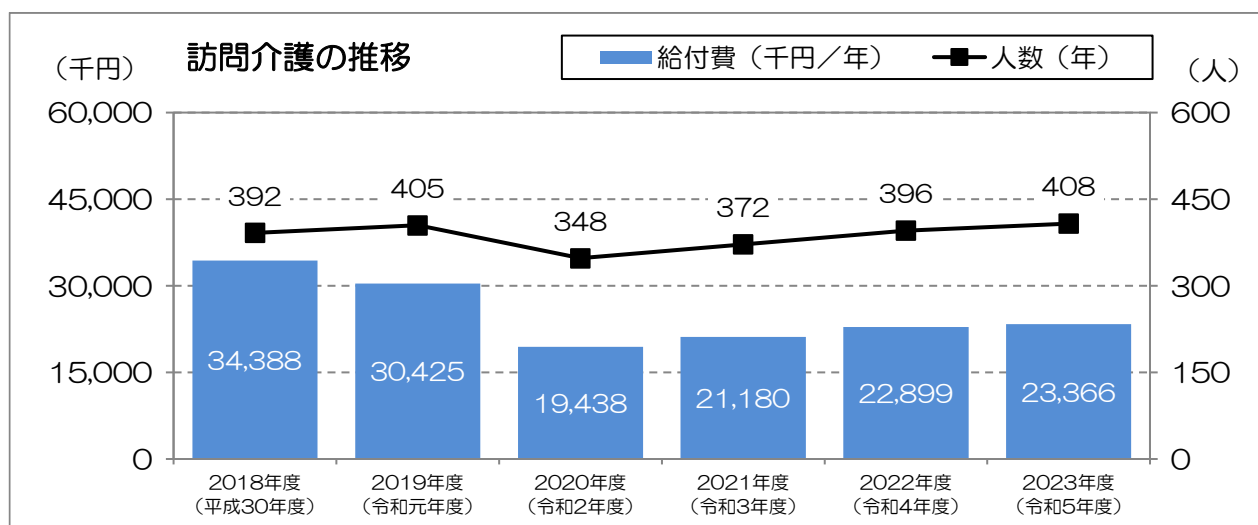
高齢者が介護を必要としたときに安心してサービスを利用し、心身ともに安心・安全に生活できるような村づくりを推進するにあたり、介護給付費の適正化を強化することで、給付費の上昇を抑え、被保険者の負担軽減を目指す取組を重点的に進めていきます。

(Ⅰ) 居宅サービス(介護予防サービス含む)の提供

① 訪問介護(ホームヘルプ)

ホームヘルパーが自宅を訪問して行うサービスです。具体的には、入浴や排泄、食事などの介助を行う身体介護と、調理や買い物、洗濯、掃除などの援助を行う生活援助があります。料金はサービス内容とサービス提供時間により異なります。

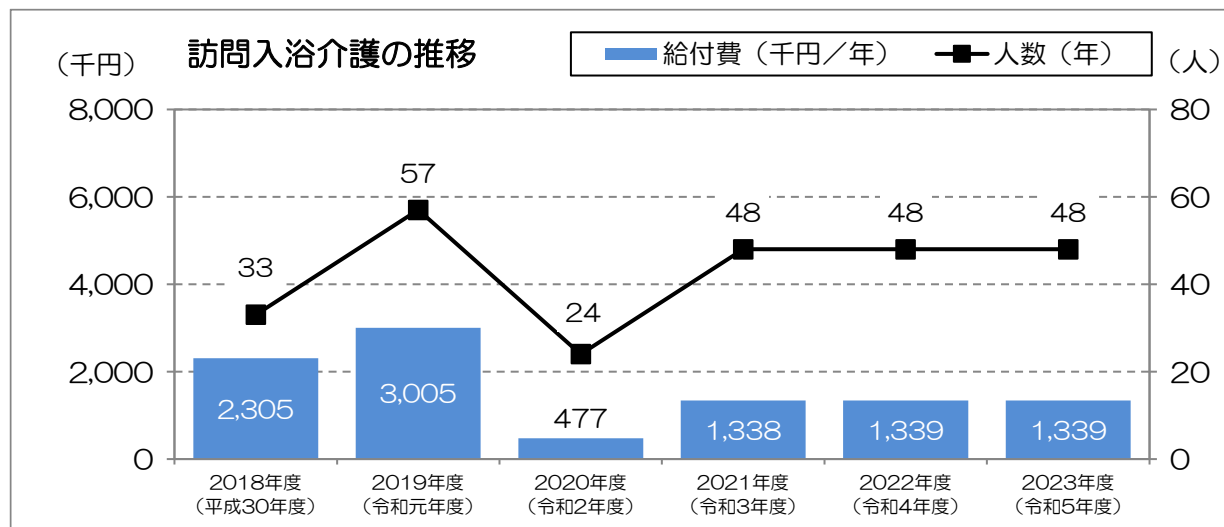
	【介護】	第7期実績値			第8期見込値		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
訪問介護	給付費(千円)	34,388	30,425	19,438	21,180	22,899	23,366
	人数(人)	392	405	348	372	396	408



② 訪問入浴介護

訪問入浴車（巡回入浴車）が自宅を訪問し、ベッドの横で寝たまま入浴できるよう介助します。
 予防給付は、これまでも実績がないことから本計画期間においても給付費を見込んでいません。

	【介護】	第7期実績値			第8期見込値		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
訪問入浴介護	給付費（千円）	2,305	3,005	477	1,338	1,339	1,339
	人数（人）	33	57	24	48	48	48

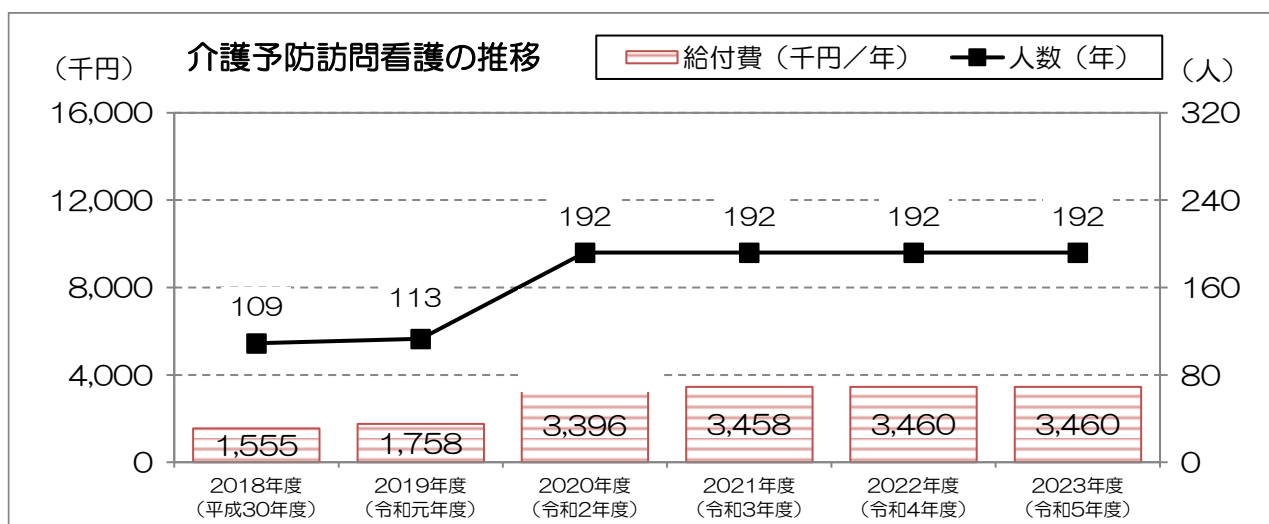
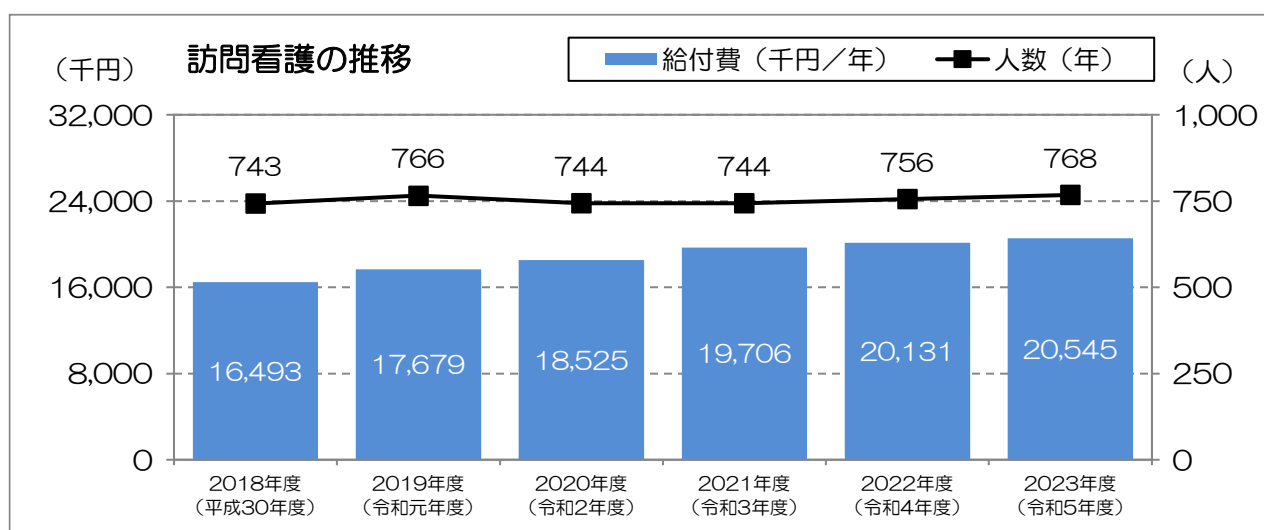


③ 訪問看護

医師の指示により、看護師などが訪問し、療養上の世話や診療の補助を行います。

	【介護】	第7期実績値			第8期見込値		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
訪問看護	給付費(千円)	16,493	17,679	18,525	19,706	20,131	20,545
	人数(人)	743	766	744	744	756	768

	【予防】	第7期実績値			第8期見込値		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
介護予防 訪問看護	給付費(千円)	1,555	1,758	3,396	3,458	3,460	3,460
	人数(人)	109	113	192	192	192	192

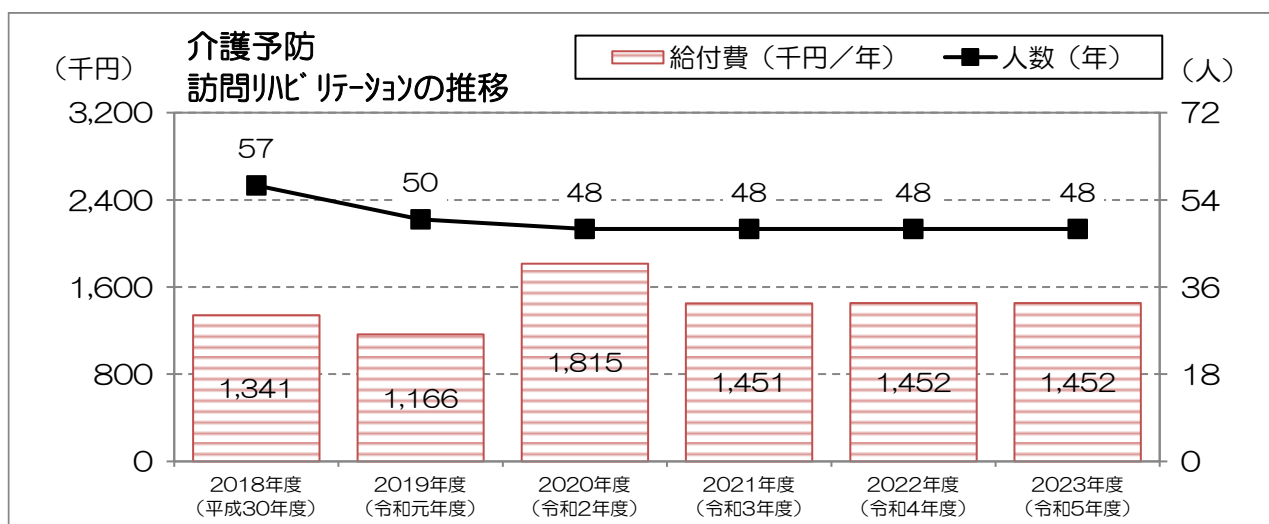
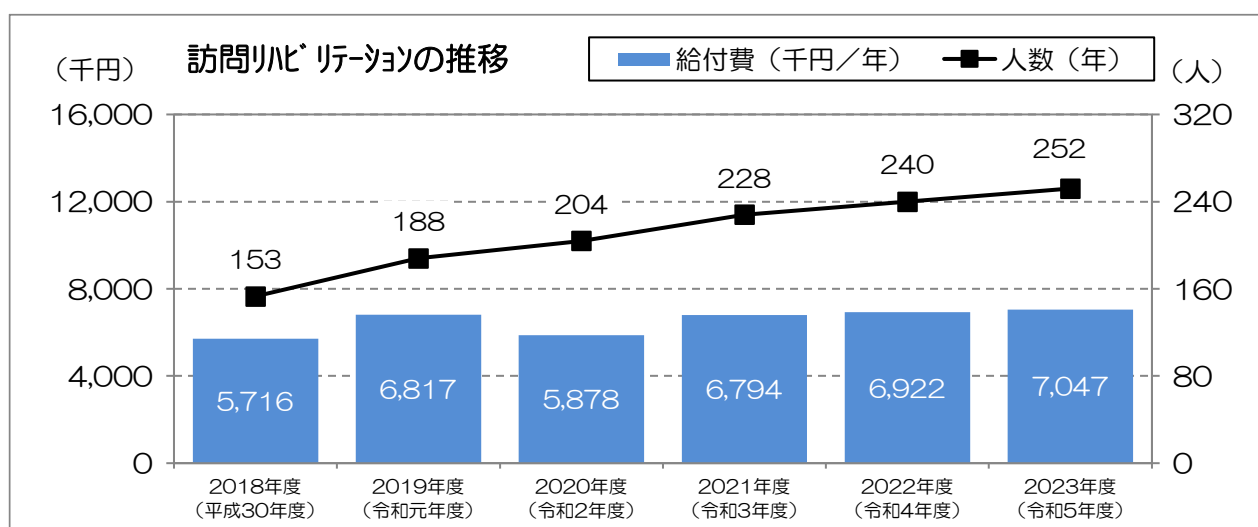


④ 訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が自宅を訪問し、リハビリを行います。

	【介護】	第7期実績値			第8期見込値		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
訪問リハビリテーション	給付費（千円）	5,716	6,817	5,878	6,794	6,922	7,047
	人数（人）	153	188	204	228	240	252

	【予防】	第7期実績値			第8期見込値		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
介護予防 訪問リハビリテーション	給付費（千円）	1,341	1,166	1,815	1,451	1,452	1,452
	人数（人）	57	50	48	48	48	48

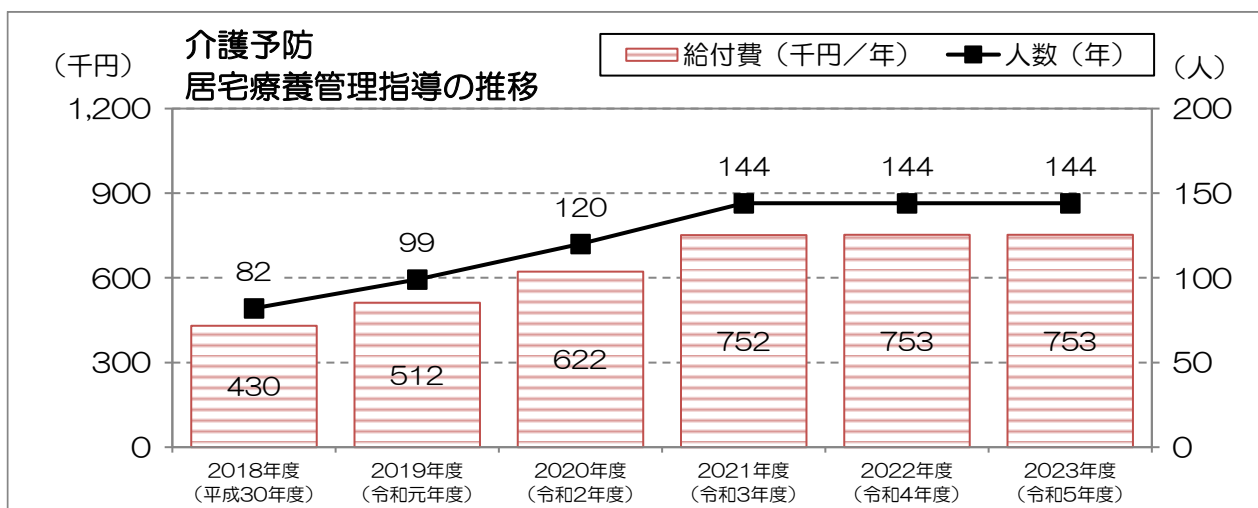
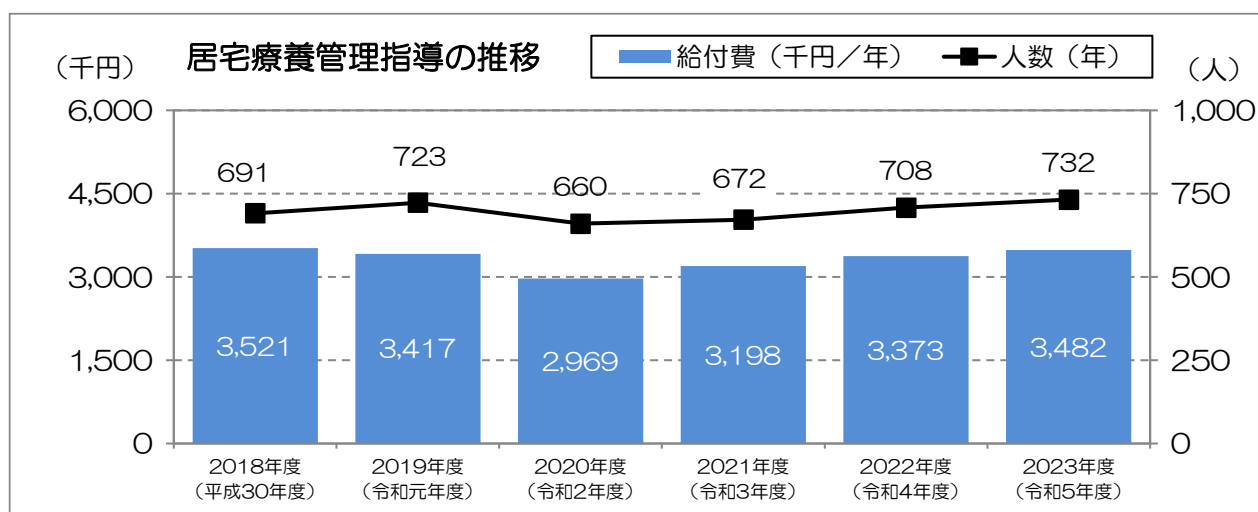


⑤ 居宅療養管理指導

医師や歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが自宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。

	【介護】	第7期実績値			第8期見込値		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
居宅療養管理指導	給付費（千円）	3,521	3,417	2,969	3,198	3,373	3,482
	人数（人）	691	723	660	672	708	732

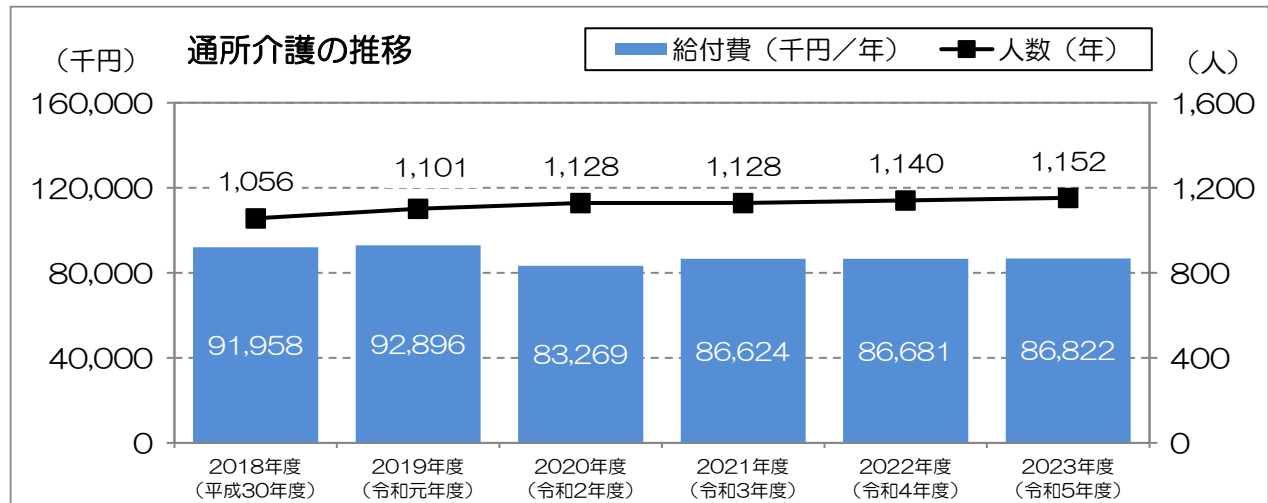
	【予防】	第7期実績値			第8期見込値		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
介護予防 居宅療養管理指導	給付費（千円）	430	512	622	752	753	753
	人数（人）	82	99	120	144	144	144



⑥ 通所介護（デイサービス）

食事や入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りで行います。

	【介護】	第7期実績値			第8期見込値		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
通所介護	給付費（千円）	91,958	92,896	83,269	86,624	86,681	86,822
	人数（人）	1,056	1,101	1,128	1,128	1,140	1,152

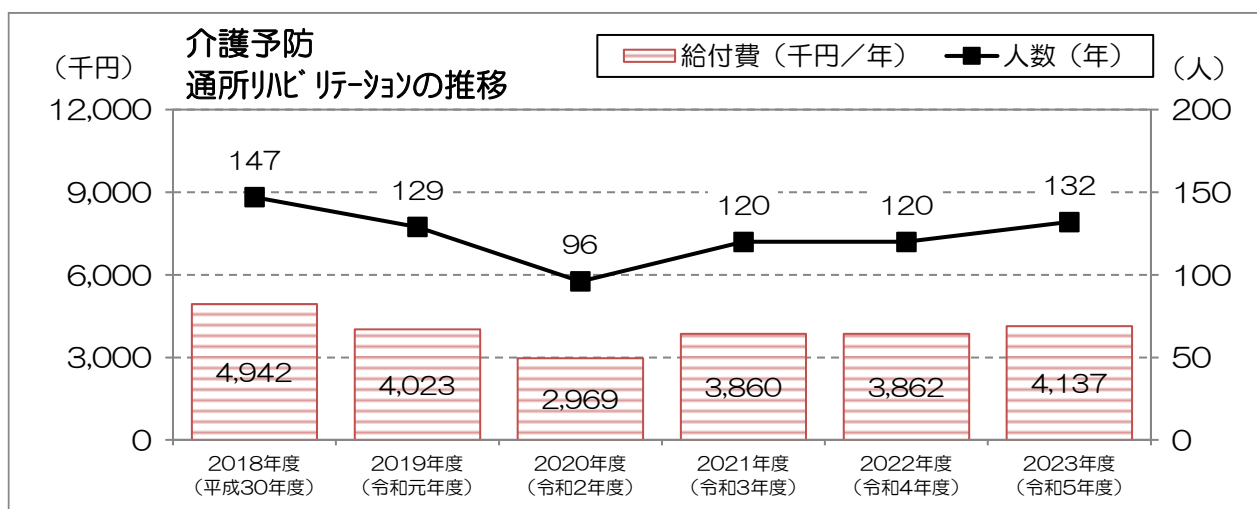
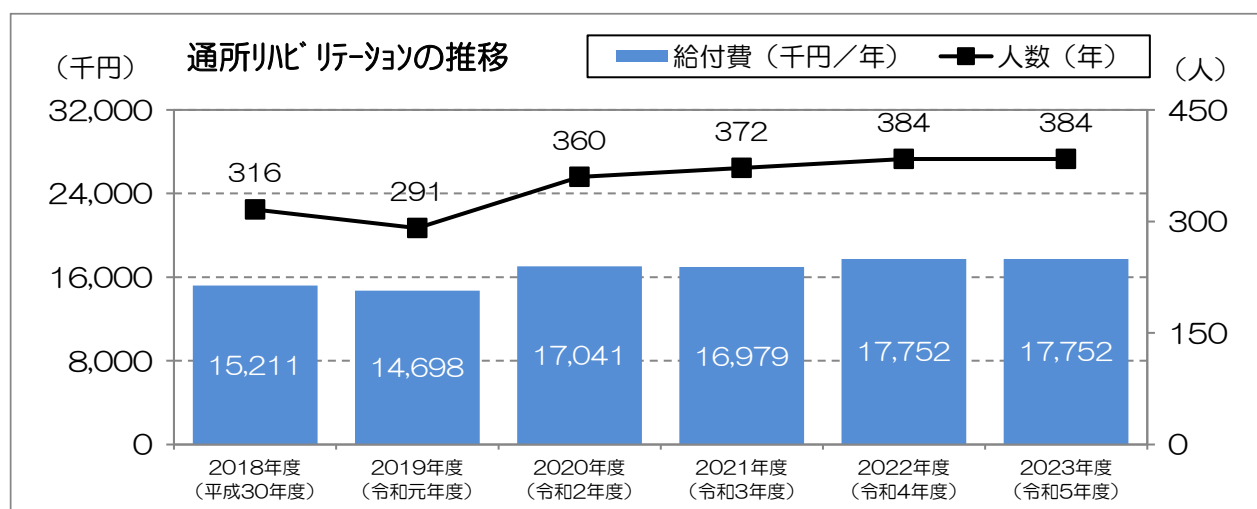


⑦ 通所リハビリテーション

介護老人保健施設や医療機関などで、食事や入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のためのリハビリを日帰りで行います。

	【介護】	第7期実績値			第8期見込値		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
通所リハビリテーション	給付費(千円)	15,211	14,698	17,041	16,979	17,752	17,752
	人数(人)	316	291	360	372	384	384

	【予防】	第7期実績値			第8期見込値		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
介護予防 通所リハビリテーション	給付費(千円)	4,942	4,023	2,969	3,860	3,862	4,137
	人数(人)	147	129	96	120	120	132

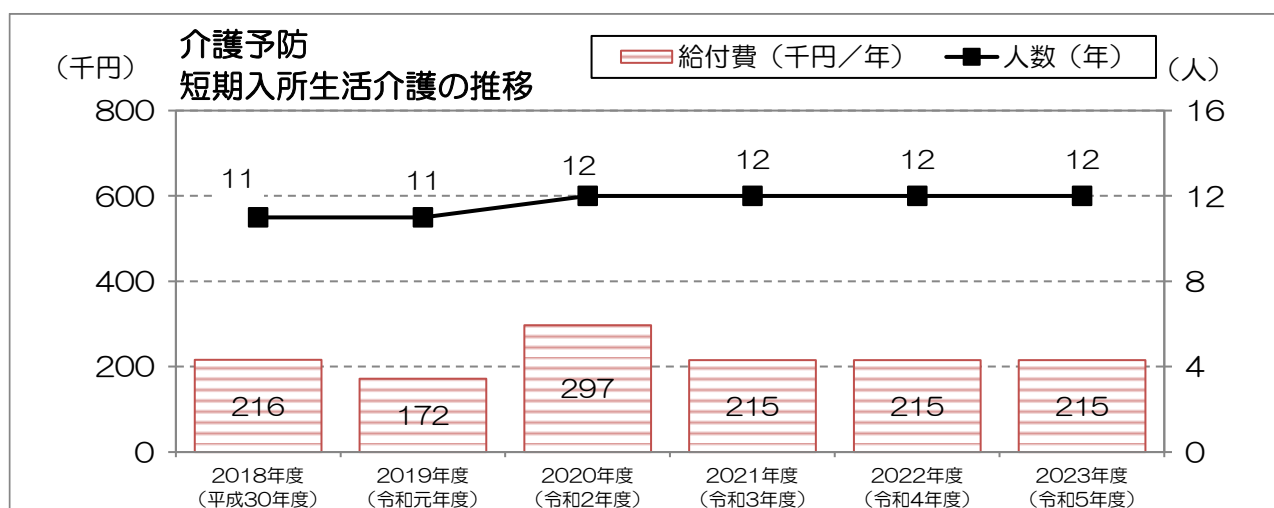
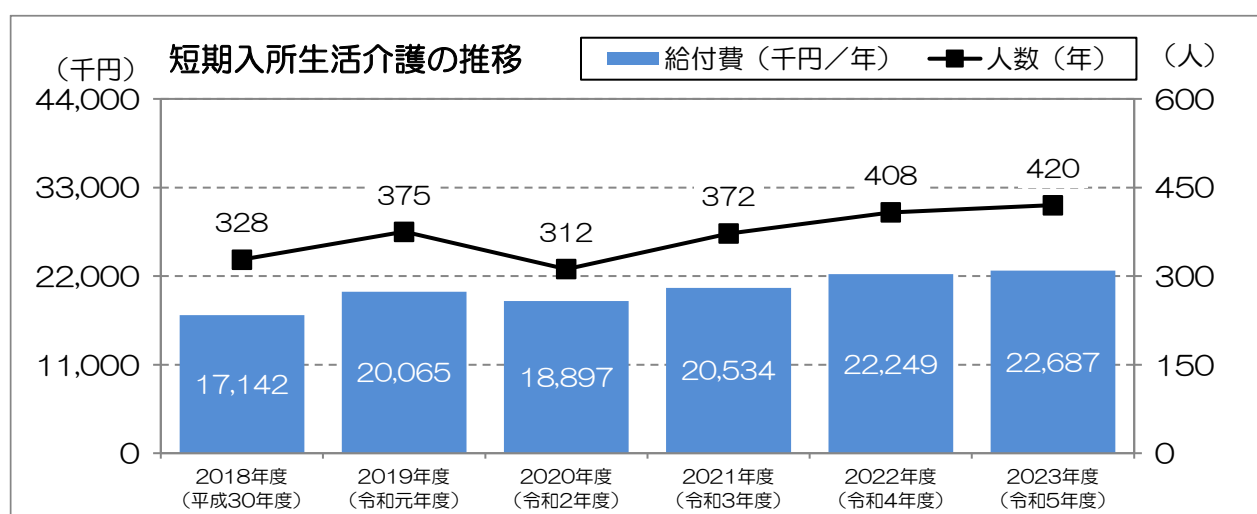


⑧ 短期入所生活介護

介護老人福祉施設などに短期間入所することで、日常生活上の支援や機能訓練などを受けます。

	【介護】	第7期実績値			第8期見込値		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
短期入所生活介護	給付費(千円)	17,142	20,065	18,897	20,534	22,249	22,687
	人数(人)	328	375	312	372	408	420

	【予防】	第7期実績値			第8期見込値		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
介護予防 短期入所生活介護	給付費(千円)	216	172	297	215	215	215
	人数(人)	11	11	12	12	12	12

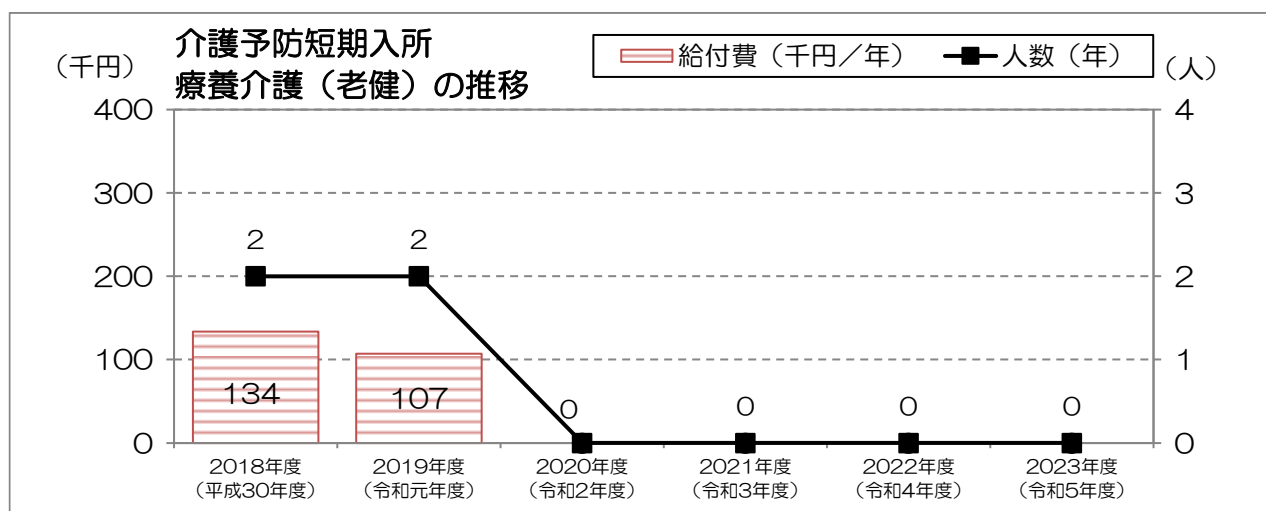
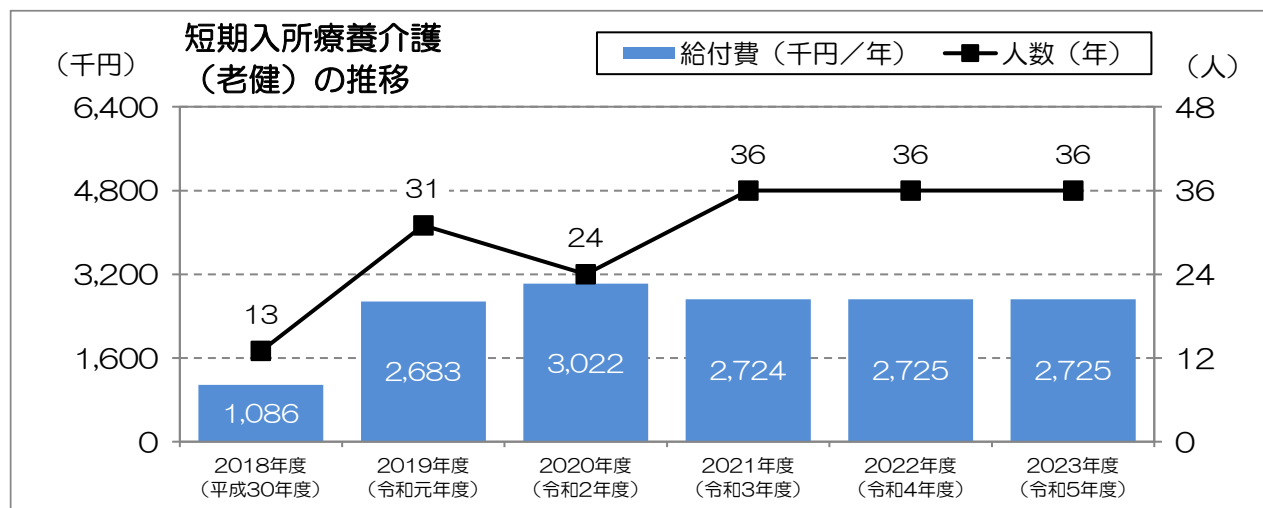


⑨ 短期入所療養介護（老健）

介護老人保健施設や医療施設などに短期間入所した人に、看護や医学的管理下での介護や支援、日常生活上の支援や機能訓練などを受けます。

	【介護】	第7期実績値			第8期見込値		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
短期入所療養介護（老健）	給付費（千円）	1,086	2,683	3,022	2,724	2,725	2,725
	人数（人）	13	31	24	36	36	36

	【予防】	第7期実績値			第8期見込値		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
介護予防 短期入所療養介護（老健）	給付費（千円）	134	107	0	0	0	0
	人数（人）	2	2	0	0	0	0

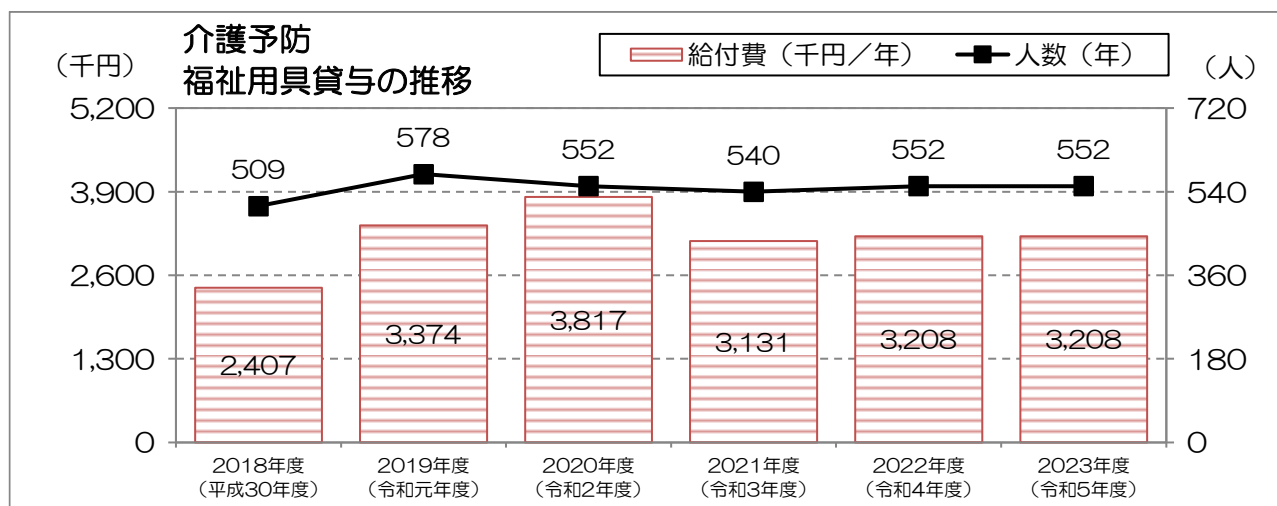
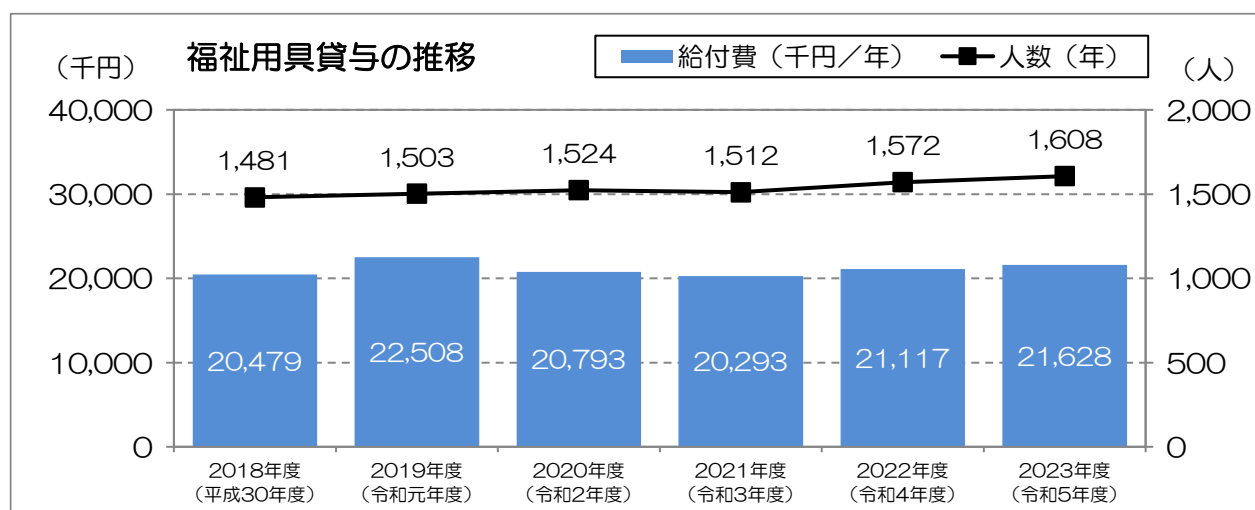


⑩ 福祉用具貸与

車椅子や特殊寝台などの日常生活の自立を支援するための福祉用具を貸与します。

	【介護】	第7期実績値			第8期見込値		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
福祉用具貸与	給付費(千円)	20,479	22,508	20,793	20,293	21,117	21,628
	人数(人)	1,481	1,503	1,524	1,512	1,572	1,608

	【予防】	第7期実績値			第8期見込値		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
介護予防 福祉用具貸与	給付費(千円)	2,407	3,374	3,817	3,131	3,208	3,208
	人数(人)	509	578	552	540	552	552

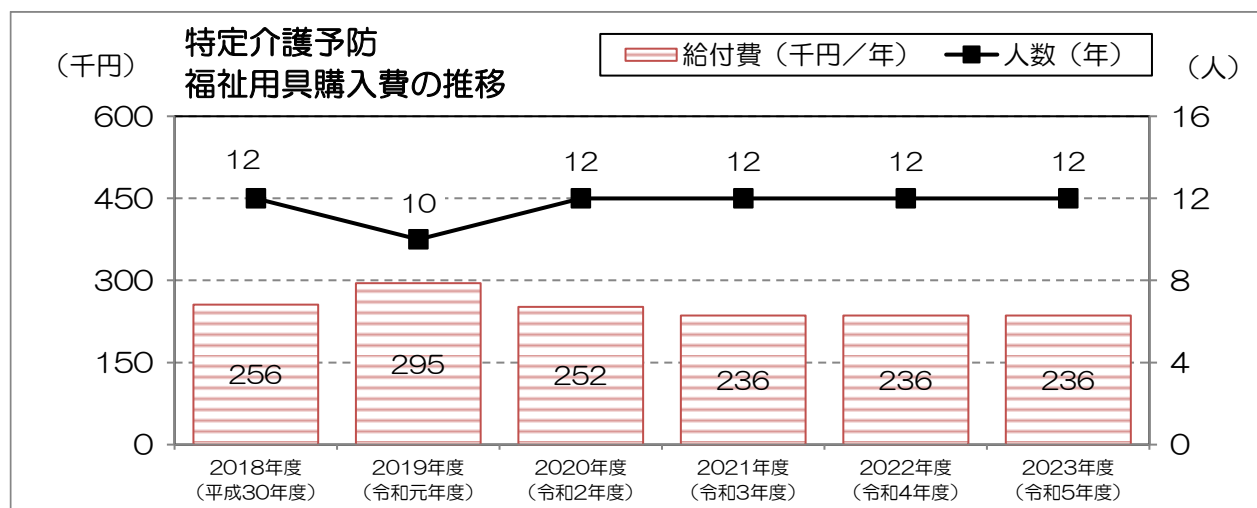
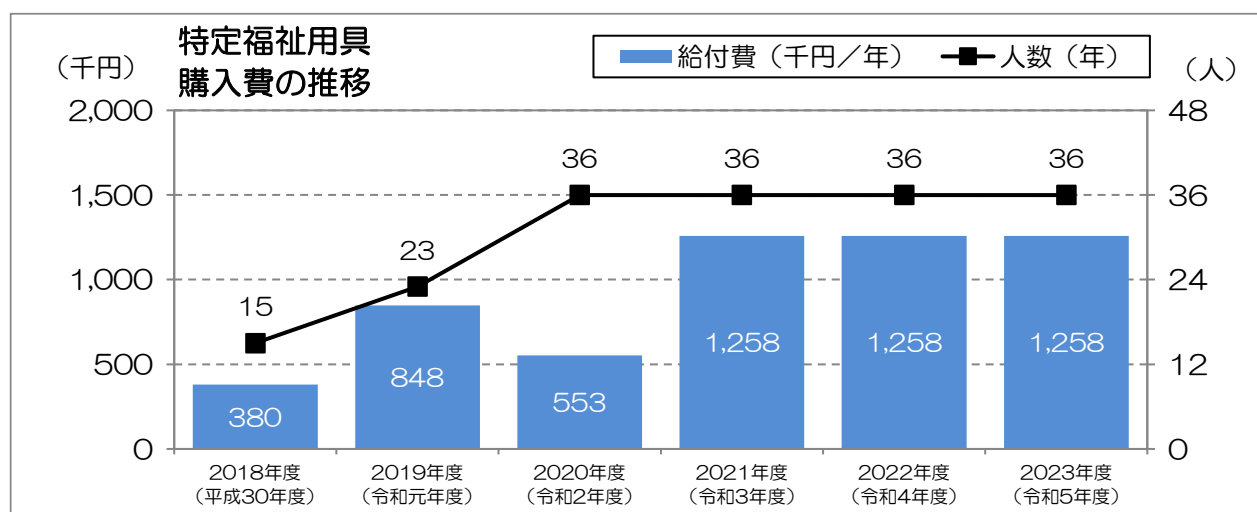


⑪ 特定福祉用具購入費

入浴や排泄などに使用する福祉用具を購入した場合に費用を助成します。（年間10万円を上限）

	【介護】	第7期実績値			第8期見込値		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
特定福祉用具購入費	給付費（千円）	380	848	553	1,258	1,258	1,258
	人数（人）	15	23	36	36	36	36

	【予防】	第7期実績値			第8期見込値		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
特定介護予防 福祉用具購入費	給付費（千円）	256	295	252	236	236	236
	人数（人）	12	10	12	12	12	12

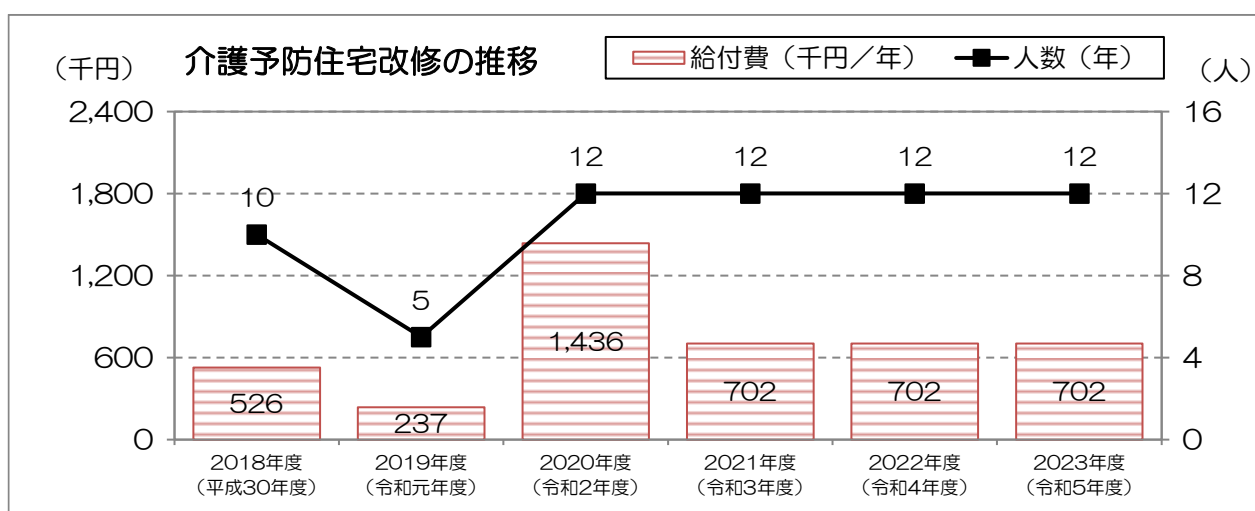
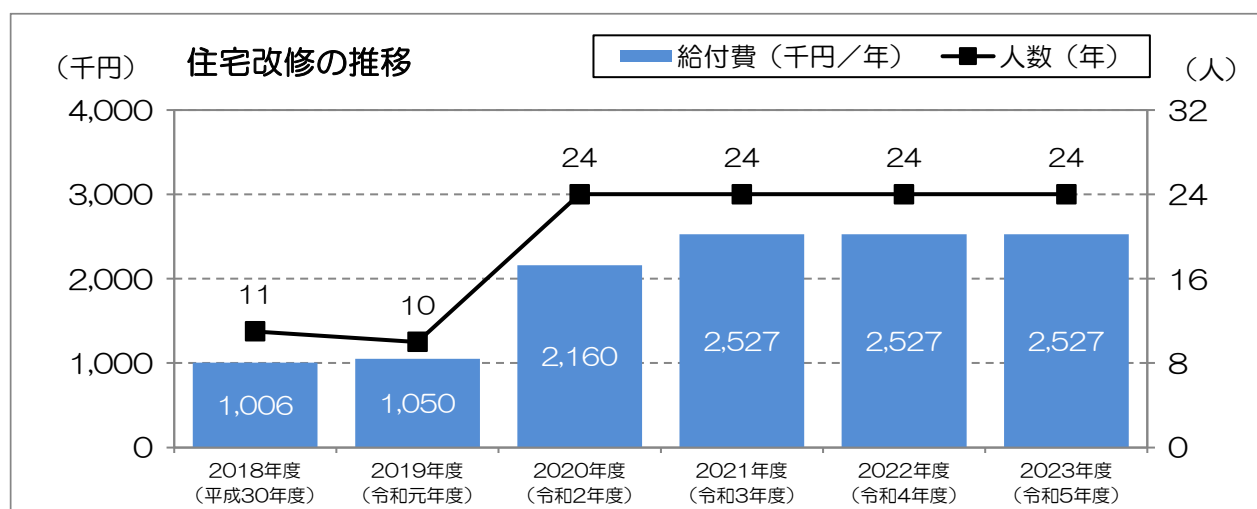


⑫ 住宅改修費

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をした際、20万円を上限に費用を支給します。（事前申請必要）

	【介護】	第7期実績値			第8期見込値		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
住宅改修	給付費（千円）	1,006	1,050	2,160	2,527	2,527	2,527
	人数（人）	11	10	24	24	24	24

	【予防】	第7期実績値			第8期見込値		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
介護予防住宅改修	給付費（千円）	526	237	1,436	702	702	702
	人数（人）	10	5	12	12	12	12



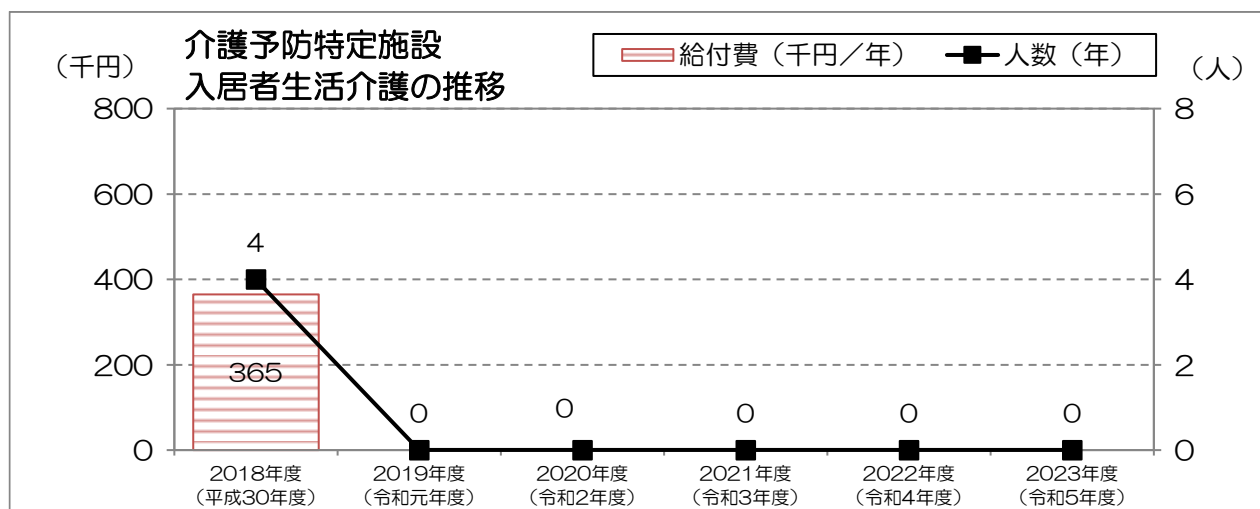
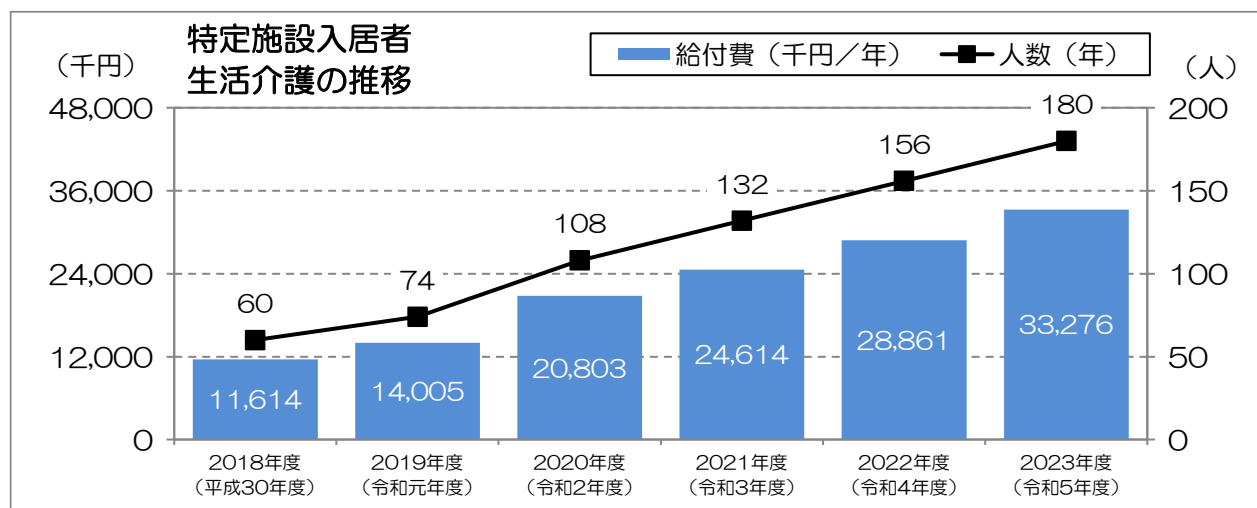
⑬ 特定施設入居者生活介護

特定の指定を受けた有料老人ホームなどに入居し、日常生活上の支援や介護の提供を受けます。

予防給付は、2019年度（令和元年度）以降、実績がないことから本計画期間においても給付費を見込んでいません。

	【介護】	第7期実績値			第8期見込値		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
特定施設入居者生活介護	給付費（千円）	11,614	14,005	20,803	24,614	28,861	33,276
	人数（人）	60	74	108	132	156	180

	【予防】	第7期実績値			第8期見込値		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
介護予防 特定施設入居者生活介護	給付費（千円）	365	0	0	0	0	0
	人数（人）	4	0	0	0	0	0

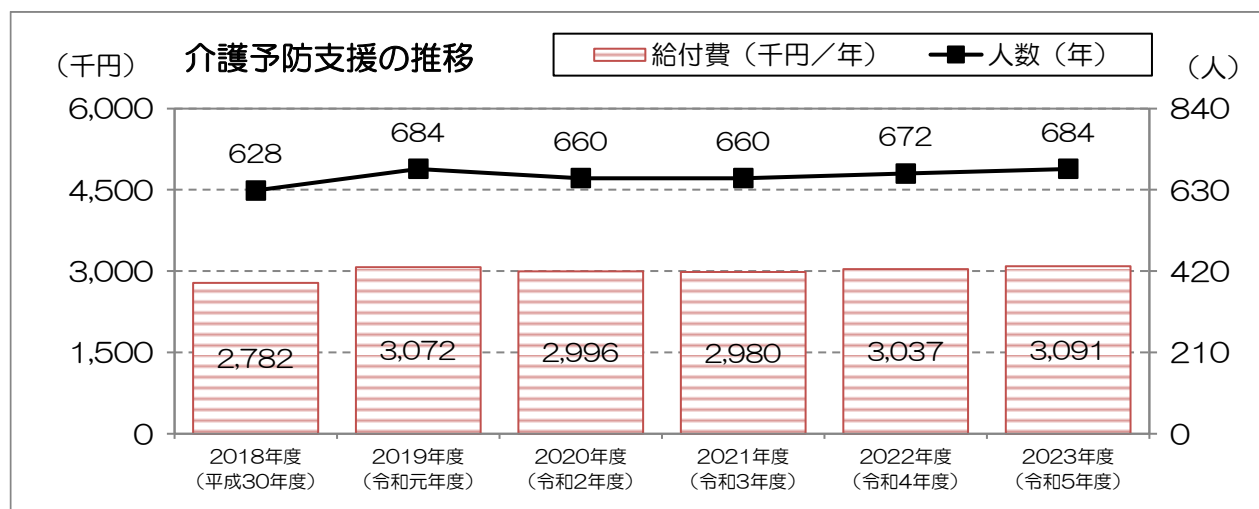
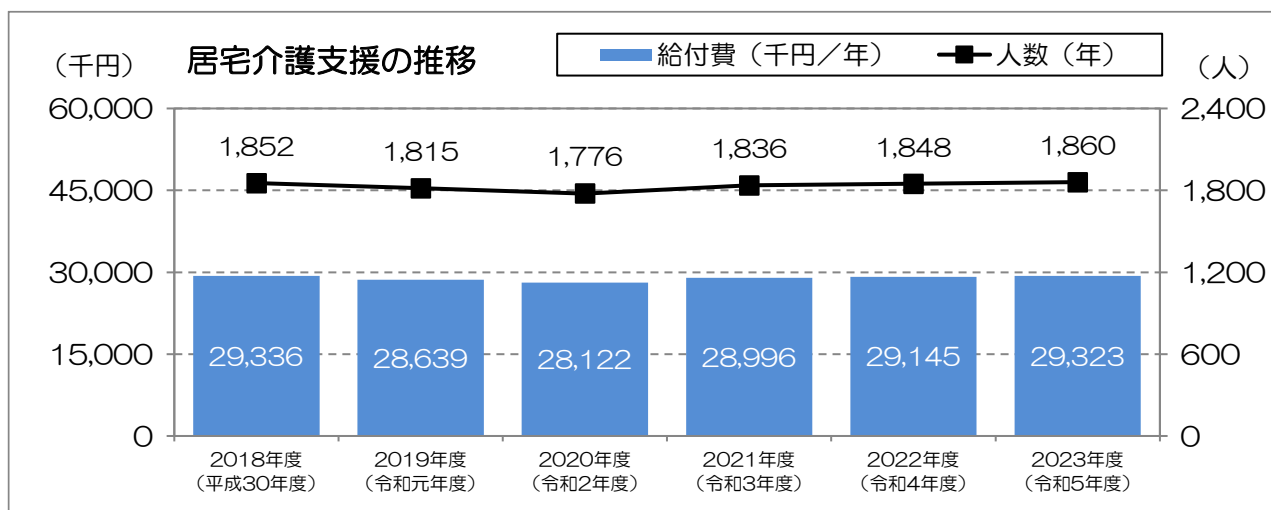


⑭ 居宅介護支援

ケアマネジャーが提供するサービスで、ケアプランの作成やサービスの調整・管理、各種相談助言を行います。居宅サービスを利用する場合は必ず、担当するケアマネジャーを選定する必要があります。なお、予防サービスについては「地域包括支援センター」が担当しています。

	【介護】	第7期実績値			第8期見込値		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
居宅介護支援	給付費(千円)	29,336	28,639	28,122	28,996	29,145	29,323
	人数(人)	1,852	1,815	1,776	1,836	1,848	1,860

	【予防】	第7期実績値			第8期見込値		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
介護予防支援	給付費(千円)	2,782	3,072	2,996	2,980	3,037	3,091
	人数(人)	628	684	660	660	672	684



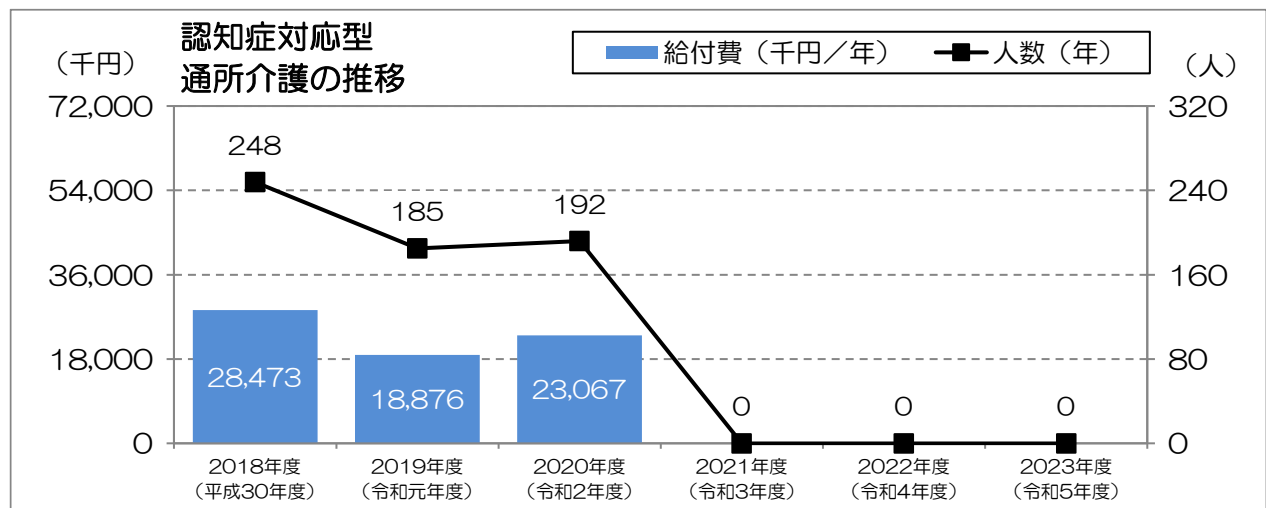
(2) 地域密着型サービス(介護予防サービス含む)の提供

① 認知症対応型通所介護

認知症高齢者を対象に専門的なケアを提供する通所介護です。

介護給付については、令和2年度末をもって事業所閉鎖の為、本計画期間において給付費を見込んでいません。

	【介護】	第7期実績値			第8期見込値		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
認知症対応型通所介護	給付費(千円)	28,473	18,876	23,067	0	0	0
	人数(人)	248	185	192	0	0	0



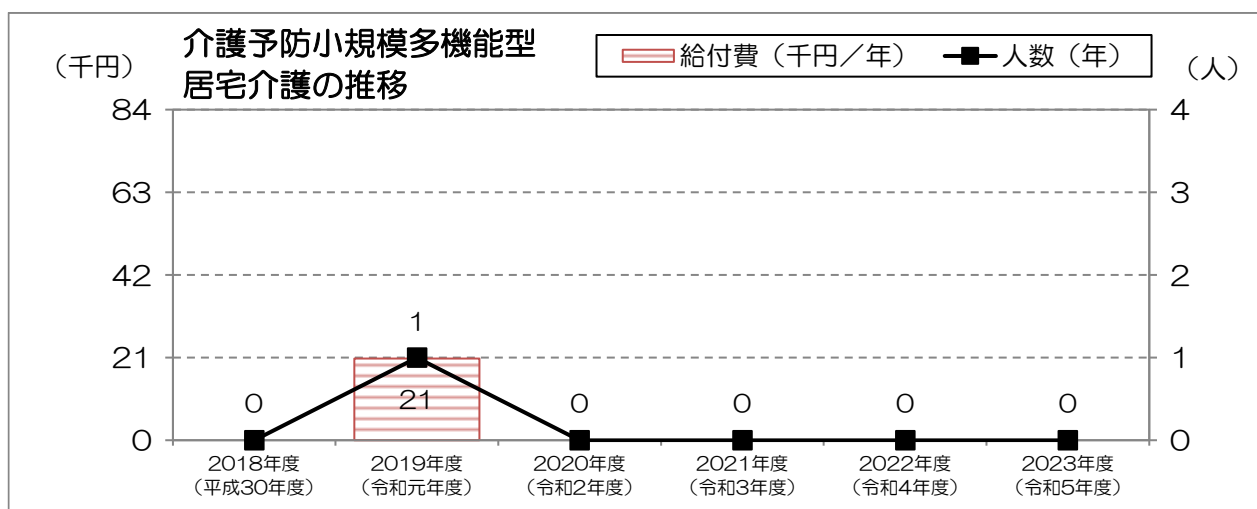
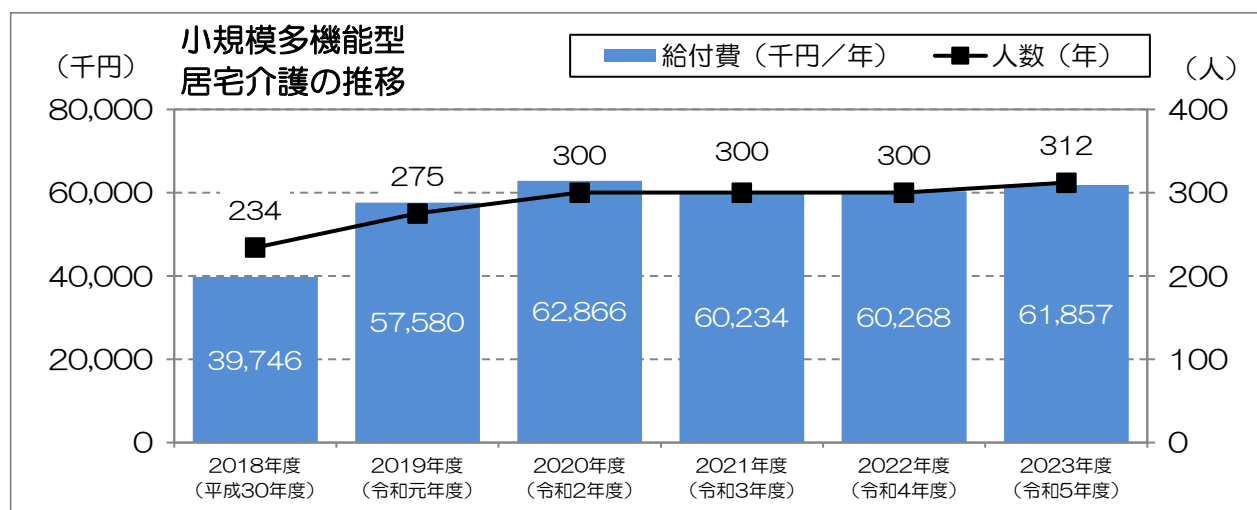
② 小規模多機能型居宅介護

通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問系のサービスや泊まりのサービスを組み合わせて多機能なサービスを提供します。

予防給付は、2019年度（令和元年度）のみしか実績がないことから本計画期間においても給付費を見込んでいません。

	【介護】	第7期実績値			第8期見込値		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
小規模多機能型居宅介護	給付費（千円）	39,746	57,580	62,866	60,234	60,268	61,857
	人数（人）	234	275	300	300	300	312

	【予防】	第7期実績値			第8期見込値		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
介護予防 小規模多機能型居宅介護	給付費（千円）	0	21	0	0	0	0
	人数（人）	0	1	0	0	0	0



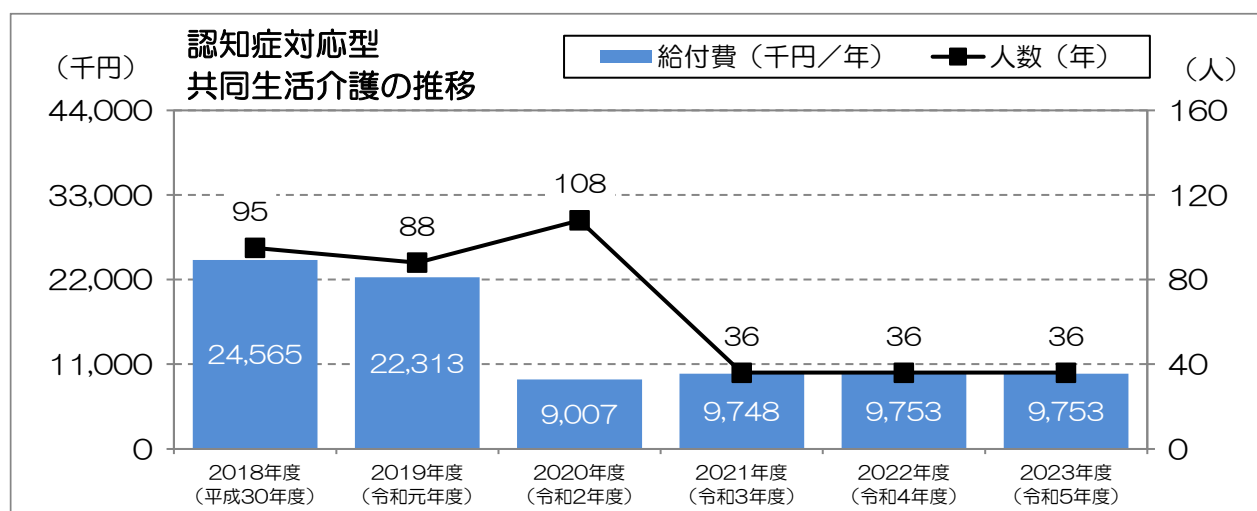
③ 認知症対応型共同生活介護

認知症高齢者が指定を受けた住宅で、家庭的な雰囲気の中、スタッフの援助を受けながら共同生活するサービスです。

令和元年度末をもって村内の認知症対応型共同生活介護事業所が廃止となっており、今後、利用を希望する高齢者がいた場合には、近隣の自治体や事業所と個別協議を行い、利用可能とする手続きをとります。

予防給付は、これまでも実績がないことから本計画期間においても給付費を見込んでいません。

	【介護】	第7期実績値			第8期見込値		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	24,565	22,313	9,007	9,748	9,753	9,753
	人数(人)	95	88	108	36	36	36

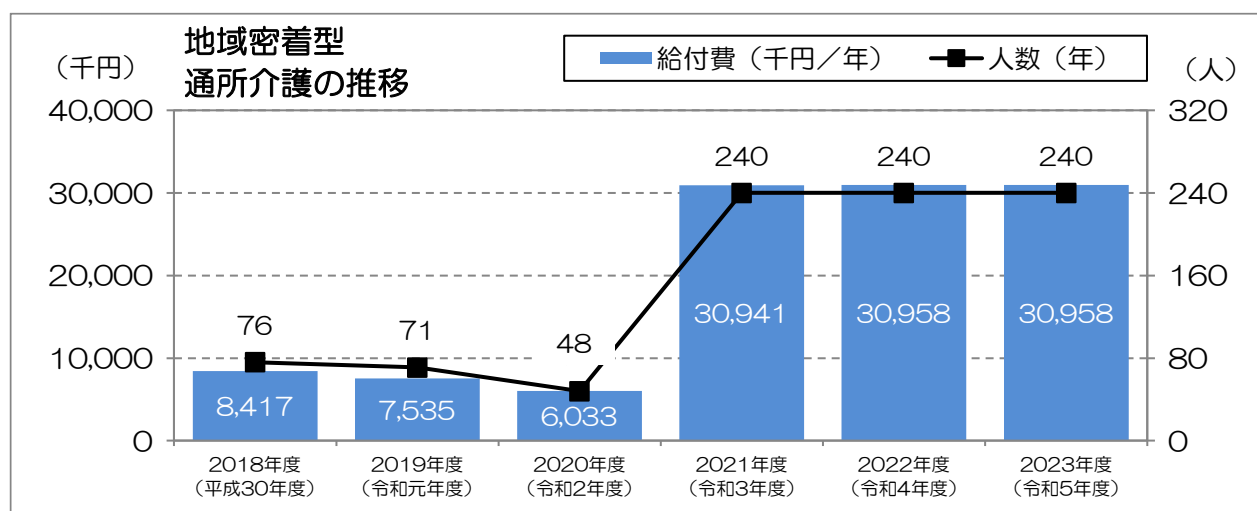


④ 地域密着型通所介護

利用定員18人以下の小規模の老人デイサービスセンターなどにおいて、日帰りで介護や生活機能訓練などを行います。

令和3年度より村内に新たに事業所が開設される見込みであるため、推計値が伸びています。

	【介護】	第7期実績値			第8期見込値		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
地域密着型通所介護	給付費(千円)	8,417	7,535	6,033	30,941	30,958	30,958
	人数(人)	76	71	48	240	240	240

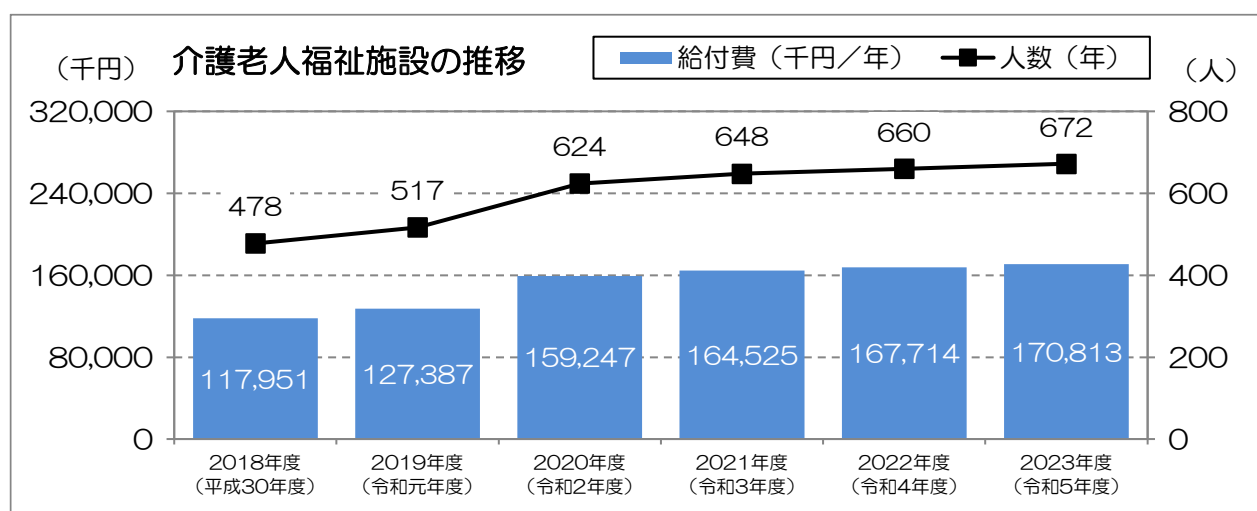


(3) 施設サービスの提供

① 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

寝たきりや認知症などで、常に介護が必要で自宅での生活が難しい方のための施設です。入所により、入浴・排せつ・食事などの介護、機能訓練、健康管理、療養上の世話などが受けられます。

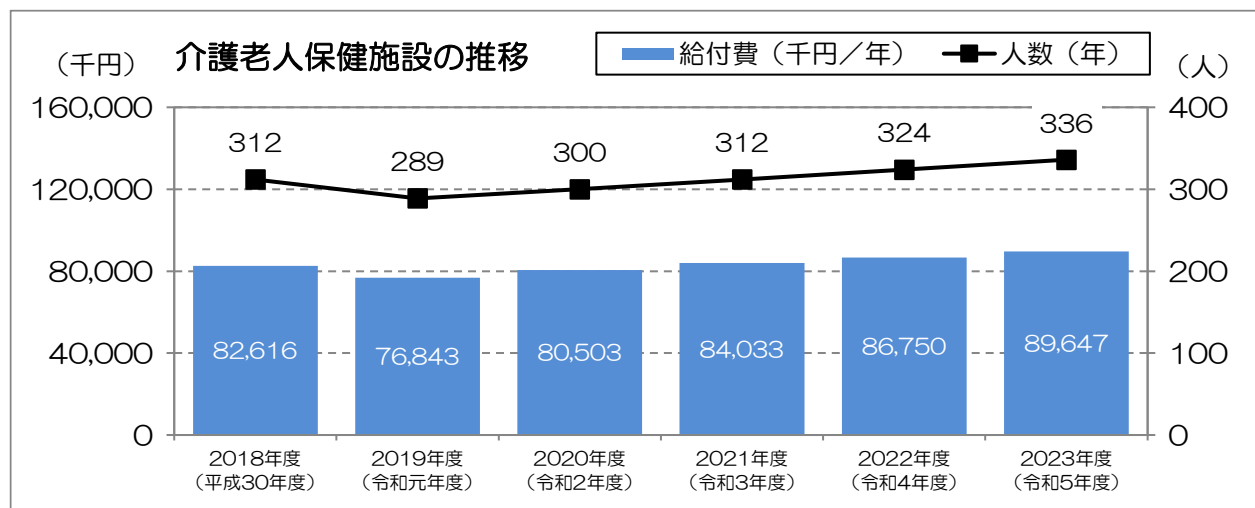
	【介護】	第7期実績値			第8期見込値		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
介護老人福祉施設	給付費（千円）	117,951	127,387	159,247	164,525	167,714	170,813
	人数（人）	478	517	624	648	660	672



② 介護老人保健施設

入所者に対してリハビリテーションなどの医療サービスを提供し、家庭への復帰を目指す施設です。

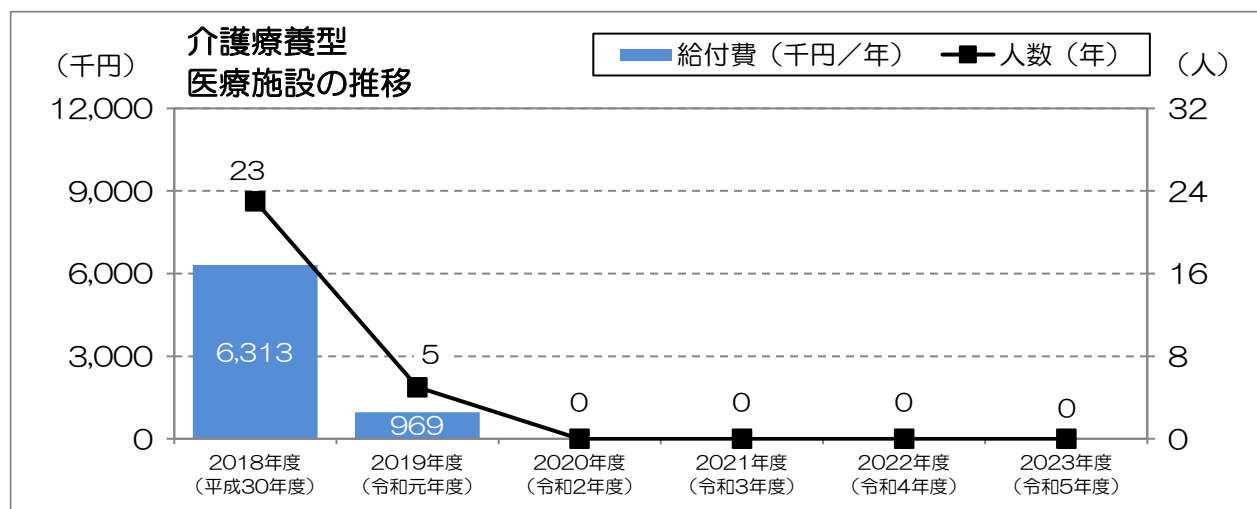
	【介護】	第7期実績値			第8期見込値		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
介護老人保健施設	給付費(千円)	82,616	76,843	80,503	84,033	86,750	89,647
	人数(人)	312	289	300	312	324	336



③ 介護療養型医療施設

病状が安定していても自宅での療養生活が難しい方が対象となる施設であり、必要な医療サービス、日常生活における介護、リハビリテーションなどを受けることができます。なお、2024年（令和6年）3月末をもって廃止となるため、それまでに介護医療院等への転換が必要です。

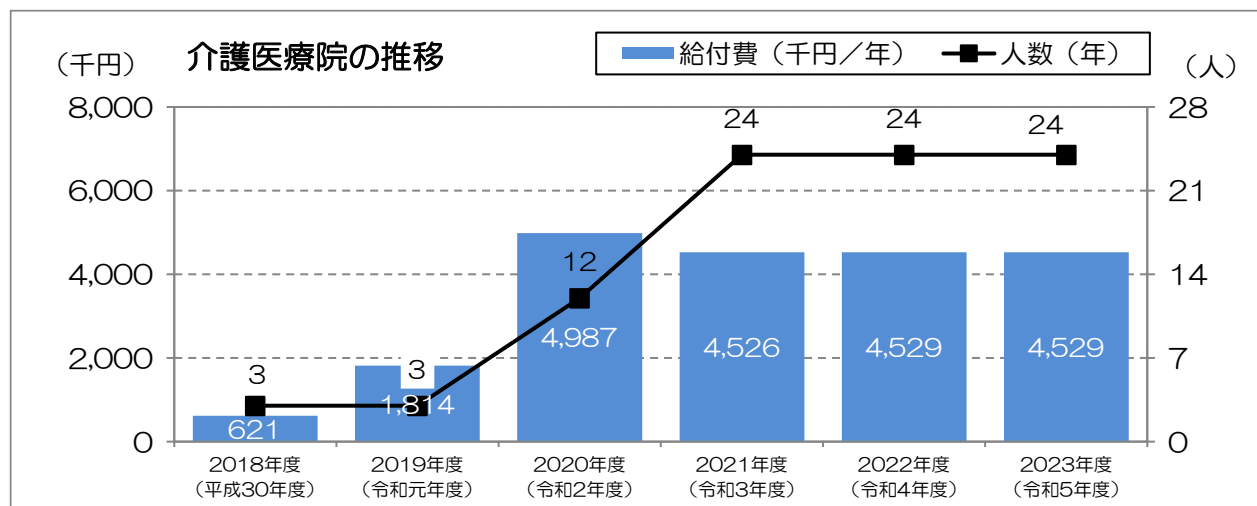
	【介護】	第7期実績値			第8期見込値		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
介護療養型医療施設	給付費（千円）	6,313	969	0	0	0	0
	人数（人）	23	5	0	0	0	0



④ 介護医療院

「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナルケア」等の医療機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた新たな施設です。

	【介護】	第7期実績値			第8期見込値		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
介護医療院	給付費(千円)	621	1,814	4,987	4,526	4,529	4,529
	人数(人)	3	3	12	24	24	24



2 介護保険事業の円滑な運営

(1) 第 1 号被保険者に対する情報提供

事業内容	第 1 号被保険者となる 65 歳到達時に介護保険制度や介護予防に関する情報提供を行い、適切な介護保険の利用や運用となるよう、普及啓発に努めます。
現状と課題	65歳到達時の介護保険証送付時に、パンフレット等を同封しています。
今後の方向性	引き続き、継続して実施していきます。

(2) 住民に対する介護保険制度の周知

事業内容	高齢者となる前の住民に対しても村の介護保険施策を周知するとともに、生活習慣改善等の情報提供をすることにより、これからの介護保険事業の円滑な運営となるように努めます。
現状と課題	パンフレットを作成し、周知します。
今後の方向性	引き続き、継続して実施していきます。

(3) 介護給付サービス内容・質の確保

事業内容	介護給付等対象サービスの適切な利用を促進する方策として、情報の提供・相談・援助を適切に行うことができる体制の整備を検討します。
現状と課題	介護、医療等の関係事業所が集まる事業所連絡会を開催しています。
今後の方向性	引き続き、継続して実施していきます。

	実績値			目標値		
	2018 年度	2019 年度	2020 年度 (見込み)	2021 年度	2022 年度	2023 年度
事業所連絡会開催回数	4	4	1	4	4	4

(4) 介護給付適正化に向けた取組

① 認定調査状況チェック及び認定調査員研修の実施

事業内容	区分変更申請及び更新申請にかかる認定調査の結果について、保険者による点検等を実施し、適切に認定調査が行われているか実態を把握しています。
現状と課題	全て村役場職員が調査を実施しています。
今後の方向性	引き続き、継続して実施していきます。

	実績値			目標値		
	2018年度	2019年度	2020年度 (見込み)	2021年度	2022年度	2023年度
認定調査状況チェック数	全件	全件	全件	全件	全件	全件

② ケアマネジメント等の適正化のためのケアプランの点検

事業内容	居宅介護・介護予防サービス計画の記載内容について、事業者に資料提出を求め、村職員等の第三者が点検及び支援を行い、受給者が真に必要なとするサービスを確保するとともに、適合していないサービス提供を改善しています。
現状と課題	村内全事業所・全介護支援専門員に対して実施しています。
今後の方向性	引き続き、継続して実施していきます。

	実績値			目標値		
	2018年度	2019年度	2020年度 (見込み)	2021年度	2022年度	2023年度
ケアプラン点検数(事業所)	2	3	2	2	2	2
ケアプランチェック数	7	9	5	5	5	5

③ 住宅改修及び福祉用具の現地確認

事業内容	保険者が改修工事を行う予定の住宅を訪問調査し実態を確認することにより、不適切または不要な住宅改修を排除しています。 保険者が福祉用具利用者に対し訪問調査を行い、必要性や利用状況等を点検し、不適切または不要な福祉用具購入・貸与を排除し、身体の状態に応じて利用を進めています。
現状と課題	住宅改修に関して、全件、職員が訪問して現地確認をしています。
今後の方向性	住宅改修については引き続き、継続して実施していきます。 福祉用具については、事業実施に向けた検討を行っていきます。

	実績値			目標値		
	2018年度	2019年度	2020年度 (見込み)	2021年度	2022年度	2023年度
住宅改修 現地確認件数	22	15	20	20	20	20

④ 介護報酬請求適正化のための「医療情報との突合」「縦覧点検」

事業内容	医療情報と介護保険情報の給付情報を突合し、重複請求の点検や、介護報酬の支払状況を確認し、請求内容の誤り等を早期に発見して適切な処置を行っています。
現状と課題	長野県国民健康保険団体連合会に委託し実施しています。
今後の方向性	引き続き、継続して実施していきます。

	実績値			目標値		
	2018年度	2019年度	2020年度 (見込み)	2021年度	2022年度	2023年度
医療情報との突合件数	24	25	30	30	30	30

⑤ 介護給付費通知

事業内容	介護保険のサービスを利用されている方に、介護保険サービスの利用状況（サービス内容や回数等）に間違いや不明な点がないか、確認していただくために介護給付費通知書を送付する事業です。
現状と課題	第 7 期計画期間においては実施していません。
今後の方向性	事業実施に向けた検討を行っていきます。

	実績値			目標値		
	2018 年度	2019 年度	2020 年度 (見込み)	2021 年度	2022 年度	2023 年度
介護給付費通知回数	—	—	—	—	—	—

⑥ 国保連給付実績の活用

事業内容	国保連で実施する審査支払いの結果から得られる給付実績を活用して、不適切な給付や事業者を発見し、適正なサービス提供と介護費用の効率化、事業者の指導育成を図ります。
現状と課題	長野県国民健康保険団体連合会から提供される情報をもとに実施しております。
今後の方向性	引き続き、継続して実施していきます。

	実績値			目標値		
	2018 年度	2019 年度	2020 年度 (見込み)	2021 年度	2022 年度	2023 年度
実施回数	12	12	12	12	12	12

(5) 介護保険料・費用等の軽減措置

① 特定入所者介護サービス費の給付

事業内容	住民税非課税世帯の要介護者が介護保険3施設に入所（入院）したときやショートステイを利用したとき、食費・居住費（滞在費）の利用者負担は、所得に応じた一定額（負担限度額）となり、負担の軽減を行っています。
------	--

② 高額介護サービス費の給付

事業内容	高額介護（介護予防）サービス費とは、介護サービスを利用して支払った自己負担額が、1ヶ月の合計で規定額の上限額を超えた分（同一世帯に複数の利用者がある場合は世帯全体の負担額が上限を超えた額）を、高額介護（介護予防）サービス費として支給（払い戻し）する制度です。 ただし、この自己負担額には福祉用具購入費・住宅改修費の1割負担や、施設入所中の食費・居住費（滞在費）及び日常生活費等の利用料は含まれません。
------	--

③ 高額医療合算介護サービス費の給付

事業内容	1年間に医療保険と介護保険の両方のサービスを利用した世帯の自己負担額の合計が高額になる場合には、限度額（年額）を超えた金額を高額医療合算介護サービス費として支給しています。
------	--

(6) 人材の育成・確保支援策

事業内容	第8期計画期間のサービス提供に必要な人材等については、サービスの種類ごとに2025年を見据えた事業量を見込み、それらを基に必要な介護人材の人数等を推計する必要があります。 本村では、必要な介護サービスの提供量や質を確保するため国や県と連携し、介護職員に加え、介護分野で働く専門職を含めた介護人材に対する相談体制の確立、介護サービス事業所や医療・介護関係団体等の連携・協力体制の構築、ボランティア活動の振興や普及啓発活動等を通じて地域の特色を踏まえた人材の確保を図り、資質の向上に取り組んでいます。 また、介護現場における業務仕分けやロボット・ICTの活用、元気高齢者の参入による業務改善などを検討します。 さらに、介護サービス事業所の文書負担軽減に向けて、押印の省略を可能にする等の対応をします。
------	--

第5章 介護保険給付費の見込みと介護保険料の算出

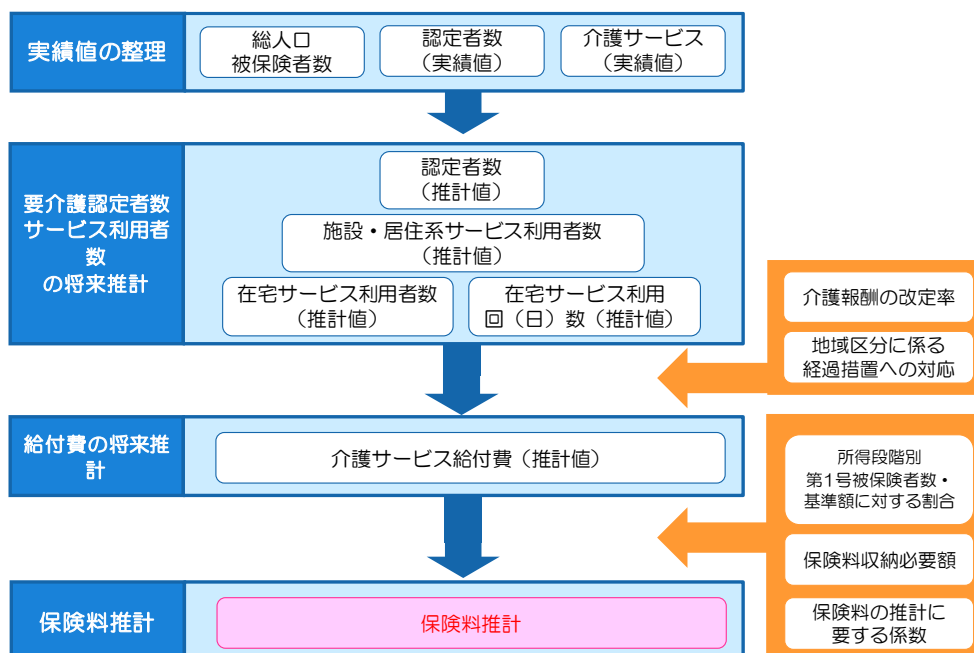
Ⅰ 地域ニーズに対応した介護給付サービスの提供

(Ⅰ) 推計方法の手順

事業量推計・保険料算定は、厚生労働省の地域包括ケア「見える化システム」を用いて行いました。地域包括ケア「見える化」システムは、都道府県・市町村における介護保険事業（支援）計画等の策定・実行を総合的に支援するための情報システムで、介護保険に関連する情報をはじめ、地域包括ケアシステムの構築に関する様々な情報が本システムに一元化されています。



【介護保険料の推計手順】



(2) 介護サービス給付費の見込み

各サービス給付費の推計は、下記のとおりです。

① 介護給付

(単位：千円)

【介護給付】	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2025年度 (令和7年度)	2040年度 (令和22年度)
(1) 居宅サービス					
訪問介護	21,180	22,899	23,366	24,041	32,109
訪問入浴介護	1,338	1,339	1,339	1,775	3,114
訪問看護	19,706	20,131	20,545	21,415	27,883
訪問リハビリテーション	6,794	6,922	7,047	7,683	9,990
居宅療養管理指導	3,198	3,373	3,482	3,545	4,688
通所介護	86,624	86,681	86,822	94,864	127,508
通所リハビリテーション	16,979	17,752	17,752	17,315	22,455
短期入所生活介護	20,534	22,249	22,687	23,618	30,797
短期入所療養介護（老健）	2,724	2,725	2,725	2,725	3,657
短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0	0
短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	20,293	21,117	21,628	22,324	29,557
特定福祉用具購入費	1,258	1,258	1,258	1,258	2,282
住宅改修費	2,527	2,527	2,527	2,527	2,527
特定施設入居者生活介護	24,614	28,861	33,276	33,276	40,182
(2) 地域密着型サービス					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	30,941	30,958	30,958	32,981	37,036
認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	60,234	60,268	61,857	61,857	89,736
認知症対応型共同生活介護	9,748	9,753	9,753	28,088	40,608
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0
(3) 施設サービス					
介護老人福祉施設	164,525	167,714	170,813	176,757	240,466
介護老人保健施設	84,033	86,750	89,647	95,418	118,411
介護医療院	4,526	4,529	4,529	4,529	4,529
介護療養型医療施設	0	0	0	0	0
(4) 居宅介護支援	28,996	29,145	29,323	30,024	39,373
合計	610,772	626,951	641,334	686,020	906,908

② 予防給付

(単位：千円)

【予防給付】	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2025年度 (令和7年度)	2040年度 (令和22年度)
(1) 居宅サービス					
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	3,458	3,460	3,460	2,811	3,460
介護予防訪問リハビリテーション	1,451	1,452	1,452	1,452	2,178
介護予防居宅療養管理指導	752	753	753	815	1,004
介護予防通所リハビリテーション	3,860	3,862	4,137	4,137	5,132
介護予防短期入所生活介護	215	215	215	215	215
介護予防短期入所療養介護（老健）	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	3,131	3,208	3,208	3,276	4,107
特定介護予防福祉用具購入費	236	236	236	236	236
介護予防住宅改修	702	702	702	702	702
介護予防特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0
(2) 地域密着型サービス					
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0
(3) 介護予防支援	2,980	3,037	3,091	3,199	3,849
合計	16,785	16,925	17,254	16,843	20,883

③ 総給付費

(単位：千円)

	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2025年度 (令和7年度)	2040年度 (令和22年度)
総給付費	627,557	643,876	658,588	702,863	927,791

(3) 標準給付費

(単位：千円)

	2021 年度 (令和 3 年度)	2022 年度 (令和 4 年度)	2023 年度 (令和 5 年度)	合計
総給付	627,557	643,876	658,588	1,930,021
特定入所者介護サービス費等 給付額（財政影響額調整後）	17,339	16,396	16,577	50,312
高額介護サービス費等給付額 （財政影響額調整後）	10,843	11,742	12,721	35,306
高額医療合算介護サービス費等給 付額	1,250	1,300	1,350	3,900
算定対象審査支払手数料	609	609	615	1,833
標準給付見込み額	657,597	673,923	689,851	2,021,372

(4) 地域支援事業費

(単位：千円)

	2021 年度 (令和 3 年度)	2022 年度 (令和 4 年度)	2023 年度 (令和 5 年度)	合計
介護予防・日常生活支援 総合事業費	17,460	18,360	19,160	54,980
包括的支援事業（地域包括支援セ ンターの運営）及び任意事業費	10,740	10,840	10,940	32,520
包括的支援事業 （社会保障充実分）	7,500	7,500	7,500	22,500
地域支援事業費	35,700	36,700	37,600	110,000

2 介護保険料の設定

(1) 介護保険の財源内訳

第8期計画期間における各事業の財源内訳について、介護給付費等の負担割合は、第1号被保険者保険料が23.0%、第2号被保険者保険料が27.0%となります。包括的支援事業・任意事業については、国、都道府県、市町村の負担割合が低くなります。

(単位：%)

		介護給付費		地域支援事業費	
		居宅給付費	施設給付費	介護予防・日常生活支援 総合事業	包括的支援 事業・ 任意事業
公費	国	20.0	15.0	20.0	38.5
	国の調整交付金	5.0	5.0	5.0	
	都道府県	12.5	17.5	12.5	19.25
	市町村	12.5	12.5	12.5	19.25
保険料	第1号被保険者	23.0	23.0	23.0	23.0
	第2号被保険者	27.0	27.0	27.0	

(2) 介護保険料の段階設定

所得段階に応じた介護保険料を設定することで低所得者への負担軽減となるよう、本村では所得段階を9段階に分けた介護保険料を設定します。

(3) 介護保険料の所得段階区分

第8期介護保険料の所得段階区分は、第5段階を基準とし下記のとおり設定します。

所得段階	対象者
第1段階	生活保護受給者または住民税非課税世帯（課税年金収入等が80万円以下の方）
第2段階	住民税非課税世帯（課税年金収入等が80万円超120万円以下の方）
第3段階	住民税非課税世帯（課税年金収入等が120万円超の方）
第4段階	本人住民税非課税者（課税年金収入等が80万円以下の方）
第5段階	本人住民税非課税者（課税年金収入等が80万円超の方）
第6段階	本人住民税課税者（本人所得が120万円未満の方）
第7段階	本人住民税課税者（本人所得が120万円以上210万円未満の方）
第8段階	本人住民税課税者（本人所得が210万円以上320万円未満の方）
第9段階	本人住民税課税者（本人所得が320万円以上の方）

(4) 第1号被保険者数と所得段階別被保険者数

① 第1号被保険者数

(単位：人)

	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	合 計
第1号被保険者数	2,413	2,423	2,435	7,271
うち前期(65～74歳)	1,187	1,142	1,098	3,427
うち後期(75歳～)	1,226	1,281	1,337	3,844

② 所得段階別被保険者数

(単位：人)

	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	合 計
所得段階別 被保険者数	2,413	2,423	2,435	7,271
第1段階	208	209	210	627
第2段階	137	138	139	414
第3段階	133	134	135	402
第4段階	309	310	312	931
第5段階	540	542	544	1,626
第6段階	492	493	495	1,480
第7段階	292	293	294	879
第8段階	140	141	142	423
第9段階	162	163	164	489

(5) 調整交付金及び準備基金等

(単位：千円)

	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	合 計
標準給付費見込額	657,597	673,923	689,851	2,021,371
地域支援事業費	35,700	36,700	37,600	110,000
第1号被保険者負担分相当額	159,458	163,443	167,314	490,215
調整交付金相当額	33,753	34,614	35,451	103,818
調整交付金見込交付割合(%)	3.48%	3.25%	3.05%	
調整交付金見込額	23,492	22,499	21,625	67,616
準備基金取崩額				0
保険料収納率(%)				99.00%

(6) 介護保険料基準月額の算定

(単位：円)

	第8期
第8期の第1号被保険者の介護保険料の基準額	5,700
(参考) 保険料基準額の伸び率(%) (対7期保険料)	-4.9%

(7) 第1号被保険者保険料(第8期)の設定

《第8期保険料段階》

段階	基準額 に対する割合	月額 (円)	対象者
第1段階	0.5	2,850	生活保護受給者・老 齢福祉年金受給者及 び世帯全員住民税非 課税かつ本人年金収 入等 80 万円以下の 方
	0.3	1,710	
第2段階	0.75	4,270	世帯全員が住民税非 課税かつ本人年金収 入等 80 万円超 120 万円以下の方
	0.5	2,850	
第3段階	0.75	4,270	世帯全員が住民税非 課税かつ本人年金収 入等 120 万円超の 方
	0.7	3,990	
第4段階	0.9	5,130	本人住民税非課税か つ本人年金収入等 80 万円以下の方 (世帯に課税者あり)
第5段階	1	5,700	本人住民税非課税か つ本人年金収入等 80 万円超の方 (世帯に課税者あり)
第6段階	1.2	6,840	本人住民税課税かつ 合計所得金額 120 万 円未満の方
第7段階	1.3	7,410	本人住民税課税かつ 合計所得金額 120 万 円以上 <u>210 万円</u> 未満の方
第8段階	1.5	8,550	本人住民税課税かつ 合計所得金額 <u>210 万 円</u> 以上 <u>320 万円</u> 未満の方
第9段階	1.7	9,690	本人住民税課税かつ 合計所得金額 <u>320 万 円</u> 以上の方

《第7期保険料段階》

段階	基準額 に対する割合	月額 (円)	対象者
第1段階	0.5	2,990	生活保護受給者・老 齢福祉年金受給者及 び世帯全員住民税非 課税かつ本人年金収 入等 80 万円以下の 方
	0.45 2018 年度	2,690	
	0.375 2019 年度	2,240	
	0.3 2020 年度	1,790	
第2段階	0.75	4,490	世帯全員が住民税非 課税かつ本人年金収 入等 80 万円超 120 万円以下の方
	0.625 2019 年度	3,740	
	0.5 2020 年度	2,990	
第3段階	0.75	4,490	世帯全員が住民税非 課税かつ本人年金収 入等 120 万円超の方
	0.725 2019 年度	4,340	
	0.7 2020 年度	4,190	
第4段階	0.9	5,390	本人住民税非課税か つ本人年金収入等 80 万円以下の方 (世帯に課税者あり)
第5段階	1	5,990	本人住民税非課税か つ本人年金収入等 80 万円超の方 (世帯に課税者あり)
第6段階	1.2	7,180	本人住民税課税かつ 合計所得金額 120 万 円未満の方
第7段階	1.3	7,780	本人住民税課税かつ 合計所得金額 120 万 円以上 <u>200 万円</u> 未満 の方
第8段階	1.5	8,980	本人住民税課税かつ 合計所得金額 <u>200 万 円</u> 以上 <u>300 万円</u> 未満 の方
第9段階	1.7	10,180	本人住民税課税かつ 合計所得金額 <u>300 万 円</u> 以上の方

※ 第1段階から第3段階 上段：国基準に基づく負担割合と月額 下段：公費負担による保険料軽減後の負担割合と月額

第6章 介護サービスの基盤整備

Ⅰ 介護施設の基盤整備と方策

第8期計画期間中の施設整備の見込み及び中長期的に整備が必要となる施設について、下表のとおり計画しました。

今後、2025年にはいわゆる団塊の世代が、すべて75歳以上の後期高齢者となります。さらに、2040年には高齢者の増加スピードそのものは鈍化するものの、支え手である現役世代人口が急速に減少していくとともに、団塊の世代のジュニアが高齢者となるなど、介護保険制度を取り巻く情勢が目まぐるしく変化する昨今、地域の実情を的確に捉え基盤整備を進めることが重要です。

また、広域的に整備が必要な施設については、引き続き長野県及び松本広域圏の関係市村と連携し整備にあたります。

(単位：床(人)数の上限)

サービス名	整備 区分	年度 地域	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 22年度	備考
介護老人福祉 施設 【短期⇒特養】	転換	村内	2					
特定施設入居者 生活介護 【混合型】	新設	村内	20					サービス 付き高齢 者住宅

第7章 計画の推進に向けて

1 PDCAサイクルの活用

本村の保険者機能を強化し、高齢者の自立支援や重度化防止の取組を推進するためにPDCAサイクルを活用します。地域課題を分析した結果を基に地域の実情に則した取組目標を計画に記載(Plan)し、第8期の各年度において実施(Do)した施策について達成状況の点検、事業実績等に関する評価(Check)を行い、その評価を踏まえて必要があると認められるときは、施策に反映するなど必要な措置(Action)を講じながら計画を推進していきます。

2 点検・評価等と公表に向けた取組

実績を評価する際には適切な指標を設ける必要があることから、地域における日常生活の継続の状況や、在宅と施設におけるサービスの量の均衡等に関する達成状況を分析・評価するための指標項目を設定するなど、工夫を図りました。

要支援者等に対するサービス提供については、ガイドラインを参考にしながら計画期間中の取組費用等の結果について関係者間で議論しつつ検証・評価します。その結果は関係者間で共有するとともに第8期以降の計画につなげていきます。

3 住民への周知及び啓発

広報紙やパンフレット等により、介護保険制度の周知に務めるとともに、高齢者福祉事業の内容やサービスの具体的な説明を行い、高齢者のみならず、若い世代から介護予防に関する知識の向上を図るための活動を積極的に行っていきます。

第8章 成年後見制度の利用促進

(成年後見制度利用促進基本計画)

1 成年後見制度利用促進計画とは

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が十分でなくなり、ご自身一人では財産の管理や契約等を行うことが難しい方が、自分らしく安心して暮らせるように後見人等が本人に代わって財産管理や契約行為等を行うことで権利を保護し、暮らしを支援していく制度です。

国はこの成年後見制度が、判断能力の低下した方を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことを鑑み、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めること等により成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として平成 28 年5月に成年後見制度の利用の促進に関する法律（以降利用促進法）を施行しました。

そして平成 29 年3月には成年後見制度利用促進基本計画（以降国基本計画）を閣議決定しています。利用促進法 14 条第 1 項では市町村は国基本計画を勘案して、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに成年後見制度等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めることとされています。

2 成年後見制度の種類

成年後見制度には法定後見制度と任意後見制度があります。

法定後見制度はご本人の判断能力が不十分になった後、家庭裁判所によって成年後見人等が選ばれる制度です。「判断能力が不十分な方」には「補助」、「判断能力が著しく不十分な方」には「保佐」、「判断能力が全くない方」には「後見」とご本人の判断能力に応じて3つの類型があります。

任意後見制度はご本人に十分な判断能力があるうちに、あらかじめご本人が選んだ人に代わりにしてもらいたいことを公正証書によって契約で決めておく制度です。ご本人の判断能力が低下した場合に、家庭裁判所で任意後見監督人が選任されて初めて任意後見契約の効力が生じます。

3 成年後見制度が必要となる背景

認知症高齢者の数は新オレンジプランによると 2025 年には高齢者の約 5 人に 1 人となることが見込まれており、判断能力が不十分で預貯金や不動産等の財産管理、必要な介護サービスの契約や施設入所の契約を自分で結ぶことが難しくなる方、自分に不利益な契約であってもよく判断することができず消費者被害に遭ってしまう方が増加する恐れがあり今後成年後見制度への需要が増大することが予想されます。

4 現状と課題

本村においては、地域包括支援センターが高齢者の成年後見制度に関する相談窓口となり、制度説明や申立て支援等の相談に対応しています。

また、平成 23 年度からは近隣の 2 市 5 村（松本市・安曇野市・麻績村・生坂村・山形村・朝日村・筑北村）が補助金を出し合い松本市社会福祉協議会が設置・運営する成年後見支援センターかけはしと連携してきました。成年後見支援センターかけはしでは市村からの二次相談の対応、法人後見の受任等担っています。

令和 3 年度からはこれを業務委託とし既出の 2 市 5 村と成年後見支援センターかけはしが地域連携ネットワークの中核となる機関（以下中核機関）となって利用促進法及び国基本計画に基づく体制を整備します。

5 施策の方向性

（1）地域ネットワークの構築

地域において財産の管理や必要なサービスの利用手続を自ら行うことが困難な状態であるにも関わらず必要な支援を受けられていない人等の発見に努め速やかに必要な支援に結び付けることや、早期の段階（任意後見や補助類型や保佐類型といった選択も含め）から相談及び対応する体制を整備すること、また意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築を行い、必要な人が本人らしい生活を守るための制度として成年後見制度を利用できるよう既存の保健・医療・福祉の連携に司法も含めた地域連携ネットワークを構築します。

国基本計画では地域連携ネットワークは本人を後見人とともに支える「チーム」と、地域における「協議会」、地域連携ネットワークを整備し適切に協議会を運営していく「中核機関」という 3 つを構成要素とします。

① 協議会の設置

後見等開始の前後を問わず、個々のケースに対するチームを法律・福祉等の専門職や関係機関が支援する「協議会」を2市5村の圏域で1箇所設置します。協議会では各種専門職団体・関係機関の協力・連携強化を協議したり、多職種間での更なる連携強化策等その時の地域課題の検討・調整・解決などを行います。

② 中核機関の運営

近隣の2市5村と成年後見支援センターかけはしが中核機関となり、次のアからウの機能を地域連携ネットワークと連携しながら担います。

ア. 司令塔機能

権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けた進捗管理やコーディネート

イ. 事務局機能

協議会の運営や地域連携ネットワーク構成機関との連絡調整等

ウ. 進行管理機能

1	成年後見制度の広報啓発
2	相談受付、個別のチーム（身近な地域内で日常的に本人を支援するチーム）の権利擁護に関する支援の必要性や適切な支援内容の検討など権利擁護支援の方針について検討・専門的判断
3	2の結果成年後見制度の利用が適切と判断された場合には、申立てに関わる相談や支援、適切な後見人候補者推薦のための検討、候補者選任後のチームについての検討、市民後見人の養成及び活動支援
4	後見人等への支援（モニタリング・バックアップ）

(2) 成年後見制度利用支援事業の実施

成年後見制度利用にあたり、親族等が後見開始の審判の申立てを行うことができない場合には、村長が申立てを行います。また、必要に応じて、申立てに要する費用の負担及び成年後見人等の報酬に対する扶助を行います。

6 達成目標と主な取組の見込み

	基準値 (令和元年度)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度講演会 及び相談会	1 回	1 回	1 回	1 回
市民後見人の養成人数 (人材バンク登録者数)	26 人	26 人	40 人	40 人
市民後見人 フォローアップ研修	3回	3回	3回	3回
成年後見制度 利用支援事業(申立て)	2 件	2 件	2 件	2 件

※ 市民後見人の養成人数については、2市5村の住民を対象に成年後見支援センターかけはしにおいて養成された人数であり、当村単独で養成された人数ではありません。市民後見人フォローアップ研修についても同様です。

資料編

山形村高齢者保健福祉運営協議会委員名簿

敬称略

	氏 名	所属・役職
会長	平 沢 妙 香	民生児童委員協議会 高齢者福祉部会長
副会長	稲 田 元 宏	被保険者代表
委員	小 林 かつ代	山形村副村長
委員	本 間 一 美	健康づくり推進員会長
委員	稲 田 順 子	食生活改善推進協議会長
委員	青 沼 瑞 穂	介護者代表
委員	小 澤 晃 人	被保険者代表
委員	土 田 淳 一	被保険者代表
委員	西 原 美 佳	山形協立診療所 看護師長
委員	小 林 司	社会福祉協議会事務局長
委員	鈴 木 よし子	ピアやまがた所長

山形村高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画・
成年後見制度利用促進基本計画
2021（令和3）年度～2023（令和5）年度

発行日 2021（令和3）年3月

発行者 山形村 保健福祉課

住 所 〒390-1301 長野県東筑摩郡山形村 4520 番地 1

T E L 0263-97-2100 F A X 0263-97-2101